

# 安平町地域防災計画（事務局案）

安平町防災会議事務局

# 目次

用語	-----	5
第1章 総則	-----	7
第1節 計画の目的等	-----	7
第1 計画の目的	-----	7
第2 計画の位置付け	-----	8
第3 計画の構成	-----	8
第4 計画の修正要領	-----	10
第2節 計画の方針等	-----	11
第1 基本方針、基本目標の設定	-----	11
第2 基本目標達成のための方策	-----	11
第3 計画の効果的推進	-----	13
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	-----	15
第4節 町民及び事業所の基本的責務	-----	23
第1 町民の責務	-----	23
第2 事業所の責務	-----	24
第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進	-----	25
第4 町民運動の展開	-----	25
第2章 安平町の災害環境等	-----	27
第1節 安平町の地勢・気象・河川等	-----	27
第1 安平町の地勢	-----	27
第2 安平町の地形・地質	-----	28
第3 気象	-----	31
第2節 町の社会的条件	-----	33
第1 人口の状況	-----	33
第2 土地利用の状況	-----	34
第3 経済・産業の状況	-----	34
第4 交通網の状況	-----	34
第3節 風水害環境	-----	36
第1 主な風水害等の概要	-----	36
第2 災害想定	-----	38
第4節 雪害環境	-----	45
第1 主な雪害等の概要	-----	45

第2	災害想定	-----	46
第5節	火災環境	-----	47
第1	火災を取り巻く環境	-----	47
第2	町に影響を及ぼす火災	-----	48
第6節	原子力事故災害環境	-----	49
第1	町を取り巻く環境	-----	49
第2	原子力災害の想定	-----	49
第3章	防災体制	-----	51
第1節	安平町防災会議	-----	52
第1	町防災会議の組織	-----	52
第2	町防災会議の所掌事務	-----	52
第3	防災会議の運営	-----	53
第2節	町災害対策本部	-----	54
第1	本部の組織	-----	54
第2	本部の設置基準等	-----	54
第3	本部の運営	-----	57
第4	災害警戒本部	-----	59
第3節	防災情報の通信体制	-----	61
第1	防災気象情報（地震・火山等に関する予報等を除く）	---	61
第2	異常現象を発見した者の措置等	-----	79
第3	気象官署組織等	-----	80
第4章	災害予防	-----	81
第1節	防災知識の普及・啓発及び防災教育	-----	82
第1	町民への防災思想・知識の普及・啓発	-----	83
第2	町職員に対する防災教育	-----	85
第3	防災思想・知識の普及・啓発活動における要配慮者への配慮		86
第4	防災地理情報の整備及び防災に関する検証結果・調査分析結果等の収集・整理	-----	86
第5	防災リーダー等の育成	-----	86
第2節	防災訓練	-----	88
第1	町が実施主体となる防災訓練	-----	88
第2	要配慮者利用施設における防災訓練	-----	89
第3	町民、自主防災組織、事業所等の訓練	-----	90
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保	-----	91
第1	食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備	-----	91

第2	防災資機材の整備	-----	93
第3	防災倉庫の整備	-----	94
第4節	相互応援（受援）体制の整備	-----	95
第1	他自治体との相互応援体制の整備	-----	95
第2	災害時応援協定の締結	-----	96
第3	災害時受援計画	-----	97
第4	防災関係機関等との連携体制の強化	-----	97
第5	ボランティア活動の環境整備	-----	99
第5節	地域防災力の充実	-----	100
第1	町民・事業所における対策	-----	100
第2	自主防災組織の育成等	-----	101
第3	消防団、防火クラブの活性化	-----	103
第4	災害ボランティア活動の環境整	-----	103
第6節	避難体制の整備	-----	105
第1	避難実施・誘導體制の整備	-----	106
第2	指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難所の確保	-----	108
第3	避難計画の策定	-----	111
第4	防災上重要な施設の管理等	-----	112
第5	公共用地等の有効活用への配慮	-----	112
第7節	避難行動要支援者対策	-----	113
第1	地域における安全対策	-----	113
第2	社会福祉施設等における安全体制の確保	-----	118
第3	外国人に対する防災対策	-----	119
第8節	情報収集・伝達体制整備	-----	120
第1	町の対策	-----	120
第2	各防災関係機関等の対策	-----	122
第9節	建築物等災害予防	-----	124
第1	建築物防災の現状	-----	124
第2	予防対策	-----	124
第10節	消防計画	-----	127
第1	消防体制の整備	-----	127
第2	消防力の整備	-----	128
第3	消防職員及び消防団員の教育訓練	-----	129
第4	広域消防応援体制の整備	-----	129
第12節	水害予防	-----	131
第1	予防対策	-----	131

第2 水防計画	-----	133
第12節 風害予防	-----	134
第1 予防対策	-----	134
第13節 雪害予防	-----	136
第1 町の体制	-----	136
第2 予防対策	-----	136
第3 警戒体制	-----	138
第4 各交通機関の措置	-----	138
第5 町民への啓発	-----	139
第14節 融雪災害予防	-----	140
第1 町の体制	-----	140
第2 予防対策	-----	141
第3 応急対策	-----	142
第15節 土砂災害予防	-----	143
第1 現況	-----	143
第2 予防対策	-----	143
第3 町の予防対策	-----	144
第16節 積雪・寒冷関連対策	-----	148
第1 積雪対策の推進	-----	148
第2 交通の確保	-----	148
第3 雪に強いまちづくりの推進	-----	149
第4 寒冷対策の推進	-----	149
第17節 複合災害	-----	151
第1 予防対策	-----	151
第2 応急対策	-----	153
第18節 業務継続計画	-----	154
第1 業務継続計画（BCP）の概要	-----	154
第2 業務継続計画	-----	155

## 第5章 災害応急計画

（風水害編・地震災害編・火山災害編・事故災害編）（作成中）

## 第7章 災害復旧・復興、被災者支援（作成中）

## 用語

この計画において使用する用語は次のとおり。ただし、各主文内容において特に明示すべきであると判断される場合は正式な名称を用いることとする。

標記	説明
町	安平町
道	北海道
基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
水防法	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）、なお、本法律は国・都道府県が緊急調査を実施し、市町村に対し土砂災害緊急情報を周知することを定める法改正がなされている。
道防災会議	北海道防災会議
道災対本部	災害対策基本法第 23 条に基づき北海道が設置する道の災害対策本部
町防災会議	安平町防災会議
町災対本部	災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき安平町が設置する町の災害対策本部
道防災計画	災害対策基本法第 40 条に基づいて、北海道防災会議が作成する北海道地域防災計画
町防災計画	災害対策基本法第 42 条に基づいて、安平町防災会議が作成する安平町地域防災計画
共通・風水害編	計画の目的、防災の目標、防災関係機関等の役割・業務、町民・事業所の役割、災害想定、災害の防止対策、被害を最小限に抑えるための事前措置、風水害被害への応急措置、復旧対策等
地震災害編	地震被害への応急措置、復旧対策等
火山災害編	樽前山火山の大規模噴火に伴う被害への応急措置、復旧対策等
防災関係機関	安平町防災会議条例第 3 条に定める委員の属する機関

災害	暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害（災害対策基本法第2条第1号）
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること（災害対策基本法第2条第2号）
災害予防責任者	防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び公的団体並びに防災上重要な施設の管理者（災害対策基本法第47条）
消防本部（安平支署）	胆振東部消防組合消防本部消防署（安平支署）
消防団	安平町消防団
公共施設等	国、道、町が所管し、あるいは管理している施設
教育施設等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、こども園、保育園
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項第15号）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難をすることが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10第1項）
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的等

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき安平町防災会議が作成する計画であり、安平町の地域において予防及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関等がその全機能を有効に発揮して、町区域に所在する人々の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町における防災に万全を期すことを目的とする。

- 1 安平町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等の災害予防に関すること
- 4 災害時の給水、防疫、食糧供給等の災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及、啓発に関すること

なお、この計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール11、13、17の達成に資するものである。



※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

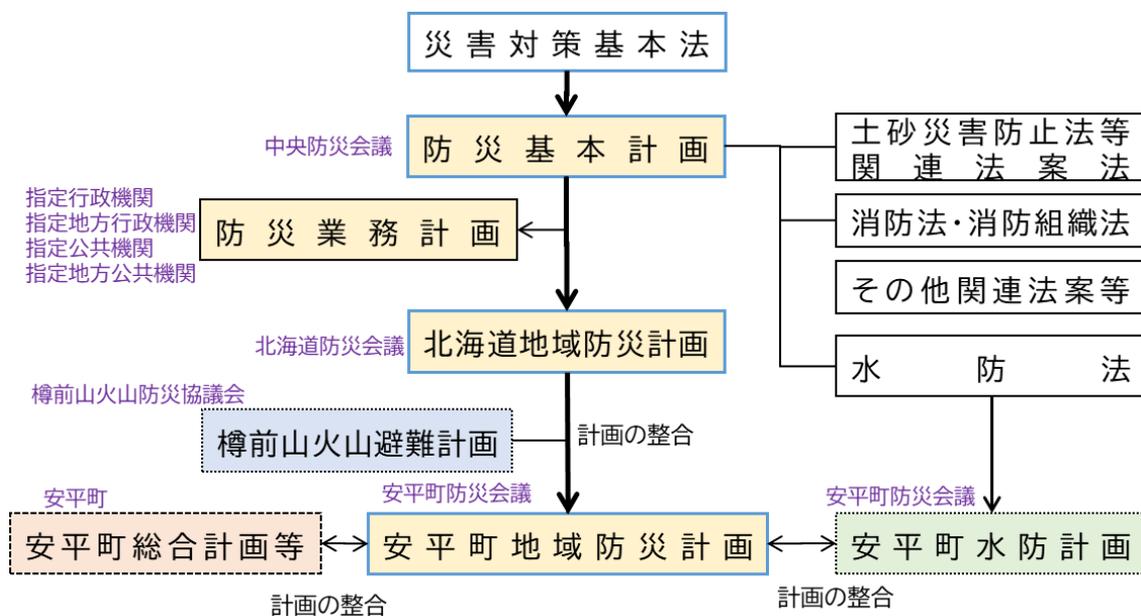
日本語では「持続可能な開発目標」と呼ぶ国際社会共通の目標です。2015年9月に150か国を超える世界のリーダーが参加して開かれた「国連持続可能な開発サミット」で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包容性のある社会の実現を目指し2030年を達成期限として定められたのがSDGsです。「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されています。

## 第2 計画の位置付け

この計画は、本町の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に連携するための計画であり、基本法第42条の規定に基づき安平町防災会議が作成している。

また、この計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、安平町総合計画の基本理念や施策を踏まえ、安平町一帯の地域特性や災害環境にあわせた町独自の計画となっている。

### 1 安平町地域防災計画の位置付け

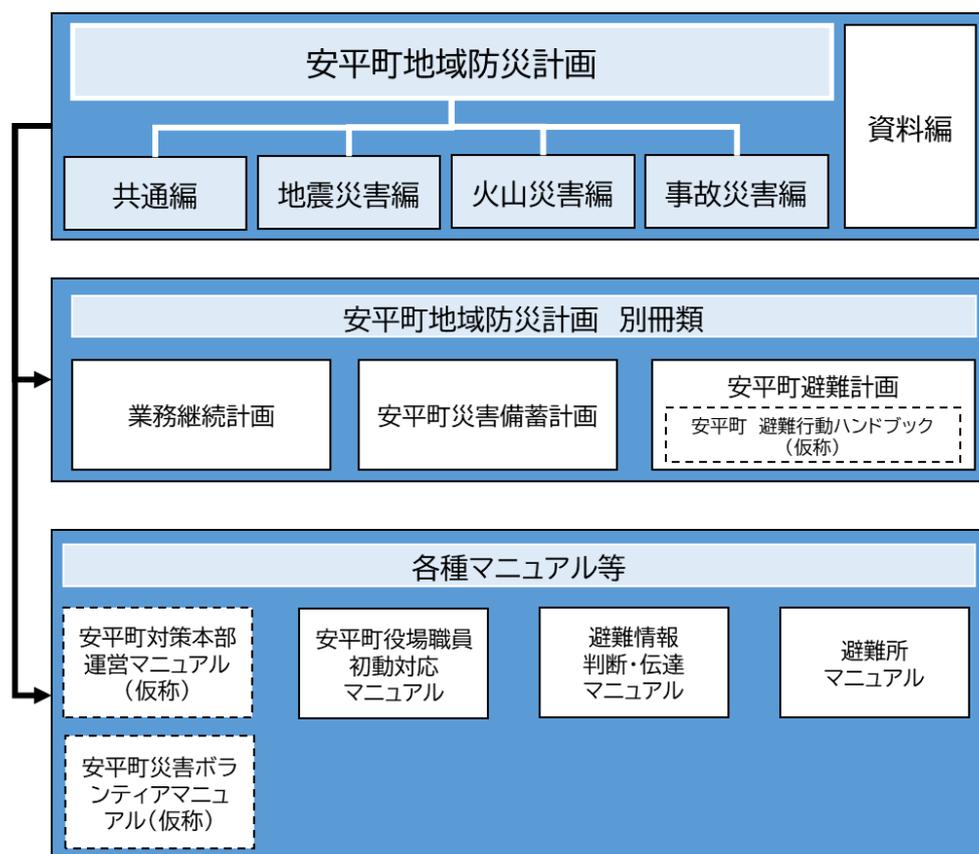


## 第3 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりであり、防災基本計画及び北海道地域防災計画、並びに安平町総合計画の他、安平町水防計画等の各種計画との整合を図ったものである。

### 1 安平町地域防災計画の構成

安平町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）は、本編である共通編の他、下図のと通りの構成とする。



これらの計画は、水防法に基づく安平町水防計画とも調整を図るとともに、各種マニュアル等を更新・充実を図り、計画の実効性を保持するものとする。

## 2 計画の内容

町地域防災計画の各編における内容は次のとおり。

共通編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的等、防災の目標</li> <li>・防災関係機関等の役割・業務、町民・事業者の役割</li> <li>・安平町の概況</li> <li>・災害想定、災害の予防対策等</li> <li>・災害被害への応急措置等</li> <li>・災害復旧対策等</li> </ul>
地震災害編	地震被害への応急措置、復旧対策等
火山災害編	火山被害への応急措置、復旧対策等
事故災害編	大規模事故被害への応急措置、復旧対策等
資料編	関係法令等、各種計画の参考資料・説明資料、各種様式

## 第4 計画の修正要領

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、安平町防災会議において修正する。このため、各対策担当課及び防災機関は、自己の所掌する事項について検討し、修正の必要がある場合は修正内容を町防災会議に提出するものとする。

また、今後、新たな対策が求められる大規模災害からの災害教訓や防災に関する研究成果並びに災害による被害の発生状況と災害対策の効果を踏まえて、継続的な検討を加えるものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 安平町区域内外において発生した災害の教訓等を計画に反映させる必要が生じたとき
- 3 安平町役場の機構改革により、防災組織の修正が必要なとき
- 4 新たな防災施設及び防災設備の取得・更新を行ったとき
- 5 防災関係機関が行う防災上の施策・組織改編によって計画の変更（追加・削除）を必要とするとき
- 6 防災基本計画、北海道地域防災計画の修正が行われたとき
- 7 地区居住者等が共同して地区防災計画を定めることを提案し、地区防災計画を定める必要があると判断したとき。
- 8 その他、安平町防災会議会長が必要と認めたとき

なお、前記の修正した場合には、その結果を北海道知事に報告するものとする。

## 第2節 計画の方針等

### 第1 基本方針、基本目標の設定

#### 1 基本方針、基本目標の設定

本町の特長、今後の開発動向を踏まえ、中長期的、総合的な視点から本町の防災・減災対策の基本的な方向性を示すものとして、防災の目的である「町区域に所在する人々の生命、身体及び財産を災害から保護する」ことを実現するために基本方針・基本目標を設定する。

#### 2 設定にあたっての考え方

基本方針・基本目標の設定にあたっては、災害教訓<sup>※</sup>の反映並びに北海道特有の災害の発生状況を踏まえて、次のとおり設定する。

※1 平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、平成30年豪雨、平成28年北海道豪雨災害等

#### 3 基本方針・基本目標

基本方針	基本目標
1 災害に強いまちづくり	①災害に強い都市基盤整備の推進 ②防災拠点機能の充実・強化 ③災害情報の収集体制の確立、発信機能の充実・強化
2 防災力の向上	①自助、共助の促進による地域防災力の向上 ②防災教育の充実、訓練等の習慣化 ③防災組織、体制の確立 ④防災備蓄の充実
3 応急復旧体制の確立	①避難支援機能の確立 ②災害応援・受援体制の確立 ③ボランティア受入体制の充実・強化
4 想定される災害への備え	①日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び石狩低地東縁断層帯南部を震源とする地震への対応 ②樽前山火山噴火への対応

### 第2 基本目標達成のための方策

本町において、災害に強い地域社会を築くために、町民自らが災害から自身の身を守る「自助」、地域の人々・団体等やボランティアが協力しお互いを災害から守る「共助」、そして町をはじめとする防災関係機関が連携して各種防止施策

を推進する「公助」の3つがそれぞれに役割を分担して防災対策を実施することが必要であり、この認識のもとに近年の災害から得られた教訓、北海道胆振東部地震の体験、本町の地理的特性及び防災体制の現状を踏まえて、目標達成に向けての施策を設定し、取り組むこととする。各施策は適切に進捗管理を行い、必要に応じて見直しを図るものとする。

## 1 災害に強いまちづくり

### (1) 災害に強い都市基盤整備の推進

- ・公共、民間を含めた建築物やライフラインの耐震化促進
- ・公共施設等の長寿命化
- ・内水ハザードマップ作成に伴う冠水箇所対策の見える化

### (2) 防災拠点機能の充実・強化

- ・防災行政無線（MC A）の更新に伴う非常通信機能の充実強化
- ・災害対策本部設置・運営に必要な設備等充実の検討
- ・災害対策本部代替施設の機能整備の検討
- ・避難所となる公共施設等の防災機能の充実・強化

### (3) 災害情報の収集体制の確立、発信機能の充実・強化

- ・防災訓練等を通じた災害情報の収集能力の向上
- ・町民への災害情報の伝達・広報の充実・強化
- ・住民組織等と連携した災害情報の把握・伝達体制の強化

## 2 防災力の向上

### (1) 自助、共助の促進による地域防災力の向上

- ・自主防災組織の結成及び活動の活性化
- ・避難行動要支援者支援の実効性向上
- ・地域防災リーダー（地域防災マスター）の養成

### (2) 防災教育の充実、訓練等の習慣化

- ・学校等における防災教育の充実
- ・防災意識の高揚、防災知識の啓発のための研修会等の実施
- ・自主防災組織に対する出前講座の実施

### (3) 防災組織、体制の確立

- ・町災対本部における事務分掌の整理
- ・初動対応を円滑にするための各種マニュアルの整備
- ・応急対策（各対策部運営）マニュアルの整備
- ・実働性を担保するための訓練・研修計画の策定・実施

### (4) 防災備蓄の充実

- ・防災倉庫（物資・物流拠点）の整備

- ・指定避難所等への分散備蓄の推進

### 3 応急復旧体制の確立

#### (1) 避難支援機能の確立

- ・避難計画の策定
- ・指定避難所の随時見直し、災害種別に応じた緊急指定避難場所の指定と福祉避難所の拡充
- ・地域と連携協働した避難所運営体制の確立
- ・避難所運営等に必要な物資、食料等の調達・輸送に関する計画
- ・避難経路の防災標示板の検討・整備

#### (2) 災害応援・受援体制の確立

- ・自治体等との相互応援協定の拡充
- ・応援職員の滞在スペース等の検討
- ・民間業者との災害時の支援活動や物資供給等に関する協定の拡充

#### (3) ボランティア受入体制の充実・強化

- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に関する体制の確立
- ・災害時のボランティア活動に対する支援体制の整備
- ・災害に備えた平素からの連携関係の構築

#### (4) 被災者支援の充実・強化

- ・被災状況及び支援内容を一元管理する方策の検討
- ・被害調査及び被害判定の実施方法の継承・マニュアル化
- ・総合的な相談・支援に応じる体制の確立

### 4 想定される災害への備え

#### (1) 地震災害、特に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び石狩低地東縁断層帯南部を震源とする地震への対応

- ・地震災害への対応計画の整備
- ・道計画と連携した対応の強化

#### (2) 樽前山火山噴火への対応

- ・火山災害への対応計画の整備
- ・道計画及び樽前山火山避難計画と連携した広域避難対応等の検討深化

## 第3 計画の効果的推進

本町は、道が行う北海道地域防災計画の推進と連携して、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本としてこの計画を推進するものとする。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の社会的経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されるよう努める。
- 3 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、「安平町」全体としての防災意識の向上を図る。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、しょうがい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図るよう努める。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図るよう努める。
- 6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である北海道安平町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した災害対策の推進を図らなければならない。
- 7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化にあたっては、システムを活用したデータ収集・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

### 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、指定地方行政機関等及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

#### 1 安平町

機関名	事務又は業務
町長部局	(1) 安平町防災会議に事務に関すること。 (2) 安平町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (4) 防災に関する総合的な組織の整備及び計画的な食料、資機材等の備蓄、その他防災予防措置に関する総合調整を行うこと。 (5) 自主防災組織の充実を図ること。 (6) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (7) 防災訓練の実施に関すること。 (8) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 避難所等(学校施設に限る。)の開設管理に関すること。

#### 2 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害時テレコム支援チームによる災害対応支援に関すること。 (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施に関すること。

	(5) 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払い戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込み猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸し付けに関すること。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
北海道労働局	(1) 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
北海道農政事務所	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道開発局室蘭 開発建設部 (苫小牧道路事務所) (胆振農業事業所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。 (4) 災害対策用器材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設(防災フロート)の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国道及び高速道路(直轄管理)の整備並びに災害復旧に関すること。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (10) 補助事業に関する指導、監督に関すること。
北海道運輸局室蘭 運輸支局	(1) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (2) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全に関すること。
東京航空局	(1) 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (2) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。

	(3) 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。
北海道地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システム活用の支援・協力に関すること。 (3) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法 36 条に基づく技術的助言に関すること。
札幌管区気象台 室蘭地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産(周辺財産)の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の実施に関すること。

### 3 自衛隊(陸上自衛隊北部方面総監部第7師団第7特科連隊第1大隊)

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1大隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づく、部隊の派遣に関すること。

#### 4 北海道

機関名	事務又は業務
北海道 胆振総合振興局地 域創生部 (危機管理室)	(1) 道防災会議(胆振総合振興局地域災害対策連絡協議会)の事務に 関すること。 (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防 措置の実施に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を 伝承する活動を支援すること。 (4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (5) 市町及び指定地方行政機関の処理する防災に関する事務又は業 務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣に関すること。
胆振総合振興局建 設管理部 (苫小牧出張所)	(1) 所管する河川及び道路の維持管理、災害応急対策及び災害復旧 に関すること。 (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関 すること。
胆振総合振興局保 健環境部 (苫小牧保健所)	(1) 医療施設、水道施設等の被害報告に関すること。 (2) 災害時における医療活動及び防疫活動を推進すること。 (3) 災害時における飲料水、食品等の衛生確保活動を推進すること。 (4) 防疫薬剤の確保及び供給を行うこと。 (5) 災害救助法に関すること。
胆振総合振興局森 林室	(1) 所轄道有林の被害取りまとめを行うこと。 (2) 所轄道有林等の災害予防及び復旧対策を行うこと。 (3) 林野火災の予消防対策を実施すること。 (4) 緊急復旧用材の供給を行うこと。
北海道教育委員会 胆振教育局	(1) 災害時における、児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の被害状況調査並びに復旧、保全対策に関 すること。 (3) 公立学校における防災教育に関すること。

#### 5 北海道警察

機関名	事務又は業務
札幌方面苫小牧警 察署 (町内派出所)	(1) 住民の避難誘導及び救出並びに緊急交通の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 災害警備本部の設置運用に関すること。 (4) 被災地、避難場所、危険個所の警戒に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 犯罪の予防、取締に関する事。</li> <li>(6) 危険物に対する保安対策に関する事。</li> <li>(7) 広報活動に関する事。</li> <li>(8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。</li> </ul>
--	--

## 6 消 防

機関名	事務又は業務
胆振東部消防組合 消防署 (安平支署) (追分出張所) (安平消防団)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における消防活動及び水防活動(早来地区及び追分地区においては、両地区の消防団・分団と連携を図る。)に関する事。</li> <li>(2) 被災地の警戒体制に関する事。</li> <li>(3) 町民の避難誘導及び人命救助に関する事。</li> <li>(4) 災害時における傷病者等の搬送に関する事。</li> </ul>

## 7 指定公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵便株式会社 北海道支社 (苫小牧郵便局) (早来雪だるま郵便局ほか町内郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。</li> <li>(2) 郵便の非常取扱いを行うこと。</li> <li>(3) 郵便局の窓口掲示板を利用した広報活動を行うこと。</li> <li>(4) 安平町内郵便局と安平町の協定に基づく事項</li> </ul>
北海道旅客鉄道株式会社 追分駅 日本貨物鉄道株式会社北海道支社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。</li> <li>(2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。</li> </ul>
東日本電信電話株式会社北海道事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信設備等の防災対策に関する事。</li> <li>(2) 重要通信の確保に関する事。</li> <li>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。</li> </ul>
株式会社NTTドコモ北海道支社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信設備等の防災対策に関する事。</li> <li>(2) 重要通信の確保に関する事。</li> <li>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。</li> </ul>
KDDI株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信設備等の防災対策に関する事。</li> <li>(2) 重要通信の確保に関する事。</li> <li>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。</li> </ul>

ソフトバンク株式会社	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
楽天モバイル株式会社	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社北海道支部 (安平町分区)	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体処理等の業務を行うこと。 (2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会室蘭放送局 (札幌放送局)	(1) 防災に関する知識の普及に関すること。 (2) 予報(注意報を含む)、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
東日本高速道路株式会社東日本支店 北海道事務所	(1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。
日本通運株式会社 札幌支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力(株) 道央支社、苫小牧支社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等について関係機関と連絡調整を行うこと。
北海道電力ネットワーク株式会社 岩見沢支店 道央南総括支店	

## 8 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
ガス事業者	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
一般社団法人苫小牧市医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人苫小牧歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人北海道	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。

道薬剤師会 苫小牧支部	
公益社団法人北海道獣医師会 胆振支部	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
安平町土地改良区	(1) 水場、水門、水路、溜池等、土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会室蘭地区協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人北海道警備業協会苫小牧支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人北海道看護協会	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人北海道建設協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと。
社会福祉法人北海道社会福祉協議会 社会福祉法人安平町社会福祉協議会	(1) 被災地におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 市町村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

## 9 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
とまこまい広域農業協同組合 (早来支所) (追分支所)	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。
みなみ北海道農業共済組合 (いぶり支所)	(1) 被災組合員に対する農業災害補償に関すること。
安平町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について

	て協力すること。
安平建設協会	(1) 公共施設、道路施設等に係る災害の応急対策活動並びに災害廃棄物の除去及び搬送に関すること。
一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力をを行うこと。
苫小牧広域森林組合	(1) 民有林野の火災予消防対策を実施すること。 (2) 民有林野被害の調査を行い復旧対策を行うこと。 (3) 緊急復旧用材の供給を行うこと。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

## 第4節 町民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要になることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

### 第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的には自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るように行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減の寄与に努めるものとする。

#### 1 平常時の備え

- (1) 避難方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- (9) SNS等の情報発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

## 2 災害時の備え

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 道・町・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動
- (7) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

## 3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

## 第2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自らの防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

### 1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

## 2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

## 第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協同により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区と町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- 4 本町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 本町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、「安平町」における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

## 第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者

や団体等、多様な主体が連携し、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山の防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、町防災訓練等のあらゆる機会を活用して、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。



主なダム	瑞穂ダム(瑞穂貯水池)	ダムの高さ 25.9m 総貯水量 4,300,000 m <sup>3</sup> 有効貯水量 3,900,000 m <sup>3</sup>
主なため池 (防災重点ため池)	石橋の沢貯水池 (追分旭 811)	総貯水量 30,000 m <sup>3</sup> 堤高 2.0m、堤長 72m
	新生川貯水池 (追分豊栄 693)	総貯水量 31,000 m <sup>3</sup> 堤高 5.0m、堤長 80m
	林田の沢貯水池 (追分旭 817 の 2)	総貯水量 8,000 m <sup>3</sup> 堤高 4.0m、堤長 8m
	明春辺沢ため池 (早来瑞穂)	総貯水量 30,000 m <sup>3</sup> 堤高 4.8m、堤長 86m

## 第2 安平町の地形・地質

### 1 地形

本町は、石狩低地帯の南東部に位置し、大きく山地・丘陵地及び低地に分類することができる。

区分	特 徴	
山地・丘陵地	東部	本町の東側には夕張山地へと連なるシアピラヌプリ山(364m)を最高峰とする100~250mの山々からなる。谷沿いの地形には、一部に段丘も形成されている。
	西部	本町の西側には馬追丘陵が南北に走っている。馬追丘陵は石狩低地帯の東に位置する南北約50km、東西約10kmの丘陵地であり、標高150~250m、町の西部では標高100~150mとなっている。 馬追丘陵は町の早来市街地付近で安平川周辺の氾濫平野に分断されるほか、遠浅川などの周辺において谷底平野を形成するなど、丘陵地には小規模の段丘が多く見られる。 本町の南西部には標高10~30mの火砕流台地が広がり、馬追丘陵に接している。
低地	中央部	馬追丘陵と夕張山地に挟まれた安平川沿いに南北にわたり氾濫平野が広がり、幅1~3km、標高100m以下の低地となっている。 早来市街地の南では、低湿地帯となり勇払原野に至っている。



地理院地図（電子国土web）により安平町が作成

## 2 地質

(1) 北海道は地質的に千島弧と東北日本弧の会合部に当たり、現在の地形も地質構成や地質構造を反映したものである。町においては、その多くが樽前系火山灰に覆われ、西部の馬追丘陵には石狩低地東縁断層帯の存在が確認されている。

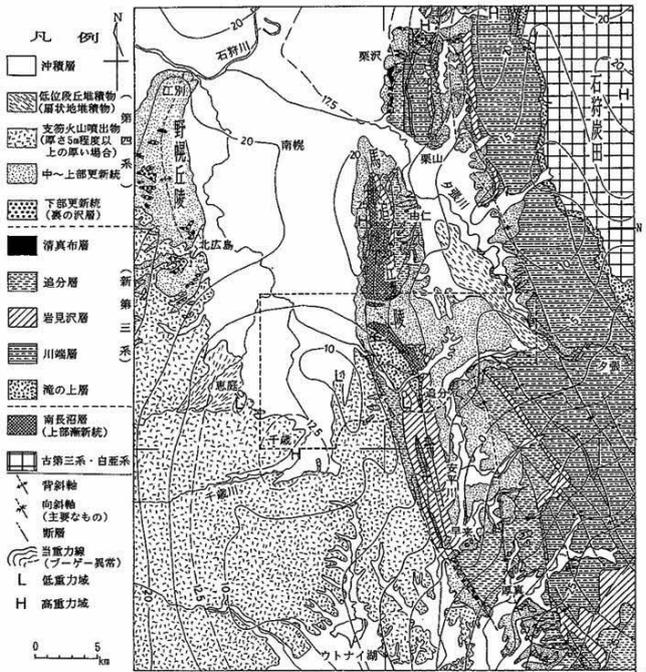


図3.1.4-2 馬追丘陵とその周辺の地質概略図 (岡, 1998より引用)  
破線内は千歳地区表層地質報告書の報告範囲。

(2) 石狩低地東縁断層帯

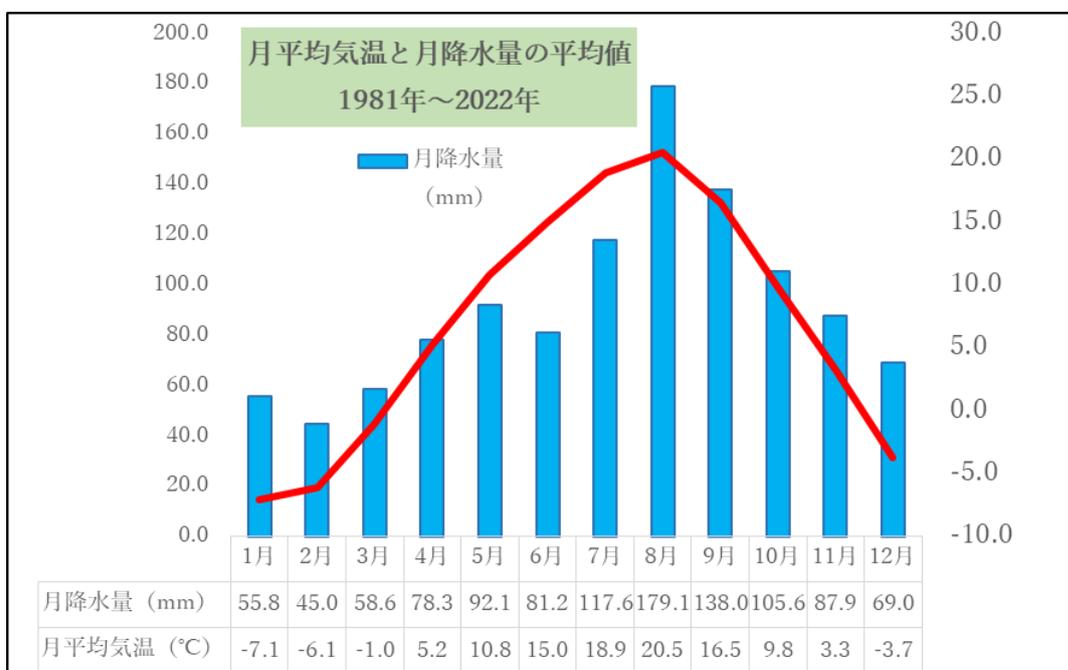
町石狩平野とその東の丘陵帯（美唄丘陵・岩見沢丘陵・栗沢丘陵・馬追丘陵・早来丘陵）を経て境とする主部約 72～80 km、主部の西側に雁行する南部約 80km に二分される。また、石狩低地東縁断層帯主部は美唄市の美唄川左岸から厚真町の厚真川右岸に至る断層であり、東傾斜の逆断層と考えられている。

### 第3 気 象

安平町の気候は北部では内陸性気候区に、南西部では太平洋西部気候区に属している。夏期は温暖な気候で、冬期は-20℃を記録する等寒暖の差が激しいが、年間平均気温は北海道平均と比較すると温暖である。なお、南西部の低湿地帯では春から夏にかけて濃霧の発生がみられる。

年間降水量は1093.5mmで、降水は夏期と晩秋から初冬に集中しており、台風が日本海を北上して奥羽北部から北海道南部を通過するときには大雨となることが多い。冬期は、最深積雪がおよそ70cm程度と、北海道の中では降水量、降雪量ともに比較的少ない地域に属する。

(月平均気温・月降水量の平均)



気象庁ホームページから引用

(降雨量上位10位)

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間
日最大1時間降水量(10分間隔)の多い方から (mm)	56 (2014/9/11)	52.5 (2015/8/6)	52 (1990/9/28)	42.5 (2024/8/31)	39.5 (2023/9/5)	39 (1979/11/5)	36 (2023/6/30)	35.5 (2009/7/8)	35 (2000/7/25)	35 (1985/9/1)	1983/9 2025/3
月最大3時間降水量の多い方から (mm)	118.5 (2014/9/11)	86 (1990/9/28)	73 (1985/9/1)	67 (2015/8/6)	64.5 (2023/9/5)	63 (2023/6/30)	62.5 (2023/7/1)	60 (2006/8/19)	59.5 (2021/8/10)	59 (1997/7/29)	1983/9 2025/3
月最大6時間降水量の多い方から (mm)	124 (2014/9/11)	112 (1985/9/1)	93 (1990/9/28)	90 (1996/8/23)	85 (1990/4/23)	79 (2001/9/11)	79 (1981/8/4)	76 (2005/8/22)	76 (1981/9/4)	75.5 (2021/8/10)	1983/9 2025/3
月最大12時間降水量の多い方から (mm)	132 (2001/9/11)	130 (1990/4/23)	126 (1981/8/5)	124 (2014/9/11)	115 (1985/9/1)	111 (1996/8/23)	111 (1987/8/26)	104 (1979/10/11)	102 (1990/9/29)	95 (1981/9/4)	1983/9 2025/3
月最大24時間降水量の多い方から (mm)	186 (1981/8/5)	177 (2001/9/12)	154 (1987/8/26)	143 (1990/4/23)	138 (2006/8/19)	133 (2005/8/22)	129 (2005/9/8)	124 (2014/9/12)	117 (1996/8/23)	116 (1979/10/11)	1983/9 2025/3
月最大48時間降水量の多い方から (mm)	309 (1981/8/5)	200 (2001/9/12)	166 (2000/7/27)	157 (1987/8/27)	152 (2006/8/19)	145 (1990/4/24)	136 (2005/8/23)	133 (2005/9/9)	126 (2014/9/13)	122 (2011/9/4)	1983/9 2025/3
月最大72時間降水量の多い方から (mm)	316 (1981/8/6)	207 (2001/9/12)	175 (1987/8/26)	168 (2000/7/27)	168 (1997/8/12)	160.5 (2016/8/23)	158 (2006/8/19)	155 (2005/8/22)	148.5 (2018/7/5)	145 (1990/4/25)	1983/9 2025/3
凡例	過去5年間										

気象庁ホームページから引用

(降雪量上位10位)

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間
日最大3時間降雪量の多い方から (cm)	32 (2019/1/21)	30 (2017/1/19)	29 (1999/12/6)	25 (1996/12/26)	25 (1995/12/24)	23 (2000/2/28)	21 (2010/1/10)	21 (1985/12/18)	20 (2022/1/15)	20 (2015/1/17)	1983/9 2025/3
月最大6時間降雪量の多い方から (cm)	39 (1999/12/6)	35 (2017/1/19)	33 (1995/12/24)	32 (2019/1/21)	29 (2022/2/22)	29 (1986/1/9)	29 (1985/12/18)	28 (2020/2/3)	28 (2015/1/17)	28 (2008/2/23)	1983/9 2025/3
月最大12時間降雪量の多い方から (cm)	41 (1999/12/7)	41 (1995/12/25)	37 (2022/1/12)	36 (2017/1/19)	34 (2022/2/22)	34 (2008/2/24)	33 (2006/2/4)	32 (2019/1/21)	32 (2011/2/26)	31 (1997/2/21)	1983/9 2025/3
月最大24時間降雪量の多い方から (cm)	45 (1999/12/7)	44 (1986/1/10)	43 (1986/11/27)	42 (1995/12/25)	41 (2022/2/22)	41 (2008/2/24)	39 (2021/3/2)	38 (2022/1/12)	38 (2019/1/21)	38 (2015/1/18)	1983/9 2025/3
月最大48時間降雪量の多い方から (cm)	63 (2022/1/13)	60 (2022/2/23)	55 (2018/1/27)	53 (2004/1/15)	52 (1995/12/25)	50 (1999/12/8)	49 (1986/1/11)	48 (1997/2/19)	48 (1986/11/27)	46 (1996/1/9)	1983/9 2025/3
月最大72時間降雪量の多い方から (cm)	79 (2022/1/14)	77 (2022/2/23)	61 (2018/1/29)	61 (1999/12/7)	61 (1997/2/21)	61 (1996/1/9)	59 (2001/12/12)	57 (1995/12/25)	57 (1994/2/5)	55 (2004/1/15)	1983/9 2025/3
凡例	過去5年間		大雪警報基準 大雪注意報基準								

気象庁ホームページから引用

## 第2節 町の社会的条件

### 第1 人口の状況

令和2（2020）年の国勢調査によると、本町の人口は7,340人であり、人口減少傾向にある。また、世帯数は3,450世帯である。居住状況は2024年現在での建物棟数は課税家屋総数で2,659戸である。

#### 1 人口の推移等

##### (1) 年齢別人口の推移（国勢調査）

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	9,437	9,131	8,726	8,148	7,340
65歳以上	2,237	2,424	2,626	2,814	2,713
総人口比(%)	23.7	26.5	30.1	34.6	37.0
75歳以上	899	1,141	1,386	1,447	1,473
総人口比(%)	9.5	12.5	15.9	17.8	20.1

##### (2) 65歳以上の高齢者がいる世帯数の推移（国勢調査）

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総世帯数	3,819	3,773	3,740	3,635	3,435
高齢者単身世帯	380	397	502	586	608
総世帯比(%)	10.0	10.5	13.4	16.1	17.7
高齢者夫婦世帯	544	600	622	639	595
総世帯比(%)	14.5	15.9	16.6	17.6	17.3

##### (3) 人口分布

安平町の人口はJR駅周辺、特に追分駅と早来駅周辺に人口が集中している。

##### (4) 昼間人口及び周辺市町間の移動状況

- ・昼間の人口は夜間に比べて約400人多い。
- ・安平町から町外への移動は約1,400人、町外から安平町への移動は約1,800人となっており、特に苫小牧市及び千歳市との間の移動が多い。

#### 2 1世帯当たりの平均人員

安平町の1世帯当たりの平均人数は約1.80と全国平均を下回っている。また、全世帯数の約半数が単身世帯である。

#### 3 年齢階層別の状況

年齢3区分別では、年少人口と生産年齢人口の減少に対して老年人口は増加し、令和2(2020)年3月末の高齢化率が36.6%と、全国・全道の平均を上回っている。また、5歳区分の人口構造では、70～74歳の698人を最高値として45～59歳の生産年齢人口にも人口が集中していることから、今後も高齢化率の上昇が見込まれている。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、当町の人口は、2040年には5,897人まで減少し、高齢化率も41.6%まで上昇すると予想されている。

#### 4 外国人の状況

安平町に居住する外国人の数は、令和7年3月現在65名となっており、特定企業への就労者、職業実習生等により増加傾向にある。国別にみるとインド、フィリピンが多くを占めている。

## 第2 土地利用の状況

安平町の土地利用を見ると、総面積237.16k㎡のうち、約39%を山林が占め、次いで田・畑等の農用地が33%となっており、自然豊かな生活環境となっている。また、宅地は総面積のうち約3%となっている。

## 第3 経済・産業の状況

安平町の総就業者数は、減少傾向にあり、特に基幹産業である農業においては戸数、就業人口とも大幅に減少し、後継者不足が深刻化している。

## 第4 交通網の状況

### 1 道路

東西に北海道横断自動車道、南北に国道234号が走り、交点には追分町インターチェンジを有する。

町内の主要道路である国道234号線は、北は由仁町、南は苫小牧市へと通じている。また、南部において早来地区を道道10号線が横断し、東は厚真町、西は千歳市へと通じている。なお、主要道路の交通量は下表のとおり。

(一般道)

道路名	交通量(平日)、観測地点
北海道横断自動車道	2,277台/24h、追分町インターチェンジ
国道234号線	8,921台/24h、安平
道道10号千歳～むかわ線	4,048台/24h、早来富岡

交通量は交通センサス(H17)による。

(高速道路)

高速道路	一般国道	道道
道東自動車道 (追分町IC)	国道234号	道道10号千歳鷗川線 // 226号舞鶴追分線 // 235号上幌内早来停車場線 // 258号早来千歳線 // 290号追分停車場線 // 462号川端追分線 // 482号豊川遠浅停車場線 // 576号瑞穂安平停車場線 // 933号北進平取線

## 2 鉄 道

北海道旅客鉄道(JR北海道)室蘭本線及び石勝線がJR追分駅を交点とし、古くから交通の要衝として発展してきた。

また、町内は鉄道により東西に分割される。

鉄道路線名	駅名
石勝線 室蘭本線	追分駅 安平駅 早来駅 遠浅駅

## 第3節 風水害環境

### 第1 主な風水害等の概要

本町に被害を及ぼした主な風水害の概要を把握し、災害対策に資するもの

町の風水害の履歴をみると台風や大雨による河川氾濫等による浸水のほか、台風（暴風）、融雪による被害が発生しており、今後もこのような被害が生じる危険性に留意しなければならない。なお、期間の区分については、安平川（水系）の整備の状況による大まかな区分としている。

#### 1 明治44年～昭和25年

この期間では、安平川や支安平川の氾濫・堤防決壊による被害が11回発生している。この期間の安平川・支安平川は十分な河川整備がなされておらず、大雨や集中豪雨に対する脆弱性を有していたと考えられる。

##### (1) 昭和7年9月（集中豪雨）

市街地堤防の決壊により家屋浸水300戸の被害が発生

##### (2) 昭和20年5月（台風）

各河川が氾濫し、安平川では平常より4m以上高い水位を記録した。また、堤防決壊・橋梁流失・ため池堤防の決壊等により、住家の浸水被害91戸が発生した。

##### (3) 昭和22年4月（大雨）

安平川、支安平川、ニタッポロ川が氾濫し、平常より2m以上高い水位を記録した。浸水面積は800haに及ぶ被害が発生した。

#### 2 昭和26年～昭和56年

この期間では、安平川や支安平川の氾濫・堤防決壊による被害が5回発生している。この期間の安平川・支安平川は、昭和22年4月の大雨被害を受けて河川整備が進められ、大雨や集中豪雨に対する脆弱性の解消が図られたものの、昭和56年8月の前線と台風による豪雨災害（56水害）では甚大な被害が発生した。

##### (1) 昭和29年9月26日（15号台風）

家屋全半壊60戸の他、教育施設、農業・林業施設等に被害が発生した。

##### (2) 昭和30年7月22日～23日（大雨）

安平川が氾濫し、家屋流失及び住家浸水56戸のほか、町道流失、橋梁の被害が発生した。

##### (3) 昭和30年7月30日（集中豪雨）

局地的な集中豪雨により、全壊 3 戸、床上浸水 89 戸、床下浸水 614 戸の被害が発生した。

(4) 昭和 37 年 8 月 3 日～4 日（台風 9 号、台風 10 号）

安平川が氾濫し、堤防決壊、家屋浸水 41 戸、道路決壊 5 箇所、橋梁流失のほか、公共施設や田畑の被害が発生した。

(5) 昭和 49 年 4 月 21 日～22 日（暴風雨）

家屋の一部損壊 47 戸のほか、公共施設や農業施設等に被害が発生した。

(6) 昭和 50 年 8 月 23 日～25 日（台風 6 号）

安平川、支安平川、ニタツポロ川が氾濫し、床上浸水 6 戸、床下浸水 24 戸、橋梁被害のほか、町道、農道、田畑に被害が発生した。

(7) 昭和 54 年 4 月 9 日（融雪、降雨量 32 mm）

安平川、ニタツポロ川が越水し、床上浸水 1 戸、床下浸水 13 戸の被害が発生した。

(8) 昭和 56 年 8 月 4 日～6 日（台風 12 号、豪雨、降雨量 315 mm）

安平川、支安平川、ニタツポロ川が氾濫し、床上浸水 25 戸、床下浸水 46 戸のほか、河川・道路・橋梁の決壊、田畑の流失、農作物等の甚大な被害が発生した。

### 3 昭和 57 年～平成 30 年

この期間では、ニタツポロ川・フモンケ川の氾濫が 1 回発生している。この期間の安平川水系の各河川は、「56 水害」の被害を受けて河川整備が進められているものの、これ以降にも風水害が度々発生している。

(1) 昭和 62 年 8 月 26 日（大雨）

床下浸水 4 戸、河川・道路決壊のほか、農業施設の被害が発生

(2) 平成 2 年 4 月 22～23 日（大雨）

ニタツポロ川、北進川、フモンケ川が氾濫した。床下浸水 37 戸、農業施設の破損のほか、土木への被害が発生した。

(3) 平成 13 年 9 月 11 日～12 日（台風 15 号）

河川・道路の破損、田畑への土砂流入等の被害が発生した。

(4) 平成 16 年 9 月 8 日（台風 18 号）

住家の一部損壊 4 戸、倒木による道路被害のほか、農業施設、田畑、林業、農作物に被害が発生した。

(5) 平成 30 年 9 月 5 日（台風 21 号）

住家の一部損壊 9 戸のほか、倒木 47 箇所、農業施設、農作物の被害が発生した。

### 4 令和元年以降

この期間では、河川の氾濫は発生していない。短時間の大雨の集中による局地的な冠水、河岸・道路の洗掘等の被害が発生したほか、暴風による施設被害や倒木による被害が度々発生している。

- (1) 令和2年3月10～11日（融雪、大雨）  
道路・河川・橋梁の被害のほか、冠水3箇所が発生した。
  - (2) 令和3年6月4日（暴風）  
公共施設の被害1件、倒木による道路被害、農業被害が発生した。
  - (3) 令和6年8月27日、31日（大雨、1時間雨量42.5mm（歴代4位））  
河川・道路・橋梁等に被害が発生した。
- 【資料編】災害環境等 3-1 災害履歴

## 第2 災害想定

洪水、土砂災害の危険個所を把握して、災害対策に資するもの

### 1 洪水

#### (1) 洪水浸水想定

##### ア 洪水浸水想定

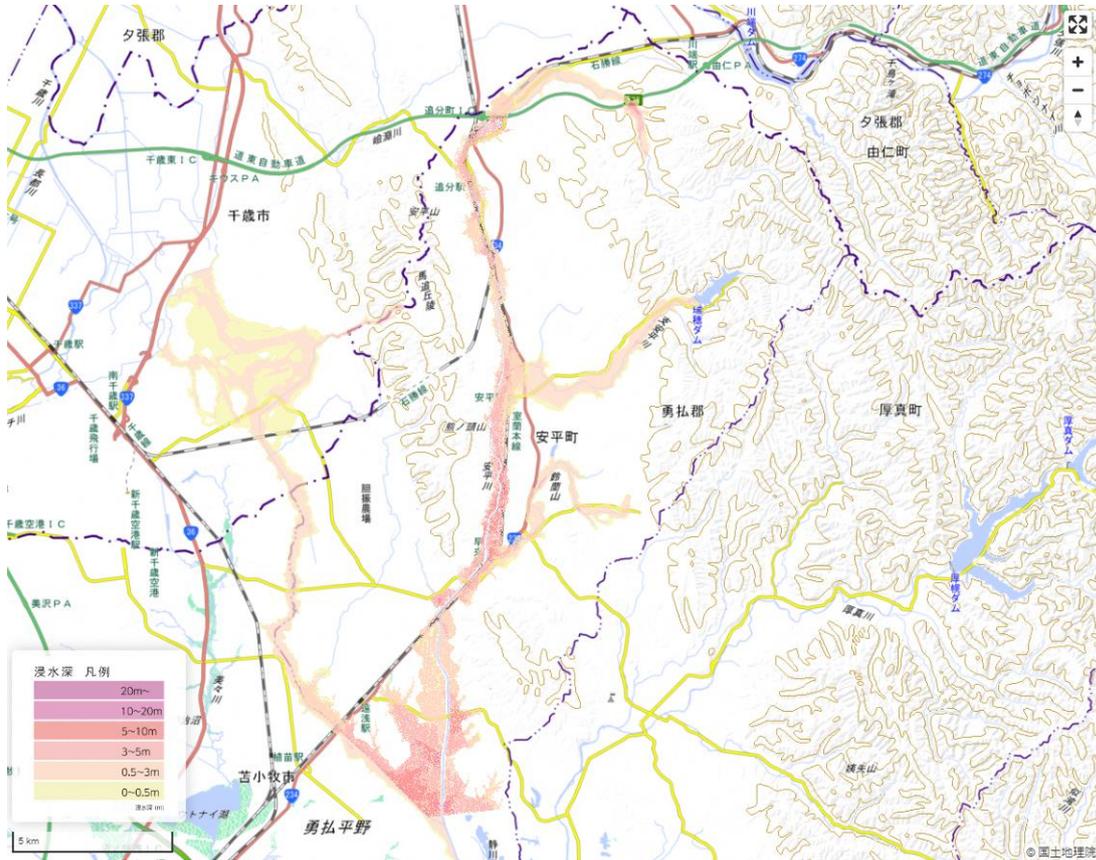
道は、水位周知河川に指定する河川について、想定しうる最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により河川が氾濫した場合の浸水区域（洪水浸水想定区域）を指定している。本町に関わる洪水浸水想定は次のとおり。

河川管理者	対象河川	条件
北海道	安平川	24時間総雨量 439 mm
	支安平川	1時間総雨量 90 mm
	遠浅川	1時間総雨量 60 mm
	ニタツポロ川	1時間総雨量 110 mm

## イ 洪水浸水想定図

※内水洪水浸水想定については、作成次第反映（令和8年3月以降予定）

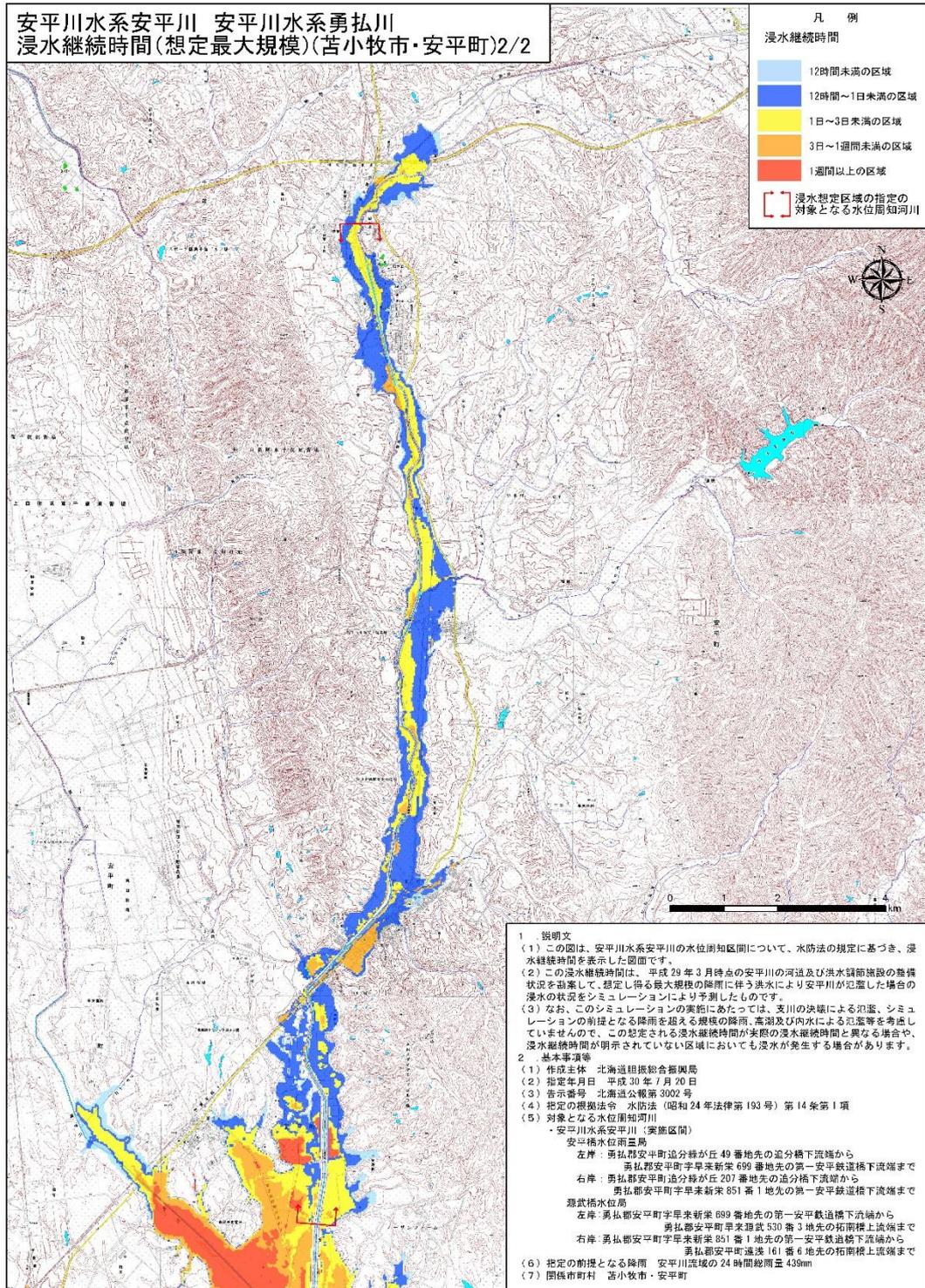
（浸水想定区域の分布）



地理院地図（電子国土web）により安平町が作成

ウ 浸水継続時間

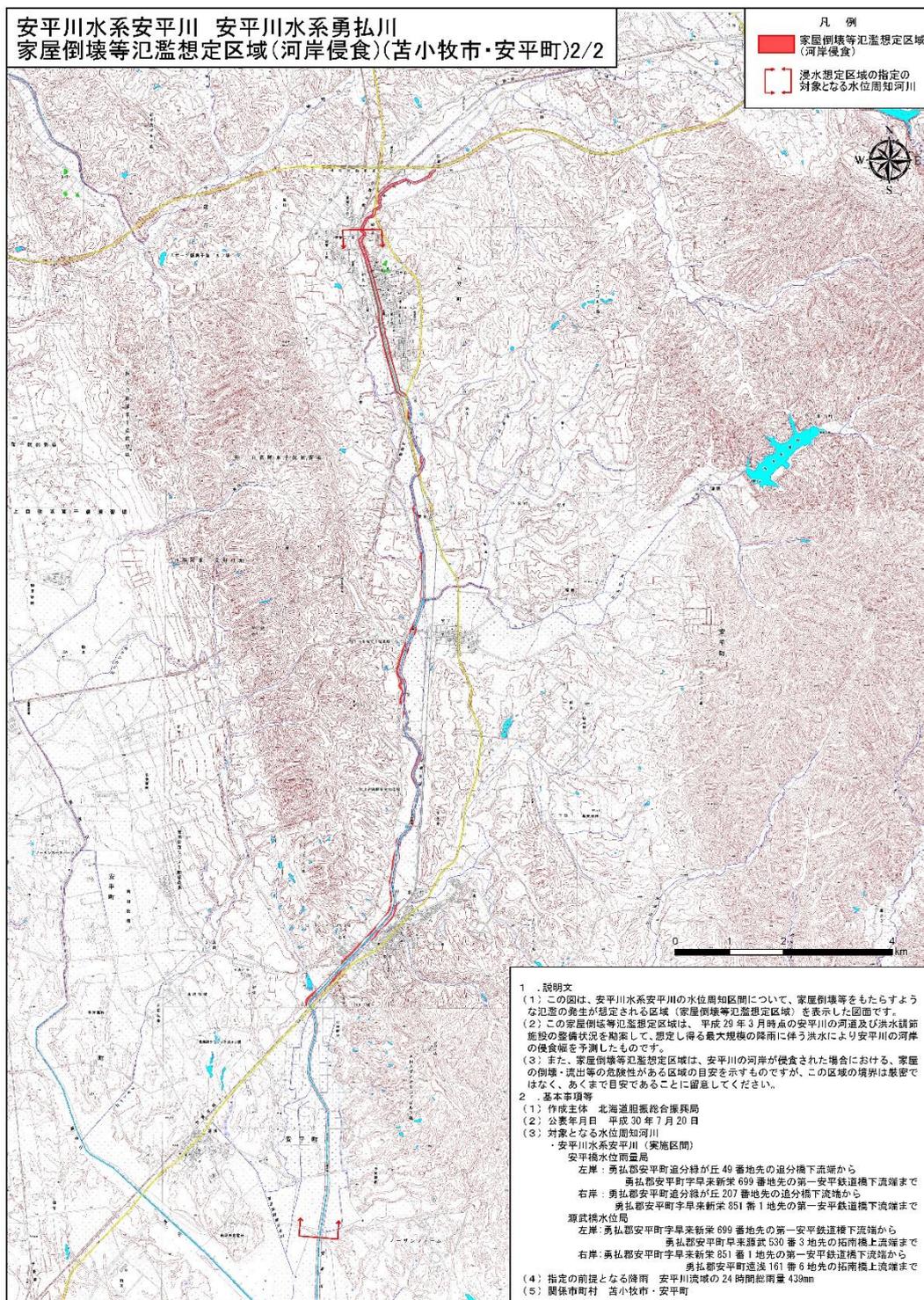
安平川水系安平川 安平川水系勇払川浸水継続時間（想定最大規模）  
（苫小牧市・安平町）2/2



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び基礎地図情報を使用した。（承認番号 平29情使、第1174号）」

工 家屋倒壊等氾濫想定区域

安平川水系安平川 安平川水系勇払川家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（苫小牧市・安平町）2/2



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び基盤地図情報を使用しました。（承認番号 平29情使、第1174号）」

## (2) 重要水防箇所

町内には、洪水時に越水や漏水などの危険があり、水防活動が必要な箇所として定められた重要水防箇所は4箇所であり、次のとおりである。

右・左岸	起点位置(km)			終点位置(km)			重要水防区域延長(km)	重要度	築堤
	地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
右岸	早来源武	遠浅川合流部	10.80	早来新栄	(国)早来橋	17.40	6.60	B	有
左岸	早来栄町	(道)早来跨線橋	17.62	早来大町	ニッコポッ川との合流点	18.70	1.08	B	無
左岸	追分花園1丁目	(町)人道橋	29.90	緑が丘	(道)追分跨線橋	31.33	1.43	B	無
右岸	追分中央	(町)人道橋	29.90	中央	(道)追分跨線橋	31.33	1.43	B	無

※重要度B：水防上重要な区間

(参考)

基準水位観測所及び水位周知区間

基準水位観測所			水位周知区間
名称	河川位置	所在地	
安平橋	河口から25.1km	勇払郡安平町安平	自 勇払郡安平町追分緑が丘49番地先 国道234号追分橋下流端 至 第1安平鉄道橋下流端
源武橋	河口から14.0km	勇払郡安平町早来源武	自 第一安平鉄道橋下流端 至 勇払郡安平町早来源武530番地3 先拓南橋上流端

## 2 土砂災害

町内にはがけ崩れ、土石流、地すべりの危険箇所として把握された土砂災害警戒区域46箇所、山地災害危険区域が29箇所あり、町の北東部の山地及び丘陵に集中して分布する。

### (1) 土砂災害警戒区域の状況

#### ア 全般

	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
土砂災害警戒区域	7箇所	39箇所	—	46箇所
うち特別警戒区域	6箇所	4箇所	—	10箇所

## イ 土砂災害警戒区域等一覧

							令和2年 12月現在	
番 号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域	
1	土013	土石流	早来栄町	変電所沢川	I-31-0350	平成24年08月28日	○	
2	土014	土石流	早来栄町	栄の沢2号	II-31-0360	平成24年08月28日	○	
3	土012	土石流	早来栄町	太子堂の沢川	I-31-0340	平成27年06月15日	○	
4	土015	土石流	早来栄町	栄の沢	II-31-0370	平成27年06月15日	○	
5	土011	土石流	早来大町	トキワ沢	I-31-0330	平成28年07月15日	○	
6	急002	急傾斜地の崩壊	早来新栄	早来新栄1	II-3-3-1176	平成28年07月15日	○	○
7	急003	急傾斜地の崩壊	早来新栄、北町	早来新栄2	II-3-4-1177	平成28年07月15日	○	○
8	急004	急傾斜地の崩壊	東早来	早来東早来	II-3-5-1178	平成29年1月13日	○	○
9	急001	急傾斜地の崩壊	早来北町	早来北町	I-3-10-1650	平成29年12月1日	○	○
10	土018	土石流	早来富岡	富岡東の沢	III-31-027	平成29年12月1日	○	
11	土019	土石流	早来富岡	富岡の沢	III-31-028	平成29年12月1日	○	○
12	土020	土石流	早来富岡、北町	キタノ沢川	III-31-030	平成29年12月1日	○	
13	土001	土石流	早来富岡	フモンケ右沢	II-31-0220	平成29年12月1日	○	
14	急005	急傾斜地の崩壊	早来北進	早来北進	II-3-6-1179	令和元年12月24日	○	
15	土010	土石流	早来北進	北進東の沢	I-31-0320	令和元年12月24日	○	
16	土016	土石流	早来新栄	新栄の沢	II-31-0380	令和元年12月24日	○	
17	土017	土石流	早来新栄	シンエイ1の沢	II-31-0390	令和元年12月24日	○	
18	土032	土石流	早来北進	北進東3の沢	III-31-042	令和元年12月24日	○	
19	土033	土石流	早来北進	北進東4の沢	III-31-043	令和元年12月24日	○	
20	土034	土石流	早来北進	北進東5の沢	III-31-044	令和元年12月24日	○	○
21	土035	土石流	早来北進	北進東6の沢	III-31-045	令和元年12月24日	○	
22	土036	土石流	早来北進	ときわ公園の沢	III-31-046	令和元年12月24日	○	
23	土039	土石流	早来新栄	シモシンエイ2の沢	III-31-049	令和元年12月24日	○	
24	土040	土石流	早来源武	源武の沢	III-31-050	令和元年12月24日	○	
25	土007	土石流	東早来	東早来の沢	II-31-0290	令和元年12月24日	○	
26	土028	土石流	早来守田	スズラン2の沢	III-31-038	令和元年12月24日	○	
27	土004	土石流	安平	自衛隊の沢	I-31-0250	令和元年12月24日	○	
28	土005	土石流	安平	自衛隊北の沢	II-31-0260	令和元年12月24日	○	
29	土009	土石流	早来緑丘	緑ヶ丘東の沢	II-31-0310	令和元年12月24日	○	
30	土027	土石流	早来緑丘	緑が丘東2の沢	III-31-037	令和元年12月24日	○	
31	土006	土石流	早来瑞穂	瑞穂の沢	II-31-0280	令和元年12月24日	○	
32	土025	土石流	早来瑞穂	瑞穂曲りの沢	III-31-035	令和元年12月24日	○	
33	土002	土石流	安平	安平の沢	II-31-0230	令和2年12月4日	○	
34	土003	土石流	安平	安平左の沢	II-31-0240	令和2年12月4日	○	
35	土021	土石流	安平	安平西1の沢	III-31-031	令和2年12月4日	○	
36	土022	土石流	安平	安平西2の沢	III-31-032	令和2年12月4日	○	
37	土023	土石流	安平	安平北1の沢	III-31-033	令和2年12月4日	○	
38	土024	土石流	安平	安平北2の沢	III-31-034	令和2年12月4日	○	
39	土026	土石流	早来瑞穂	瑞穂北の沢	III-31-036	令和2年12月4日	○	○
40	土029	土石流	早来北進	スズラン1の沢	III-31-039	令和2年12月4日	○	
41	土030	土石流	早来北進	北進東1の沢	III-31-040	令和2年12月4日	○	
42	土031	土石流	早来北進	北進東2の沢	III-31-041	令和2年12月4日	○	
43	土037	土石流	早来北進	ときわ公園南の沢	III-31-047	令和2年12月4日	○	
44	土041	土石流	追分緑が丘	緑ヶ丘病院の沢	I-31-0270	令和2年12月4日	○	○
45	急34	急傾斜地の崩壊	早来北進	早来北進2	III-3-R01-2001	令和2年12月4日	○	○
46	急35	急傾斜地の崩壊	追分緑が丘	追分緑が丘	I-3-R01-2002	令和2年12月4日	○	○

【資料編】災害環境等 3-2 土砂災害警戒区域等マップ (安平町防災ハザードマップ参照)

(2) 山地災害危険地区の状況

ア 全般

山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	合計
3 箇所	25 箇所	1 箇所	29 箇所

イ 山腹崩壊危険地区：3 箇所

番号	字	危険地区名
①	瑞穂	山 585-579-0001
②	瑞穂	山 585-579-0002
③	大町	山 585-579-0003

ウ 地すべり危険地区：1 箇所

番号	字	危険地区名
①	早来瑞穂	地 585-579-5001

エ 崩壊土砂流出危険地区：25 箇所

番号	字	危険地区名	番号	字	危険地区名
①	早来	崩 585-579-0001	⑭	追分	崩 585-580-0003
②	早来瑞穂	崩 585-579-5001	⑮	追分	崩 585-580-0004
③	早来瑞穂	崩 585-579-5002	⑯	本安平	崩 585-580-0005
④	早来瑞穂	崩 585-579-5003	⑰	本安平	崩 585-580-0006
⑤	早来瑞穂	崩 585-579-5004	⑱	追分旭	崩 585-580-5001
⑥	早来瑞穂	崩 585-579-5005	⑲	追分旭	崩 585-580-5002
⑦	早来瑞穂	崩 585-579-5006	⑳	追分旭	崩 585-580-5003
⑧	早来瑞穂	崩 585-579-5007	㉑	追分旭	崩 585-580-5004
⑨	早来瑞穂	崩 585-579-5008	㉒	追分旭	崩 585-580-5005
⑩	早来瑞穂	崩 585-579-5009	㉓	追分旭	崩 585-580-5006
⑪	早来瑞穂	崩 585-579-5010	㉔	追分旭	崩 585-580-5007
⑫	中安平	崩 585-580-0001	㉕	追分旭	崩 585-580-5008
⑬	追分	崩 585-580-0002			

オ なだれ危険箇所：0 箇所

【資料編】災害環境等 3-4 山地災害危険地区マップ

## 第4節 雪害環境

### 第1 主な雪害等の概要

本町に被害を及ぼした主な雪害の概要を把握し、災害対策に資するもの

町の雪害の履歴を見ると雪害被害事例は多くないものの、暴風雪や大雪による倒木、家屋被害、公共施設被害、農業施設被害のほかに大雪による交通障害も発生し、町民生活に大きな影響を及ぼした。

また、冬型の気圧配置が長く続き、同じ場所で長時間強い雪が降り続き局地的な大雪となることがあり、今後もこのような被害が生じる危険性に留意しなければならない。

#### 1 明治～昭和期

雪害被害が発生した記録はない。

#### 2 平成期

この期間では、大雪や暴風雪による被害が5回発生している。

##### (1) 平成4年11月2日（大雪）

農業施設の被害が発生

##### (2) 平成10年11月（大雪）

大豆畑降雪被害 220.09ha が発生

##### (3) 平成20年2月23日（暴風雪）

農業施設 20 箇所の被害が発生

##### (4) 平成24年12月6日（暴風雪）

倒木被害 8 箇所の被害が発生

##### (5) 平成27年2月29日～3月1日（暴風雪）

農業施設等 8 棟の被害が発生

#### 3 令和期

この期間では、大雪による被害が2回発生している。

##### (1) 令和4年1月12日（大雪）

ア 農業施設破損の被害が発生

イ 降雪量 105 cm、最大積雪量 104 cm

##### (2) 令和4年2月22日（大雪）

ア 住家等一部損壊 4 戸、公共施設破損の被害が発生

イ 降雪量 79 cm、最大積雪量 127 cm

## 第2 災害想定

### 予想される雪害による被害等を把握し、災害対策に資するもの

北海道では、冬型の気圧配置が続くことによる局地的な大雪や、北海道付近で急速に発達する低気圧に伴う大雪・暴風雪による交通障害が発生するなど、住民生活に大きな影響を及ぼす事例が見られた。また、本町においても、特に近年、短期間の多量の降雪により被害が生じていることから、以下の被害を想定した対応が求められる。

#### 1 積雪、ふぶきによる交通障害

町内区域・周辺市町との間の主要道路の交通障害に伴う人流・物流の停滞、集落の孤立

#### 2 積雪による施設等の倒壊等

住家・公共施設の倒壊、農業施設の倒壊、倒木による停電

#### 3 その他、農作物の被害等

## 第5節 火災環境

市街地、林野に関する状況等を明らかにして、大規模火災対策等に資するもの

### 第1 火災を取り巻く環境

#### 1 市街地等の状況

(1) 本町の市街地は町内に所在するJR各駅を中心とした地域に分布しており、追分駅及び早来駅を中心とした地域の分布が顕著となっている。

なお、人口集中地区（DID地区）は町内に存在しない。

(2) 都市計画法においては、建築物の構造等を制限することによる都市の不燃化を目的として市街地における火災の危険を防除するため、早来大町及び栄町地区の4.2haを準防火地域に指定している。

#### 2 野外堆積物の状況

古タイヤ、廃棄物等が野外に蓄積されている箇所はない。

#### 3 林野の状況

山林・原野の面積は109.5haで、総面積の約46%を占める。

#### 4 消防の状況

##### (1) 消防署・消防団

ア 胆振東部消防組合消防署： 1支署、1出張所  
安平支署・追分出張所

イ 安平消防団： 4分団  
追分分団、安平分団、早来分団、遠浅分団

##### (2) 消防車両

車両種別	所属別			
	合計	安平支署	追分出張所	安平消防団
消防ポンプ自動車	5			5
水槽付ポンプ自動車	2	1	1	
小型動力付き水槽車	2	1	1	
指揮広報車	3	2	1	
資器材搬送車	4			4
消防団員搬送車	2	1	1	
高規格救急自動車	2	1	1	
その他車両	0			
合計	20	6	5	9
参考(車載小型動力ポンプ)	4			4
参考(非車載小型動力ポンプ)	2			2

引用 2024年（令和6年版）消防年報 胆振東部消防組合

### (3) 消防水利

地域	区分	消火栓			防火水槽			自然水利				合計
		公設	私設	小計	40t以上 公設	40t未満 公設	小計	河川	沼・池	プール	小計	
安平町		107	0	107	69	1	70	6	0	0	6	183
早来市街地		41		41	22		22	6			6	69
安平地区		10		10	11	1	12					22
遠浅地区		18		18	13		13					31
本町・柏が丘・緑が丘地区		8		8	13		13					21
花園・若草地区		12		12	5		5					17
白樺・青葉・中央地区		18		18	5		5					23

引用 2024年（令和6年版）消防年報 胆振東部消防組合

## 第2 町に影響を及ぼす火災

明治以降の大規模火災、林野火災（原野火災を含む。）の発生の記録はない。  
大規模震災発生時には市街地部での大規模火災のおそれ、大気が乾燥する冬期においては林野火災のリスクが高まることに留意する必要がある。

## 第6節 原子力事故災害環境

UPZ外の当町においても防護措置が必要となる事態を把握する必要がある

### 第1 町を取り巻く環境

#### 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、当該施設からの距離を目安として設定される。  
なお、本町は、原子力発電所から約110km離隔しており、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）、緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）に該当する区域は無い。

#### 2 UPZの範囲外の防護対策

- (1) 道は、全面緊急事態に至った場合には、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- (2) 大規模な放射性物質の放出のおそれがあり、国からUPZ外の住民においても放射性物質による影響を回避するため屋内退避の指示があった場合には、道は、UPZ外の該当市町村に対して屋内退避の指示を連絡する。
- (3) 国からの緊急モニタリングの結果に応じたOILに基づき避難等の指示があった場合には、道はUPZ外の該当市町村に対し、住民の避難等の指示を連絡するとともに受入れ先となる市町村の調整を行う。

### 第2 原子力災害の想定

#### 1 道内における原子力発電所の概要

道内には、泊発電所が存在し、3基の原子炉が設置されている。  
また、本町から原子力発電所までの距離は、110.8kmの位置関係にある。

(対象となる原子力発電所)

発電所名	泊発電所		
事業者名	北海道電力株式会社		
所在地	北海道古宇郡泊村大字堀株村		
距離	110.8 km		
設置番号	1号発電用原子炉	2号発電用原子炉	3号発電用原子炉
熱出力	650MW	1650MW	2660MW
電気出力	579MW	579MW	912MW
運転開始日	S63年11月16日	H2年7月25日	H21年3月3日
備考	停止中	停止中	停止中

## 2 原子力災害の想定

道内における原子力発電所の事故事例はないが、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が広範囲に拡散し、汚染重点調査地域以外の市町村においても農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など、市民生活へ大きな影響を与えた。

(町に影響を及ぼす想定)

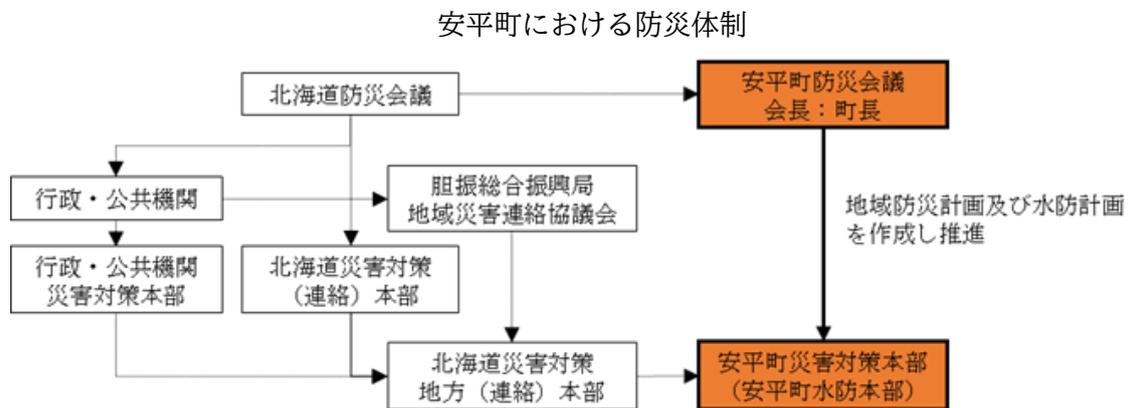
全面緊急事態となり、大規模な放射性物質が環境に放出され、緊急時環境放射線モニタリングによる測定結果に応じたO I Lに基づき、避難等の防護措置が必要となった場合を想定する。

【資料編】災害環境等 6-1 原発法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準

### 第3章 防災体制

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及び運営を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

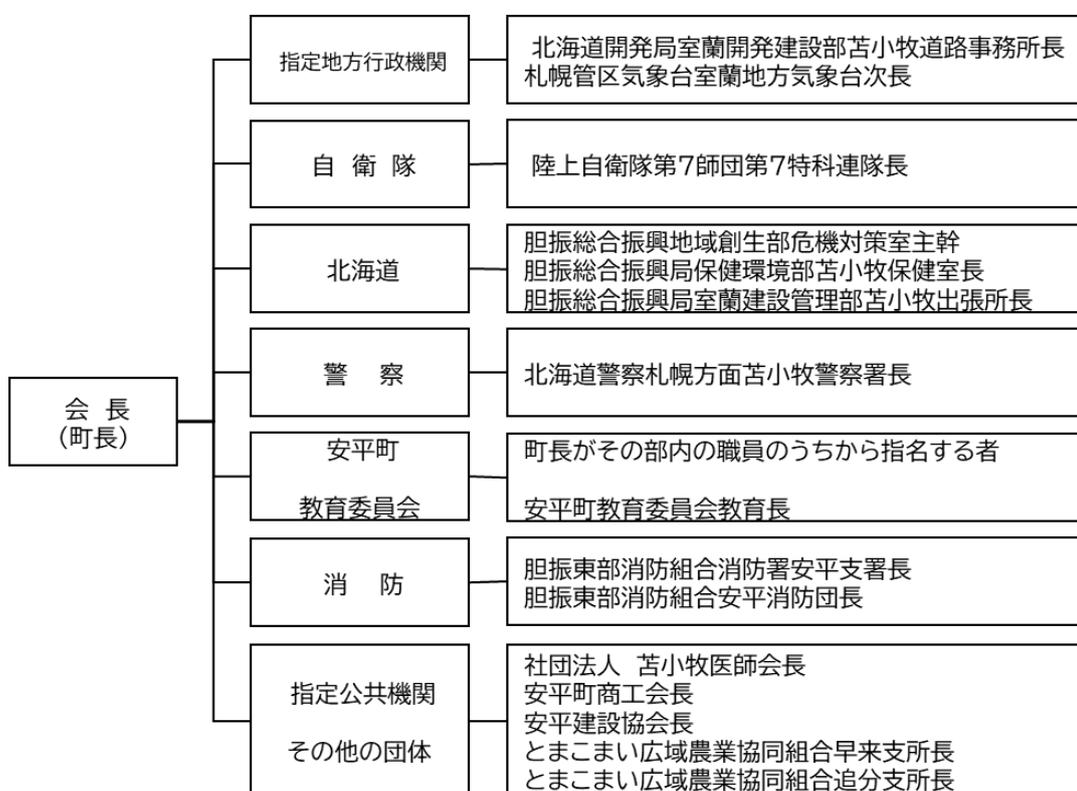
なお、平時の防災行政を運営する組織として、災害基本法及び水防法に基づく「安平町防災会議」が設置されており、災害時には安平町災害対策本部条例（平成18年安平町条例第153号）に基づく「安平町災害対策本部」を設置して災害の種類・規模等に応じた応急対策及び復旧対策を実施する。



## 第1節 安平町防災会議

安平町防災会議（以下「町防災会議」という。）は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく安平町防災会議条例（平成18年安平町条例第152号）第3条に定める者を委員として組織するものであり、本町に係る防災計画を作成し、その実施の推進を図るほか、防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること並び、当町に係る災害が発生した場合における災害復旧に関して災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

### 第1 町防災会議の組織



### 第2 町防災会議の所掌事務

- 1 町防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2 安平町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

### 第3 防災会議の運営

安平町防災会議条例（平成 18 年安平町条例第 152 号）の定めるところによる。

【資料編】 防災体制 3-1 安平町防災会議条例

## 第2節 町災害対策本部

町災害対策本部（以下「本部」という。）は、基本法第23条及び安平町災害対策本部条例（平成18年安平町条例第153号）に基づき、災害時において町防災会議と密接な連携のもとに災害予防、応急対策を実施する。

なお、必要に応じて災害対策本部に指揮室を置くことができる。

### 【資料編】防災体制 3-2 安平町災害対策本部条例

#### 第1 本部の組織

本部の本部会議及び部・班を置き、その構成は資料3-3とおりにする。

- 1 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 各部に部長（本部員）、副本長を置く。
- 3 各班に班長（副班長）を置く。
- 4 各部に情報連絡責任者を置き、各部長の指名する職員（副本長）を持って充てる。
- 5 本部長に事故があるときは、その業務を副町長、総務課長の順で代理する。

### 【資料編】防災体制 3-3 安平町災害対策本部組織

#### 第2 本部の設置基準等

##### 1 本部の設置基準等

本部の設置は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 本町に影響がある暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等の気象警報が発表され、大規模な災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 大規模な災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (3) その他災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。

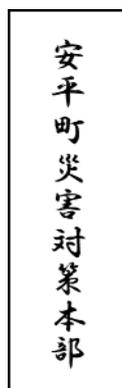
## 災害対策本部設置基準

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準		
風 水 害	①特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき ②警報（大雨・暴風）が発表され、住家の被害や人的被害が予想される とき ③大型台風の接近で多くの住家の被害や人的被害が発生し、被害の拡大 が予想される時 ④多くの地域での避難指示の発令の必要性があるとき。 ⑤孤立集落が発生し、又は発生のおそれがあり、対応が必要なとき ⑥町内を分断するような交通機関の障害、町内区域全般において生活基 盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき	
雪 害	①特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき ②警報（大雪・暴風雪）が発表され、大雪による大規模な被害が予想さ れるとき	
火 山	①噴火警報（警戒レベル4相当以上）が発表され、重大な被害を及ぼす 噴火が発生又は発生すると予想され、又は町内区域への顕著な降灰が あり、降灰対策や避難対策が必要なとき	
大規模事故等	航空災害	①人命の救助救出活動の難航が予想される時 ②町内区域に避難の必要が予想される時
	道路災害 鉄道災害	①人命の救助救出活動の難航が予想される時
	危険物等災害	①人命の救助救出活動の難航が予想される時 ②町内区域に避難の必要が予想される時
	大規模火災	①延焼が大規模なとき ②人命の救助救出活動の難航が予想される時 ③町内区域に避難の必要が予想される時
	林野 火災	①火災が隣接の市町にわたり、消火活動の難航が予想される時 ②人命の救助救出活動の難航が予想される時
	大規模停電	①人命の救助救出活動が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期 化が予想される時
地震災害	①町内区域で震度5弱以上の地震が発生したとき ②地震による被害（火災を含む）が発生したとき、又は発生するおそれ があるとき	

## 2 本部の設置

- (1) 本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送及び電話等あらゆる手段により周知するとともに、防災関係機関、胆振総合振興局及び報道機関並びに町民に対して、それぞれ最も迅速な方法をもって周知する。
- (2) この場合、本部設置場所には下図のとおり、本部の標識を掲げるものとする。

## 本部標識板



- ※1 設置場所は、総合庁舎玄関を基準とする。
- ※2 標識板に代えて、紙面に印刷したものを表示することができる。

### 3 本部の設置場所

- (1) 本部は、総合庁舎1階に設置するものとし、災害（総合庁舎の庁舎被災）状況等から総合的に判断して、他の場所に置くことが応急対策等を行う上で有効な場合には他の場所に置くことができる。
- (2) 予備設置場所  
総合支所

### 4 本部の廃止

- (1) 町長は、予想された災害の危険が解消したときは、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。
- (2) 本部を廃止したときは、それぞれの関係機関に通知する。

## 第3 本部の運営

### 1 本部員会議

- (1) 本部員会議において次の事項を協議するものとする。
  - ア 災害情報及び被害状況の総合分析と、これに伴う災害予防及び災害応急対策の基本方針に関すること。
  - イ 職員の配備体制の変更及び解除に関すること。
  - ウ 自衛隊等関係機関に対する応援の要請及び救助法適用の要請に関すること。
  - エ 安平町復興本部の設置に関すること。
  - オ その他本部長が必要と認めること。
- (2) 本部員会議の開催
  - ア 本部員会議は、本部長が必要により招集する。
  - イ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出するものとする。
  - ウ 本部員は、会議の参加にあたり必要な所属の職員を伴うことができる。
  - エ 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは総務対策部長にその旨を申し出ることができる。

### 2 部及び班の所掌事務

部及び班の所掌事務は、資料 3-4 のとおりとする。ただし、災害の状況等により本部長が必要と認めたときは、これを変更することができる。  
また、事務の細部については資料 3-5 による。

【資料編】防災体制 3-4 災害対策本部事務分掌

【資料編】防災体制 3-5 災害対策本部運営マニュアル

- (1) 各部は、部内の所掌事務を処理するため、あらかじめ情報連絡責任者を定めるなどの体制を整備するものとする。
- (2) 各部の情報連絡責任者が行う事務は、次のとおりとする。
  - ア 所管する部に係る災害に関する情報を逐次とりまとめて、部長を経て所管の班長に周知する。
  - イ 本部員会議から伝達される災害対策に係る指令及び指示事項について部長を経て所管の班長に周知する。
- (3) 現地本部
  - ア 本部長は、局地的な大規模災害が発生し、又は被災現地の状況把握及び応急対策上必要があるときは、現地本部を設置することができる。

- イ 現地本部の本部長及び職員は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- ウ 現地本部は、現地の災害情報等を逐次とりまとめて、本部員会議に報告するとともに、関係機関の現地責任者との連携を密にして応急対策にあたるものとする。

### 3 本部の配備体制

本部長は、本部を設置した場合、次の配備基準により本部の配備体制を決定し、各部長に通知するものとする。なお、本部設置前であっても町長が認めたときには必要な配備体制を取ることができる。

#### (1) 本部の配備基準

種別	配備の時期	配備内容
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴風(雪)、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。</li> <li>2 その他本部長が特に必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等、応急活動のための諸準備を開始する。</li> <li>2 状況の推移により速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</li> </ul>
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 局地的な災害の発生が予想されるとき。又は、災害が発生したとき。</li> <li>2 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>3 その他特に災害対策本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害の発生とともに関係各班所要の人員をもって直ちに応急活動ができる体制</li> <li>2 状況の推移により速やかに第3配備に移行できる体制とする。</li> </ul>
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 広域にわたる災害の発生が予想されるとき。又は、被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。</li> <li>2 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> </ul>	<p>災害の状況により災害対策本部の配備要員全員をもってそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p>

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする

#### (2) 配備基準の変更

本部長は、災害状況の推移により必要があると認めるときは、本部員会議の意見を聞いて配備体制の規模を変更することができる。

## 第4 災害警戒本部

### 1 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織については、本章第2節「安平町災害対策本部」を準用するものとする。

### 2 災害警戒本部の設置基準

- (1) 暴風（雪）、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等の応急活動のための諸準備を行う必要があるとき。
- (2) 強風、風雪、大雨又は大雪等の早期注意情報（警報級の可能性）が発表され、気象の推移により警報の発表が予想され災害対策を必要とするとき。
- (3) 本部設置前又は本部廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。

### 3 災害警戒本部員会議の招集

町長は、災害警戒本部を設置したときは、災害警戒本部員会議を招集し、災害対策を実施することができる。

#### (1) 構成員

災害警戒本部の構成員は、本章第2節「安平町災害対策本部」第1項を準用するものとする。

#### (2) 災害警戒本部員会議において協議すべき事項は、次のとおり。

- ア 職員の警戒体制に関すること。
- イ 情報の収集・伝達及び発信に関すること。
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 警戒地域のパトロール、住民周知に関すること。
- オ 局地的、比較的軽微な災害対応に関すること。
- カ 住民の避難準備に関すること。
- キ その他、町長が必要と認める災害対策に関すること。

#### 災害警戒本部設置基準

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
風 水 害	①大型台風や前線の接近で被害が予想され、住家の床上浸水又は全半壊等の被害、人的被害が発生するおそれがあるとき ②高齢者等避難、孤立集落の発生等の応急的な対応が予想されるとき ③交通機関の障害、生活基盤の被害による応急対策が予想されるとき
雪 害	①住家の全半壊等の被害、人的被害が発生するおそれがあるとき ②高齢者等避難、孤立集落の発生等の応急的な対応が予想されるとき ③交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき

火	山	①町内区域に広域な降灰が予想され、降灰対策が必要なとき
大規模事故等	航空災害	①人命の救助救出活動の難航が予想される時 ②町内区域に避難の必要が予想される時
	道路災害 鉄道災害	①人命の救助救出及び被害者対策等を必要とする時 ②事故により生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要な時
	危険物等災害	①家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
	大規模火災	①家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
	林野火災	①消火活動の難航が予想される時 ②家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想される時
	大規模停電 災害	①人命の救助救出活動が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想される時
地震災害	①町内区域で震度5弱以上の地震が発生した時 ②地震による被害が発生した時、又は発生するおそれがある時	

## 第3節 防災情報の通信体制

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する防災情報の受理・伝達及び災害時における情報通信体制はこの節の定めるところによる。

### 第1 防災気象情報（地震・火山等に関する予報等を除く）

気象、地象の観測及びそれに基づく予報・警報等の発表は、気象庁が所管し、各種防災気象情報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）及び水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）により関係機関に通知され、また、報道機関を通じて町民にも周知されることとなっている。町に関する防災気象情報（地震・火山等に関する予報等を除く。）の概要は次のとおり。

なお、防災気象情報等の受理は、勤務時間内においては総務課（防災担当）が行うものとし、勤務時間外及び休日においては庁舎管理人若しくは消防署安平支署が受理し、速やかにその内容について総務課防災担当携帯電話に通報するものとする。

#### [庁内における防災気象情報の受理]

種 類	伝達元	対応者	事務手続き	伝達先
気象特別警報・警報・注意報 水防活動用気象等警報・注意報 土砂災害警戒情報	・北海道（危機対策課） ・胆振総合振興（危機対策室） ・消防庁	①防災（携帯）	・総務課参事に報告（参事は上司に報告） ・町民に対する伝達（防災無線等）	・町民 ・避難行動要支援者関連施設
		②管理人	役場総務課（防災携帯）に伝達	役場総務課（防災携帯）
		③消防	役場総務課（防災携帯）に伝達	役場総務課（防災携帯）
水防警報 水位情報通知	・胆振総合振興局長（危機対策室）	①防災（携帯）	・総務課参事に報告（参事は上司に報告） ・安平支署に伝達（警報を発令時はその旨も）	安平支署
		②管理人	役場総務課（防災携帯）に伝達	役場総務課（防災携帯）
		③消防	役場総務課（防災携帯）に伝達	役場総務課（防災携帯）
火災気象通報	・北海道（危機対策課）	①防災（携帯）	・総務課参事に報告（参事は上司に報告） ・安平支署に伝達（警報を発令時はその旨も）	安平支署
		②管理人	役場総務課（防災携帯）に伝達	役場総務課（防災携帯）
		③消防	役場総務課（防災携帯）に伝達	役場総務課（防災携帯）
異常現象通報	・町民 ・警察官（苫小牧署）	①防災（携帯）	・総務課参事に報告（参事は上司に報告） ・室蘭地方気象台に伝達	室蘭地方気象台
		②管理人	役場総務課（防災携帯）に伝達	役場総務課（防災携帯）
		③消防	役場総務課（防災携帯）に伝達	役場総務課（防災携帯）

## 1 気象に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

### (1) 種類及び発表基準

#### ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しいときに、その旨を警告して行う予報。市町村単位で発表される。

現象の種類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。安平町における指標に用いる基準は、「土壌雨量指数274」である。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく多きときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※地面現象特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数周年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

## イ 気象等に関する警報・注意報

大雨や暴風などの気象現象によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに警報が、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれがあると予想されたときに注意報が発表される。

### (ア) 警報の種類

現象の種類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪特報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

### (イ) 注意報の種類

現象の種類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付記されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥によりより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」より災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷より災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪より災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
融雪注意報	融雪より災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときには発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温より災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

(ウ) 警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 室蘭地方气象台（令和6年5月23日現在）

安平町	府県予報区		胆振・日高地方
	一時細分区域		胆振地方
	市町村等をまとめた区域		胆振東部
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	144
	洪水	流域雨量指数	安平川流域=19.5 遠浅川流域=13.5 ニタッポロ川流域=8 支安平川流域=12.8
		複合基準※	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s、雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪40cm 山間部 12時間降雪50cm
	波浪 高潮	有義波高	
		潮位	
	注意報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数
土壌雨量指数			74
洪水		流域雨量指数	安平川流域=15.6 遠浅川流域=10.8 ニタッポロ川流域=6.4 支安平川流域=10.2
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
強風		平均風速	12m/s
風雪		平均風速	12m/s、雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	平地 12時間降雪25cm 山間部 12時間降雪30cm
波浪 高潮		有義波高	
		潮位	
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		60mm以上：24時間雨量と融雪量の合計	
濃霧		視程	200m
乾燥		最小湿度35%、実効湿度65%	
なだれ		①24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さ40cm以上で、日平均気温5℃以上	
低温		通年：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続	
霜		最低気温3℃以下	
着氷			
着雪	気温0℃くらいで強度並み以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※ 表面雨量指数、流域雨量指数の組合せによる基準値を表す。

## 表「警報・注意報発表基準一覧表」の解説

- ①本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する発表基準は、別の資料を参照のこと。
- ②警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- ③大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ④表中において発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地。山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ⑤表中において、対象市町村等で現象が発言しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また減少による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、また、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川が無い場合についてはその欄を「－」で、それぞれ示している。
- ⑥大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準を示している。
- ⑦地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特手の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- ⑧大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみを通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ⑨大雨警報・注意報の土壌雨量指数は基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、  
([https://ima.go.jp/jma/kishou/known/kijyun/index\\_shisu.html](https://ima.go.jp/jma/kishou/known/kijyun/index_shisu.html))を参照のこと。
- ⑩洪水の欄中、「〇〇川流域＝10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ⑪洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川が存在しないことを表している。主要な河川以外の河川を含めた流域全体の基準値は  
([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/index_kouzui.html))を参照のこと。
- ⑫洪水警報。注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）を組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は  
([https://www.jam.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jam.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html))を参照のこと。
- ⑬洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫記警戒情報又は氾濫危険情報を満たしている場合に発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

## ウ 洪水警報及び注意報

現象の種類	概要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

## (2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報の関係

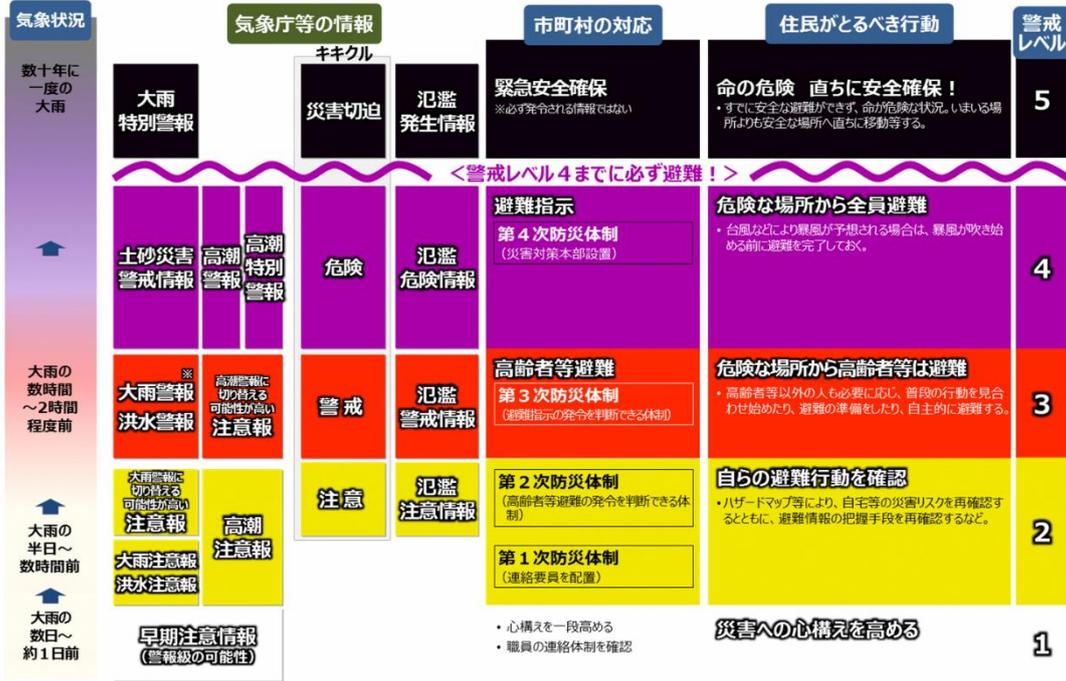
### ア 防災気象情報と相当する警戒レベル

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報</li> <li>氾濫発生情報</li> <li>キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒）</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急避難確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報</li> <li>キキクル（危険度分布）「危険」（紫）</li> <li>氾濫危険情報</li> <li>高潮特別警報</li> <li>高潮警報</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自らの避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）※1</li> <li>洪水警報</li> <li>キキクル（危険度分布）「警戒」（赤）</li> <li>氾濫警戒情報</li> <li>高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※2</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自らの避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>キキクル（危険分布）「注意」（黄）</li> <li>氾濫注意情報</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨注意報</li> <li>洪水注意報</li> <li>高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> <li>早期注意情報（警戒級の可能性）</li> </ul> <p>注：大雨、高潮に関して【高】又は【中】が予想されている場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があること示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※2 警戒に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報ページで確認できます。

# イ 防災気象情報と対応する行動



※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

# ウ 警戒レベルの判断基準 (土砂災害)

内閣府「避難情報に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難指示等				気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難情報の発令対象区域 ・土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする(土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ決めておく)。  ○土砂災害警戒区域等の詳細 (1)土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」 (2)土砂災害危険箇所 (3)その他の場所	5	緊急安全確保	(災害が切迫) ・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合  (災害発生を確認) ・土砂災害の発生が確認された場合	大雨特別警報(土砂災害)	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)
	4	避難指示	・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合(※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ・土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い、接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、深流の水量の変化等)が発見された場合	土砂災害警戒情報	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)
	3	高齢者等避難	・大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒(赤)「警戒レベル3相当情報[土砂災害)」となった場合(※大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)	大雨警報(土砂災害)	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)
・大雨注意報が発表された場合には、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。				大雨注意報	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)
(注) 土砂災害の危険度分布とは「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称です。				早期注意情報(警報級の可能性)	-

## エ 警戒レベルの判断基準（洪水）

内閣府「避難情報に関するガイドライン」を基に気象庁作成

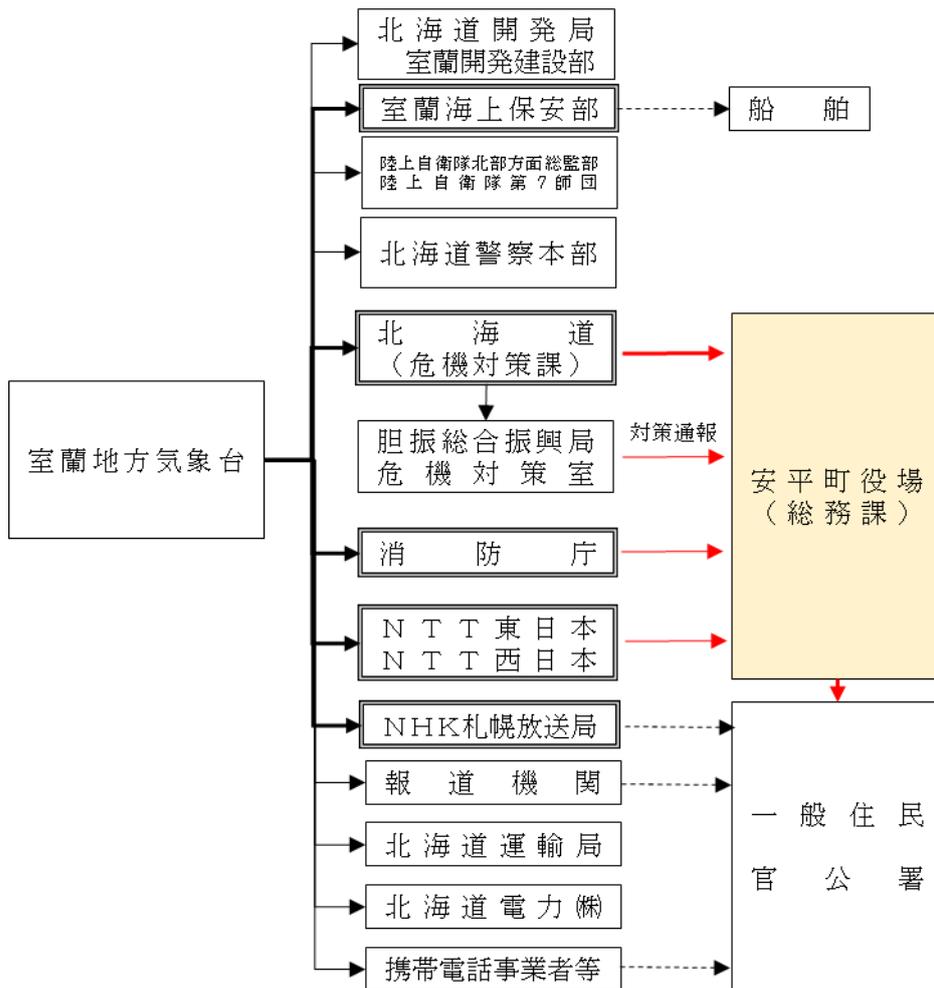
避難指示等				気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難情報の発令対象区域 ・土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。 ○土砂災害警戒区域等の詳細 (1)土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」 (2)土砂災害危険箇所 (3)その他の場所	5	緊急安全確保	(災害が切迫) ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 (災害発生を確認) ・土砂災害の発生が確認された場合	大雨特別警報（土砂災害）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
	4	避難指示	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い、接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、深流の水量の変化等）が発見された場合	土砂災害警戒情報	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
	3	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	大雨警報（土砂災害）	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
・大雨注意報が発表された場合には、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。				大雨注意報	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
(注) 土砂災害の危険度分布とは「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称です。				早期注意情報（警戒級の可能性）	-

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報担当官署(胆振総合振興局)及び分担気象官署(室蘭地方気象台)が実施する。

なお、気象業務法第15条の2の規定も元づき、気象等に関する特別警報を、北海道から受けたときには、町長は速やかに町民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない。(法定義務)

周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団による伝達等をいう。



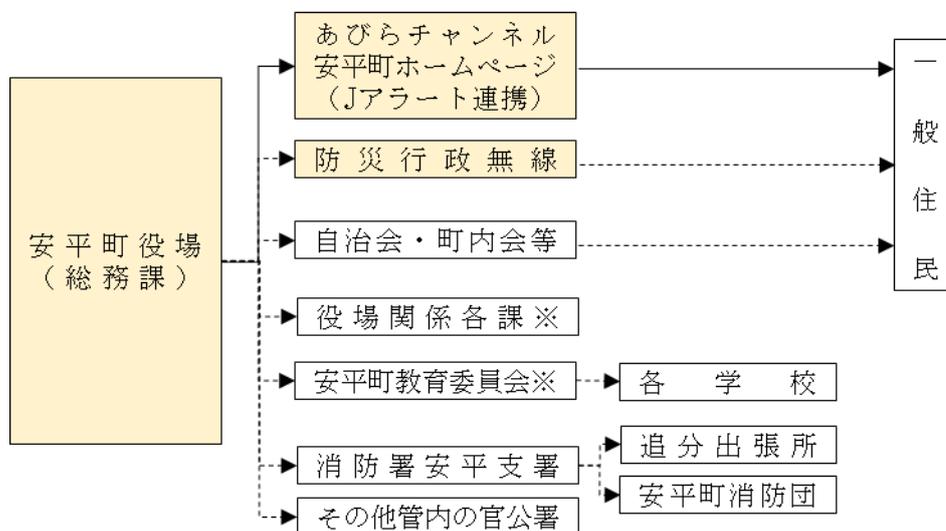
- (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
  - (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
  - (破線) は放送・無線
- ・緊急速報メールは「気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯事業者を通じて関係するエリアに配信される

(注) 町の管内を担当する官署等

ア 府県予報区担当官署： 室蘭地方気象台

- イ 北海道開発局： 室蘭開発建設部
- ウ 海上保安官署： 室蘭海上保安部
- エ 自衛隊： 陸上自衛隊第7師団
- オ 北海道警察： 札幌（警察本部）
- カ 北海道： 胆振総合振興局
- キ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
- ク NHK放送局： 札幌放送局
- ケ 報道機関： 各放送局、各新聞社、通信社

（総務課からの気象警報等の伝達）



※ 庁内の情報伝達は、「Face Office」、ラインワークスによる。

## 2 キキクル等（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

### [キキクル等の種類と概要]

種 類	概 要
土砂キキクル 大雨警報（土砂災害）の危険度分布 ※	大雨による土砂災害の危険度の高まり予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えた自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル 大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル 洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えた自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

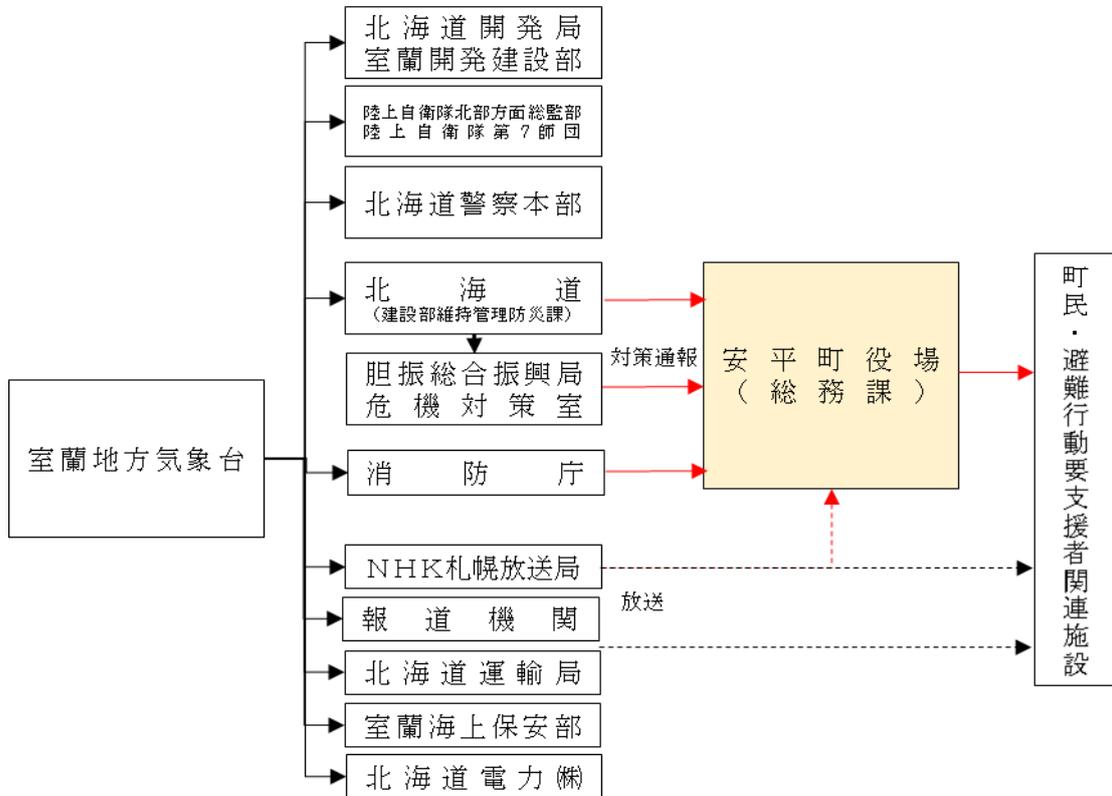
## 3 水防活動用気象等警報及び注意報

(1) 水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、大雨特別警報・大雨警報・大雨注意報、洪水警報・洪水注意報により代行する。

### [水防活動用気象等警報及び注意報種類（高潮及び津波を除く）]

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報 大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

## (2) 防災活動用気象等警報・注意報の伝達



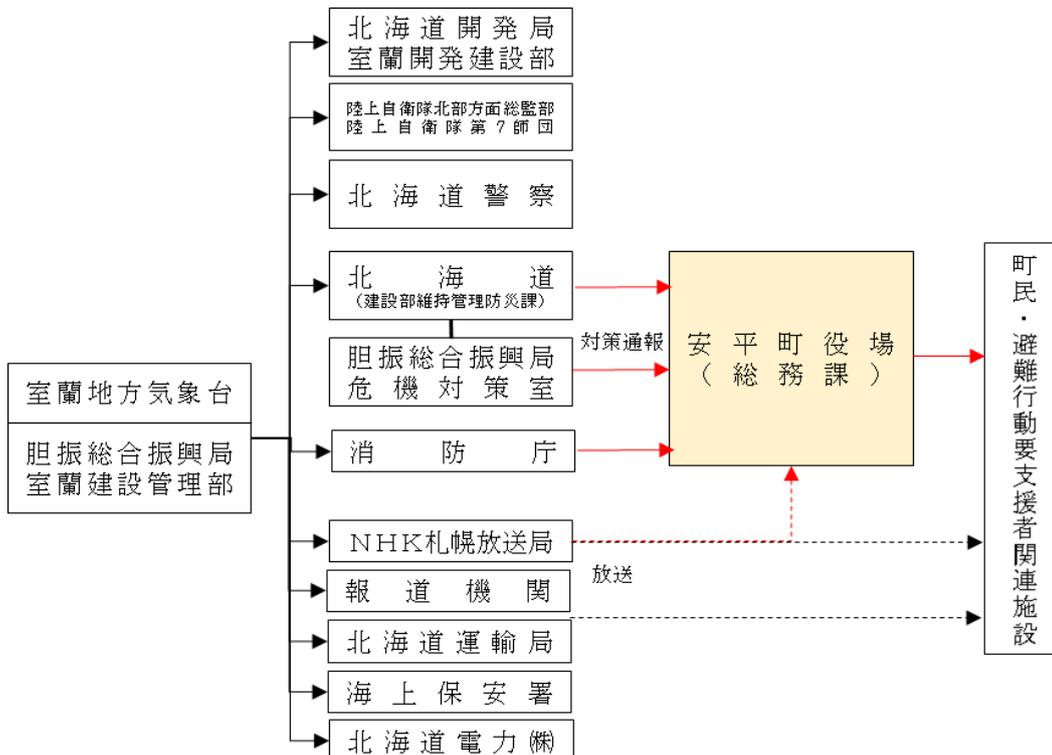
#### 4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる。情報であり、町管内は胆振総合振興局（室蘭建設管理部）及び室蘭地方気象台から共同で発表される。町管内の区域で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布で確認できる。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

伝達は次の系統により行う。



## 5 水防警報

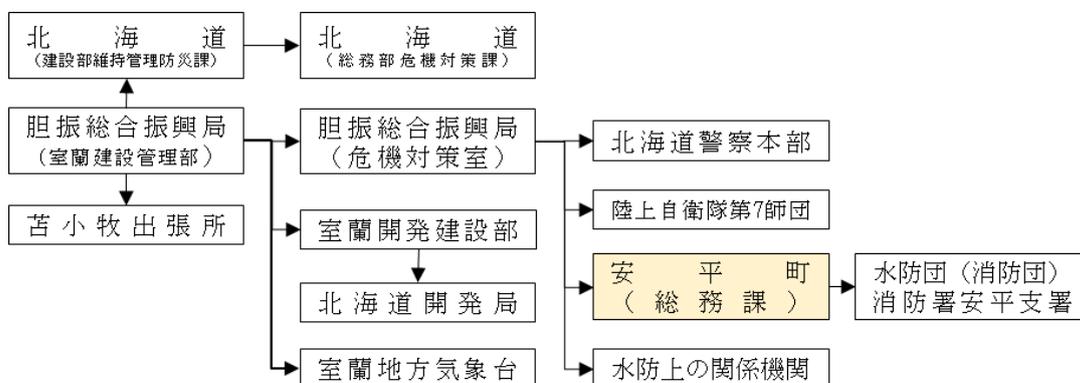
水防警報指定河川である安平川についての水防警報は、水防法第16条に基づき、知事（胆振総合振興局）が次の基準により発表する水防警報種類及び伝達は次のとおり。

### [水防警報種類、発表基準]

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する旨を警告し、または、水防機関の出勤時間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることは出来ない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防活動に関する情報連絡、水郷資器材の準備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、水位、流量とその他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示してその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位如何に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したとき。

地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

### [水防警報伝達]



## 6 水位情報の通知

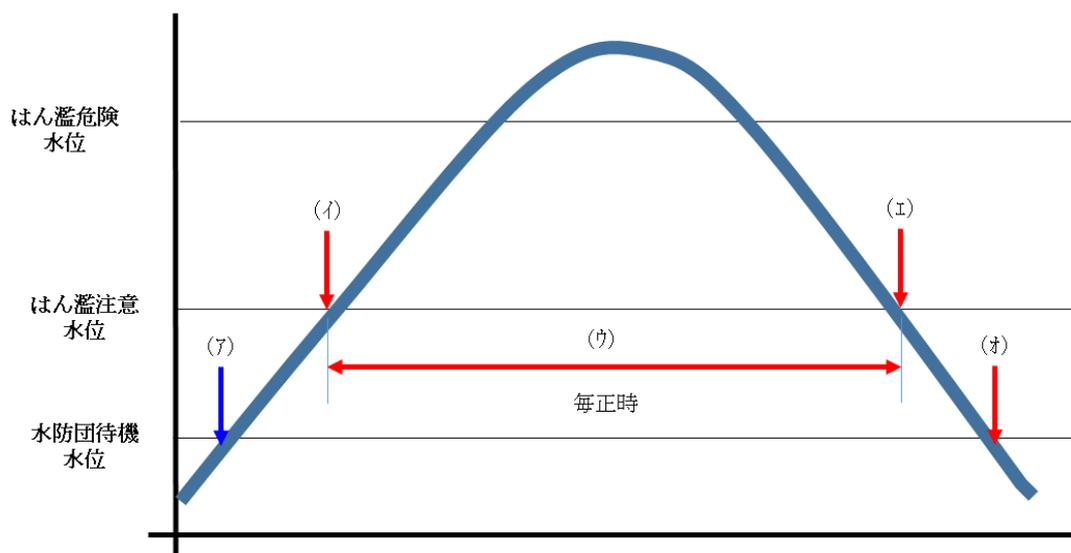
水防法第13条に基づき、知事が指定した水位周知河川である安平川における水位情報通知は次のとおり行う。

### (1) 到達水位の概要

水 位	概 要
氾濫の発生	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
はん濫危険水位	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断を参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
避難判断水位 水防警報（出動）	基準地点の水位がはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、はん濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回ったときを除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等が避難を開始する警戒レベル3に相当する。
はん濫注意水位	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、はん濫注意水位情報以上でかつ避難判断水位未滿の状況が継続しているとき、避難判断水位に達した水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。
水防団待機水位 水防警報（待機）	水防警報（待機）水位に達したときたときに発表される。 最新の防災気象情報等に留意する等、災害への心構えを高める警戒レベル1に相当する。

## (2) 安平川における水位通知の基準

### ア 通知基準

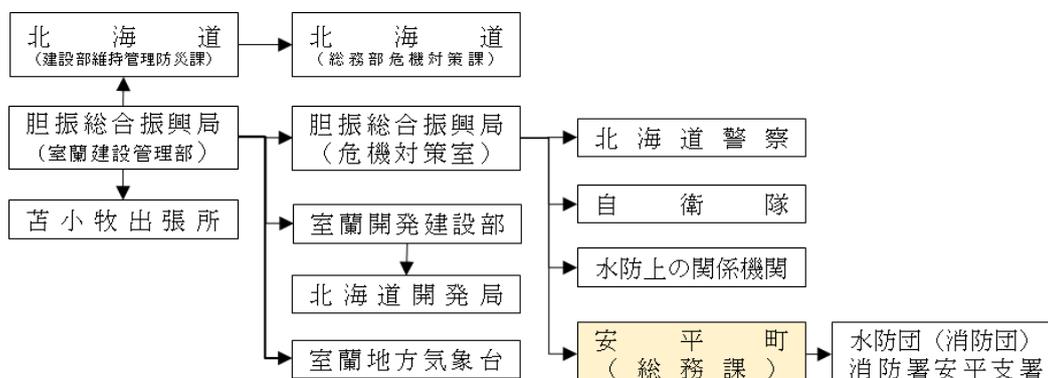


- (ア) 水防団待機に達したとき
- (イ) はん濫注意水位に達したとき
- (ウ) はん濫注意水を超え、再びはん濫注意水位になるまでの毎正時
- (エ) はん濫注意水位以下になったとき
- (オ) 水防団待機水位以下になったとき
- (カ) 上記以外に急激な水位変動、河川の異常が発生したとき

### イ 安平川における水位到達情報の基準

水位周知河川	安平川	
	源武橋水位観測所	安平橋水位観測所
はん濫危険水位	8.49m	28.44m
避難判断水位	8.22m	28.11m
はん濫注意水位	7.58m	27.28m
水防団待機水位	7.18m	26.93m

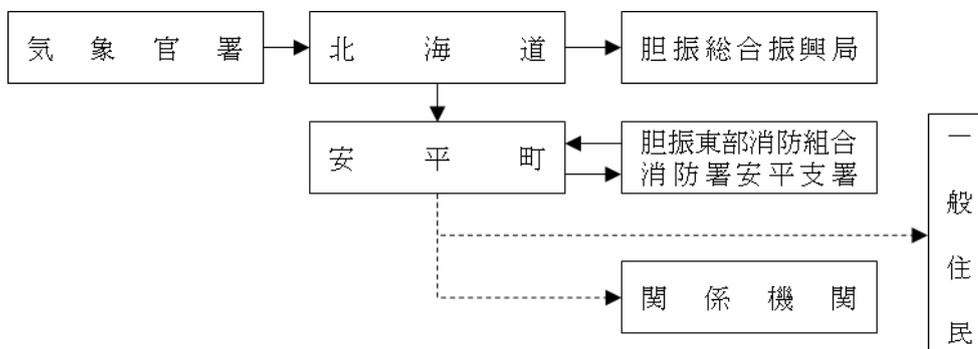
## (1) 水位情報の伝達



## 7 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに札幌管区気象台が北海道知事に対して通報し、北海道を通じて安平町に伝達される。

発表基準は、室蘭地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。



## 8 気象情報等

### (1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（胆振東部地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で（胆振地方、胆振・日高地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 北海道地方気象情報、胆振地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダー・土地上納雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布）<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下に置いて竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する情報。なお、実査に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を指名し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

## 第2 異常現象を発見した者の措置等

### 1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が迅速に到着するように協力しなければならない。

### 2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

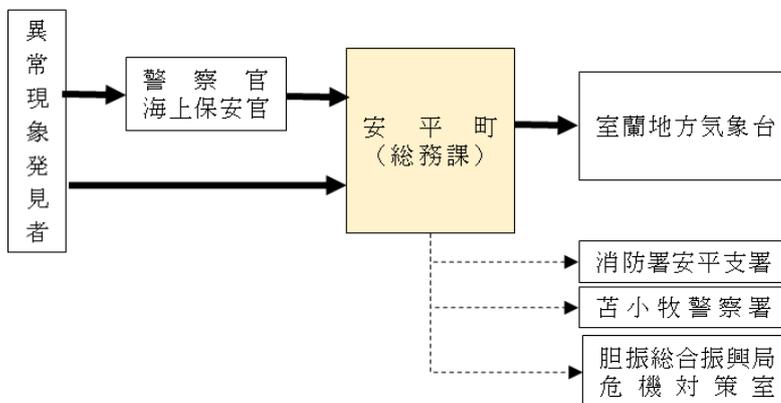
異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。

### 3 市町村長の通報（基本法第54条第4項）

町長は、異常現象に関する通報を受けたときは、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地域
室蘭地方気象台 (室蘭市山手町2-6-8)	0143-22-3227 (観測予報) 0143-22-4249 (防災)	胆振総合振興局地域管内

#### (異常現状発見通報系統)



#### 【現象例】

「地下水の変化」：水位の上昇・下降、濁り、匂い、噴き上げ、枯渇

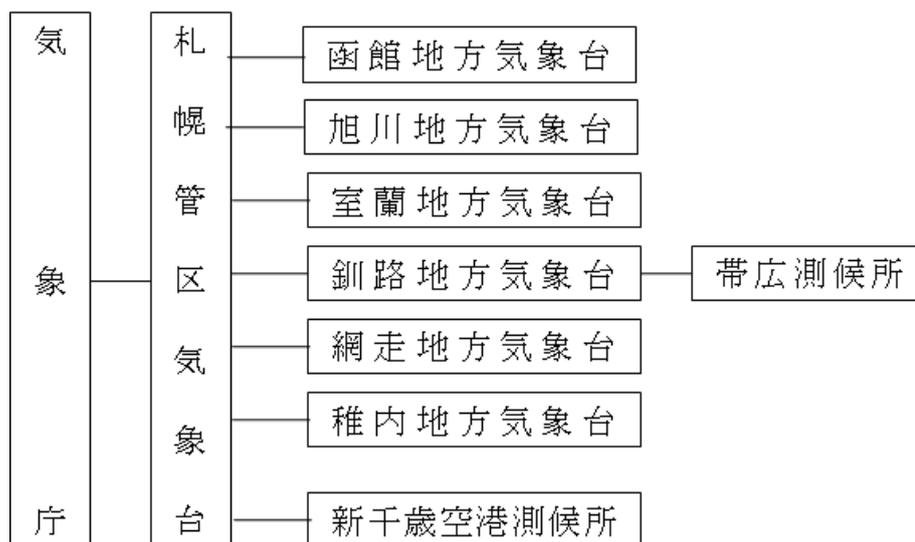
「気象現象」：空の色や月の光が普段と違っているなど

「地鳴り」：雷のような音、風が吹くような音、爆発のような音

「動物の異常行動」：普段と違って暴れる、鳴く、吠える、逃げ出すなど

### 第3 気象官署組織等

#### [道内の気象官署]



#### [観測所]

種類	内容	町管内の観測所
地域観測所	気温、湿度、風向風速、降水量、日照時間（気象官署、特別地域支障観測所に限る。）、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内173箇所（気象官署、特別地域気象観測所、空港を含む。）に配置している。	
地域雨量観測所	降水量、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内の52箇所に配置している。	安平（ロボット雨量計） ：雨量、積雪
潮位観測施設	潮位の変動を常時観測する施設で、道内6箇所（稚内、網走、釧路、花崎、函館、小樽）に配置している。	

## 第4章 災害予防

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

本町は、地域の災害特性に配慮し、地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、町と関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、本町は、国、道の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）（以下「タイムライン」という。）を作成し、災害対応の検証を踏まえて必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めるものとする。

加えて、本町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給体制等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、本町は、町内区域において災害の発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、避難警戒体制の整備等を行うとともに、道、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

## 第1節 防災知識の普及・啓発及び防災教育

災害の予防又はその拡大を防止するため、町全体としての適切な防災対策活動が行われるよう、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により防災意識の高揚を図るとともに、職員に対する防災教育を計画的かつ継続的に行うものとする。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 町民への防災思想・知識の普及・啓発	総務課、 教育委員会事務局	防災関係機関、 自主防災組織
第2 町職員に対する防災教育	総務課	防災関係機関等
第3 防災思想・知識の普及・啓発活動における要配慮者への配慮	各課	
第4 防災地理情報の整備及び防災に関する検証結果・調査分析結果等の収集・整理	総務課	
第5 防災リーダー等の育成	総務課	防災関係機関

## 第1 町民への防災思想・知識の普及・啓発

町民1人ひとりが防災に関心を持ち、我が事（自らの問題）として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、自主防災組織等と連携しながら防災思想・知識の普及・啓発を推進する。

また、家庭等で普段から行うことのできる防災対策については、若い世代を重視した周知に努める。

### 1 普及・啓発の方法

町民に対しては、スマホ役場、ホームページ及び広報誌による継続的な普及・啓発を行うとともに、自主防災組織等を対象とした普及・啓発を行う。

この際、水害・土砂災害・防災気象情報等の専門家の活用及び福祉との連携に留意する。

普及・啓発の方法（基準）
①各種防災訓練の参加促進による啓発
②あびらチャンネルによる普及
③広報紙、スマホ役場等による啓発
④映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用による啓発
⑤広報車両の利用による普及
⑥ハザードマップ、防災パンフレット等の配布による啓発
⑤防災講演会、出前講座の開催による啓発
⑥防災イベント、防災器具、災害写真等の展示による啓発
⑦各種表彰による啓発
⑧その他

### 2 啓発強化期間

次の啓発強化期間等を活用し、効果的な啓発活動に努める。

啓発強化期間の名称	期間	手段
防災の日	9月1日	ポスター・ホームページ掲載、防災無線
防災週間	8月30日～9月5日	ポスター掲示
水防月間、土砂災害防止月間	6月	ポスター掲示
山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日	ポスター掲示
火山の防災の日	8月26日	ポスター掲示
防災とボランティアの日	1月17日	ホームページ掲載
防災とボランティア週間	1月15日～21日	
町防災訓練	9月～10月	防災無線、広報誌・ホームページ掲載

### 3 普及・啓発を要する事項

地域における会合や各種研究集会等の機会を活用した防災知識の普及に努めるものとする。

区分	普及・啓発内容
町民	① 風水害、地震災害、火山災害等に関する基礎的知識 ② 非常食量、非常用飲料水、生活必需物資の備蓄 ③ 避難行動に関する基礎的知識（避難場所、避難方法、避難時の心得、避難所の運営） ④ 自宅内及び自宅周辺の安全確保の知識（自宅の点検、補強） ⑤ 出火防止、初期消火の知識 ⑥ 救出・救助、応急手当方法 ⑦ 農林漁業等の応急対策方法 ⑧ 介護等、要配慮者の支援に関する知識 ⑨ 災害教訓の伝承 ⑩ その他
児童・生徒	① 風水害、地震災害、火山災害等に関する必要な知識 ② 避難行動に関する必要な知識（避難場所、避難方法、避難時の心得、避難所の運営） ③ 自助・共助の精神 ④ 地域の危険箇所 ⑤ 災害教訓の伝承 ⑥ その他 ※ 児童・生徒への啓発等は、学校における防災教育のねらい（文部科学省）などに基づき学校が主体的に行う。

## 第2 町職員に対する防災教育

町（総務課）及び防災機関等は、職員が災害時に的確な防災活動が実施できるよう、講習会、研修会を定期的を開催するとともに、防災活動に係るマニュアル等の作成・配布を行い、防災教育の徹底を図る。

また、国や道が開催する防災に関する講習会や研修会へ、職員が参加できるように情報提供を行うとともに、積極的な参加を促すよう努める。

### 1 普及・啓発の内容

区分	普及・啓発内容
町職員	① 安平町地域防災計画の概要 ② 各種災害の特性、災害対処要領 ③ 各種災害対応の教訓事項 ④ 町職員としての心構え ⑤ 災害対策本部の組織 ⑥ 勤務時間外における参集要領 ⑦ 災害調査及び報告の要領 ⑧ 災害時の心得（連絡体制、気象情報、避難時の心得、被災時の心得）

### 2 町長及び町幹部職員に対する研修

国・道が実施する市町村の町及び幹部職員を対象とした研修を通じて、町の災害対応能力の向上に努める。

### 3 国・道が開催する防災研修等への参加促進

町（総務課）は、災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害法等の法制度の理解を深めるための職員向けの研修会、災害対応において使用される各種システムの操作訓練、道・近隣市町において実施される総合防災訓練の研修への参加を促し、町職員の災害対応能力向上に努める。

### 第3 防災思想・知識の普及・啓発活動における要配慮者への配慮

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育・防災教育を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女参画の視点にも十分配慮するよう努める。

### 第4 防災地理情報の整備及び防災に関する検証結果・調査分析結果等の収集・整理

#### 1 防災地理情報の整備

町（総務課）は防災関係機関と連携して、地域の危険度測定等の災害発生の予測や災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究結果をハザードマップ等の防災地理情報として整備し、町民等への周知を行うよう努める。

#### 2 防災に関する検証結果等の収集・整理

町（総務課）は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報等により公開に努める。

### 第5 防災リーダー等の育成

国や道が開催する防災リーダー研修への参加を促すとともに、町や自主防災組織の活動を通じた防災リーダーの育成に努める。

## 1 防災リーダーの活動内容

防災リーダーの活動内容（一例）	
[災害時]	地域住民の先頭にたって防災活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策や災害発生時の初期消火活動</li> <li>・ 応急手当、自助・共助による救出・救助</li> </ul>
[平時]	防災啓発等を実施
○防災知識・技術の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集手段、家族の安否確認方法</li> <li>・ 非常持出品や備蓄品の整備の指導</li> </ul>
○防災訓練への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の防災訓練への企画・運営協力</li> <li>・ 町防災訓練への参加</li> </ul>
○その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のリスク点検</li> <li>・ 災害教訓の伝承等</li> </ul>

## 2 対象者

区分	対象者
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長</li> <li>・ 防災部長</li> <li>・ 班長等（防災資機材等整備、訓練研修の企画・実施の担当者）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性・障がい者・外国人の視点を防災活動に反映できる人</li> <li>・ 希望者</li> </ul>

## 3 育成要領

- (1) 本町が実施する防災教育・防災訓練及び自主防災組織が実施する防災訓練等の機会を活用して防災リーダーの育成を図るとともに、対象者に対して各種の防災に関する研修会等への参加を促す。
- (2) 本町は（総務課）は、防災リーダーの育成を推進するため、「自主防災組織のリーダー育成のための教育・訓練カリキュラム」（総務省消防庁）を参考に半日程度の学習プログラムを整備する。

## 第2節 防災訓練

災害応急対策を円滑に行うためには、平常時から防災知識の習得や、災害時の対応能力を高める等の実践的な訓練を継続することが重要である。

このため、初動対応等を重視した各種の機能別訓練を実施するとともに、国・道及びその他の防災関係機関や協力機関等と連携し、町民の協力参加を得て大規模災害・複合災害を想定した総合防災訓練を実施する他、要配慮者利用施設や自主防災組織における防災訓練の実施を支援・促進する。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 町が実施主体となる防災訓練	総務課	防災関係機関、自主防災組織
第2 要配慮者利用施設における防災訓練	総務課、健康福祉課	社会福祉施設、医療機関、学校
第3 町民、自主防災組織、事業所等の訓練		町民、自主防災組織、事業所

### 第1 町が実施主体となる防災訓練

本町は、各種防災訓練を実施して町全体の災害時における対応力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るとともに防災関係機関との連携強化に努める。この際、自助・共助による活動を重視した実践的な状況の設定に努める。

また、訓練後の評価において判明した課題事項の改善を行い、次年度の訓練に反映するとともに、地域防災計画の検証・改善に努める。

#### 1 訓練の種別

区分	実施の例（図上訓練を含む。）
機能別防災訓練	①非常招集訓練 ②情報収集（非常通信訓練を含む）・伝達訓練 ③広報訓練 ④災害本部設置（運営）訓練 ⑤避難所開設・運営訓練 ⑥土砂災害に係る避難訓練 ⑦避難誘導訓練 ⑧避難行動要支援者避難支援訓練 ⑨ライフライン応急復旧訓練

	⑩警戒区域の設定、交通規制訓練 ⑪支援物資・緊急支援物資輸送訓練 ⑫災害ボランティアセンター設置運営訓練 ⑬災害対応訓練
消防訓練	⑭消火訓練 ⑮救出・救助訓練
水防訓練	⑯水防工法 ⑰水防資器材の取扱い等
総合防災訓練	町民、各関係機関と一体となり、上記の訓練を総合的に実施する。

## 2 実施基準

区分	概要
機能別防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応等を重視、各種の機能別訓練を年1回以上実施</li> <li>・9月～10月を基準</li> <li>・風水害、地震想定を交互に実施</li> <li>・図上訓練方式及び実動訓練方式（要配慮者等との連携に留意）</li> </ul>
消防訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火訓練、救出・救助訓練を年1回実施</li> <li>・胆振東部消防組合消防署安平支署と連携</li> </ul>
水防訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害想定での防災訓練の際、併せて実施</li> </ul>
総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね2～3年に1回実施</li> <li>・風水害、地震想定を交互に実施</li> <li>・図上訓練方式及び実動訓練方式（要配慮者等との連携に留意）</li> </ul>

## 第2 要配慮者利用施設における防災訓練

### 1 福祉施設等における防災訓練

町（総務課、健康福祉課）は、基本法、水防法及び土砂災害防止法に定める要配慮者利用施設における避難訓練の実施を支援・促進する。

区分	実施の例
福祉施設	（実動訓練） ① 避難（情報伝達を含む） ② 避難者輸送 ③ 救助・救出  （図上訓練等） ④ 避難・避難者輸送

### 2 学校における訓練

各学校は、災害を想定した避難訓練等を定期的の実施し、児童・生徒が「災害時に、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができる」ような知識・体験が得られる訓練の実施に努める。

区分	実施の例
児童・生徒	(実動訓練) ① 初期消火 ② 避難 ③ 応急救護  (図上訓練) ④災害図上訓練 (DIG) ⑤避難所運営ゲーム (HUG)

### 第3 町民、自主防災組織、事業所等の訓練

自主防災組織、事業所等は、地域住民や事業者等の防災意識の向上、防災力の強化、役場・防災関係機関との連携を図るため、次のような防災訓練を実施する。

区分	実施の例
町民 自主防災組織 事業所等	(実動訓練) ① 初期消火 ② 避難・避難誘導 ③ 応急救護 ④ 情報伝達 ⑤ 炊出し (図上訓練) ⑥ 災害図上訓練 (DIG) ⑦ 避難所運営ゲーム (HUG)

### 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保

本町は、災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害時における応急活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、町区域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整システムに登録する等、備蓄量の把握を行うとともに、物資の備蓄状況を毎年1回公表するものとする。

その際、備蓄物資の備蓄にあたっては、要配慮者向けの物資等の確保に努める。

また、平時から、訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡や要請手続の確認を行うよう努める。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 食料その他の物資の確保	総務課、水道課	
第2 防災資機材の整備	総務課	
第3 備蓄倉庫等の整備	総務課	

#### 第1 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

町(総務課)は、発災から3日目までに必要な物資の備蓄を、地域と行政が一体となって行える体制の構築に努める。

##### 1 町民による備蓄の推進

町民は、最低3日分(推奨1週間以上)の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の家庭内備蓄を行うように努めるものとする。

町(総務課)は、あらゆる機会において、広報紙、ホームページ、SNS等の各種媒体を通じて町民への啓発に努める。

##### 2 町の備蓄

食料、生活必需品等の備蓄にあたっては、要配慮者等に配慮した品目の選定に努めるとともに、被害想定や災害危険個所の分布、避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うように努める。更に、備蓄が困難な物資、備蓄が不足する物資は、民間業者との災害協定による流通備蓄の推進を図る等、災害時に必要な食料及び生活必需品等の供給に万全を期すように努める。

## (1) 備蓄品目

被災者の命と生活環境に不可欠な物資として、感染症対策のためのマスクや消毒液を含めて計画的に備蓄を実施する。備蓄品目は、次のとおり。

(食料その他の備蓄品目)

項目	品目	備考
食料	①食料 ②乳児用粉ミルク・液体ミルク	・①～②は国のプッシュ型支援基本8品目
生活必需品	③毛布 ④大人用おむつ ⑤乳幼児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ・簡易トイレ ⑧トイレトーパー ⑨哺乳瓶	・③～⑧は国のプッシュ型支援基本8品目 ・毛布は町備蓄、その他は防災倉庫の整備が完了するまでの間、国のプッシュ型支援までの間、流通備蓄により対応
飲料水	⑩保存水(ペットボトル500ml)	・
感染症対策及び生活環境向上のための資機材	⑪簡易ベッド(段ボールベッドを含む) ⑫マット ⑬間仕切り用テント ⑭間仕切り用パーティション	・福祉避難所分を備蓄 ・その他は流通備蓄により対応

## (2) 備蓄目標

帰宅困難者や自宅避難者も避難者数に含め、想定される最大避難生活者数の2日分程度を現物備蓄及び流通備蓄等により確保するよう努める。

細部は、別冊1 安平町防災備蓄計画による。

(安平町が締結する災害時における各種協定)

	品目	協定先	内容
食料・水	食料・飲料水・生活必需物資等	北海道、道内市町村	物資の提供・あっせん
	食料・飲料水・生活必需物資等	胆振東部1市4町	物資の提供・あっせん
	応急給水	胆振・日高管内自治体	応急給水活動
	飲料水	サントリーフーズ株式会社	240ℓ=2ℓ×120本無料提供
	物資(水、石油燃料)	一般社団法人北海道社会基盤開発協会	500ℓ=500ml×1,000本(無償)
	食料等	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	食料等の供給
	物資	NPO法人コメリ災害対策センター	物資を被災地へ供給
生活必需物資	物資	NPO法人コメリ災害対策センター	物資を被災地へ供給
	応急生活物資(段ボールベッド)	合同容器株式会社	避難所設営に必要な物資の供給
	福祉用具等	一般社団法人日本福祉用具供給協会	介護用品・衛生用品等の物資の供給
	エアマット、テント	株式会社アキレス	避難所用資機材の供給
避難所運営資材	発電機、ストーブ、仮設トイレ	日立建機日本株式会社北海道支社 南支店千歳営業所	発電機、ストーブ、仮設トイレの供給
	避難所用品全般	ノースアジャスト株式会社	避難所用資機材の供給
燃料	LPガス	財団法人北海道エルピーガス協会	LPガスの供給
	石油燃料	苫小牧地方石油業協同組合	避難所等への燃料提供
	物資(水、石油燃料)	一般社団法人北海道社会基盤開発協会	ガソリン・灯油・軽油(有償)
輸送	輸送業務	ヤマト運輸株式会社千歳旭ヶ丘支店	物資輸送
	輸送業務	室蘭地区トラック協会苫小牧支部	物資輸送

## 【資料編】 災害予防 3-2 防災備蓄品保有状況

### 3 給水体制の整備

町(総務課、水道課)は、災害発生時の広範囲かつ長期にわたる断水の発生に対応するため、断水間の飲料水、生活用水等の確保体制について整備する。

(1) 給水活動体制の整備

ア 給水タンク車、ポリタンク等の資機材の整備に努めるとともに、飲料水を確保するために緊急貯水、補給水利水源の確保に努める。

イ 平時から、災害時における緊急協力体制の確保に努める。

(2) 家庭における飲料水の備蓄

各家庭において3日分（推奨1週間）の飲料水のほか、給水ポリタンクも併せて確保するよう広報する。

## 第2 防災資機材の整備

本町は、積雪寒冷期に発生する災害を考慮した防災資機材の整備を図る。

（参考 プッシュ型支援の標準品目を参考にした備蓄物資一覧）

項目	品目
避難所運営に必要な資機材	・ブルーシート ・仮設トイレ ・救護担架 ・大型扇風機 ・車椅子 ・運搬台車、かご台車 ・懐中電灯、ランタン ・延長コード、電源タップ ・コードリール ・梯子 ・ハンドマイク ・鍋、やかん ・炊出し器セット ・炊飯袋 ・発動発電機 ・ポータブル電源 ・投光器 ・リヤカー ・燃料携行缶
避難所運営に必要な消耗品	・使い捨て食器類 ・食品ラップ ・スタッフ用ビブス ・避難者カード ・避難所運営マニュアル ・ゴミ袋 ・燃料(ガソリン、灯油、カセットボンベ) ・収納ボックス ・発電機用エンジンオイル ・マッチ、点火具 ・乾電池 ・養生テープ ・荷造りひも ・文房具(マーカー、鉛筆、紙) ・工具セット
感染症対策資器材	・手指消毒液 ・環境消毒液 ・石けん ・ペーパータオル ・不織布マスク ・N95マスク ・防護衣 ・使い捨てゴム手袋 ・フェイスシールド ・非接触型体温計
情報通信機材	・避難所用テレビ ・MCA無線機 ・携帯電話 ・NTT特設公衆電話
応急給水用資機材	・飲料水兼用耐震性貯水槽給水器具 ・応急給水設備用資材 ・給水用水槽 ・飲料水袋 ・飲料水用ポリタンク
応急対策・救出救助資機材	・天幕、エアテント ・リヤカー ・一輪車 ・椅子 ・ロープ ・土のう袋 ・針金(10番) ・ブルーシート#3000 ・発動発電機(2KVA~5KVA) ・投光器 ・防滴型コードリール ・チェーンソー ・エンジンカッター ・シャベル、スコップ ・つるはし ・ハンマー ・金でこ ・掛け矢 ・バール ・のこぎり ・ポルトクリッパー
防寒対策に必要な資機材	・ポータブルストーブ ・電気毛布 ・加湿器
防寒対策に必要な消耗品	・使い捨て寝袋 ・使い捨てカイロ ・スリッパ
大規模停電対策に必要な資機材	・発動発電機 ・ランタン ・コードリール

### 1 防災資機材等の備蓄

本町は（総務課）は、災害発生時に迅速な応急処置ができるように、総合庁舎、総合支所、水防倉庫に防災用資機材を備蓄するとともに、定期的な点検を行う。

### 2 給水資器材等の備蓄

町（水道課）は、応急給水を実施するための資機材及び応急復旧用資機材の備蓄に努めるとともに、災害協定等による協力・連絡体制を整備に努める。

【資料編】 災害予防 3-3 水防資材一覧

### 第3 防災倉庫の整備

町（総務課）は、災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点となる備蓄倉庫等の整備について、関係機関と連携を図りつつ推進するよう努める。

#### 1 防災倉庫の状況

既存の町施設を活用した備蓄を実施している。備蓄場所と備蓄品目については、次のとおり。

（備蓄場所一覧）

備蓄場所	備蓄方法	備蓄品目	細部品目	
研修センター	集中備蓄	食料	簡易食料、アルファ化米、1日セット、3日セット	
	分散備蓄	水	保存水500mlペットボトル、保存水2ℓペットボトル	
	集中備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布携帯トイレ、トイレトーパー、水用ポリタンク、灯油用ポリタンク、乾電池、救急品箱、生理用品、蓄電器	
	集中備蓄	感染症対策及び生活環境向上のための資機材	簡易ベッド（段ボールベッドを含む）ベッド用マット（安眠セット）、まくら（安眠セット）、間仕切り用テント	
	分散備蓄	応急対策・救出救助資機材	土のう、エンピ、角スコップ、ツルハシ、ロープ、のこぎり、鎌、発動発電機、土のう袋、縄梯子、ガソリン携行缶	
総合庁舎	庁舎	集中備蓄	応急対策・救出救助資機材	投光器(LED)、拡声器、LEDベスト
総合支所	庁舎	集中備蓄	避難所運営用資機材	スタッフ用ビブス、懐中電灯、誘導灯、トランジスタラジオ
追分水防倉庫	倉庫	分散備蓄	応急対策・救出救助資機材	発動発電機
町民センター	避難所	集中備蓄	水	保存水500mlペットボトル、保存水2ℓペットボトル
		分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
みなくる	その他	集中備蓄	水	保存水500mlペットボトル、保存水2ℓペットボトル
追分公民館	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
追分小学校	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
追分中学校	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
ぬくもりセンター	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
花園若草会館	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
豊米会館	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
みずほ館	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
旧安平小学校	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
安平公民館	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
北町会館	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
遠浅公民館	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
富岡会館	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
東遠浅生活館	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布
早来学園	避難所	分散備蓄	生活必需品	ポータブルストーブ、毛布

#### 2 防災備蓄倉庫の整備

既存の町施設を活用した分散備蓄の推進を図るとともに、防災拠点となるうる集中備蓄が可能な防災倉庫の整備に努める。

【資料編】安平町防災備蓄計画

## 第4節 相互応援（受援）体制の整備

町及び道は、応急対策職員派遣制度、災害時相互応援協定による人員派遣の枠組みにより相互応援（受援）体制を整備する。また、本町は、道における基本的な考え方にに基づき、災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定等により、円滑な受援ができる体制づくりに努める。

（実施項目と実施主体）

項目	町担当課局	関係機関等
第1 他自治体との相互応援体制の整備	総務課、各課局	
第2 災害時応援協定の締結	各課局	地方自治体、企業、団体等
第3 災害時受援計画	各課局	
第4 防災関係機関等との連携体制の強化	総務課	自衛隊、警察、道、胆振東部消防組合、
第5 ボランティア活動の環境整備	総務課、健康福祉課、税務住民課	

### 第1 他自治体との相互応援体制の整備

#### 1 相互応援協定を実施する体制の整備

町（各課局）は、他自治体との間で締結した災害時における相互応援協定を実施する体制の整備に努める。

#### 2 応援職員に対する後方支援体制の整備

ア 応援職員を受入れて、情報共有や各種の調整が行える体制を整備する。

イ 各課局における受援担当者の指定を行い、受入れた応援職員が円滑な活動を行える体制を整備する。

ウ 応援職員の執務スペース、共同調整を行う場所等の確保に努める。

エ 応援職員の宿泊場所として可能な施設や空き地についてリスト化する。

#### 3 応急対策職員派遣体制の整備

ア 本町は、総務省の定める災害応急対策職員派遣制度により道が対口支援団体に指定された場合に、必要な人員・資器材を確保できる体制を整備する。

イ 派遣する職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等

の携行ができるように努める。

ウ 道が実施する防災総合訓練などの機会を活用して応援体制の検証を図り、連携の強化に努める。

## 第2 災害時応援協定の締結

町（各課局）は、企業や団体等と災害時応援協定を締結するとともに、平時より連絡体制を確立し、その連携強化を図る。

この際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するよう努める。

（安平町が締結する災害時における各種協定）（再掲）

	品目	協定先	内容
食料・水	食料・飲料水・生活必需物資等	北海道、道内市町村	物資の提供・あっせん
	食料・飲料水・生活必需物資等	胆振東部1市4町	物資の提供・あっせん
	応急給水	胆振・日高管内自治体	応急給水活動
	飲料水	サントリーフーズ株式会社	240ℓ=2ℓ×120本無料提供
	物資(水、石油燃料)	一般社団法人北海道社会基盤開発協会	500ℓ=500ml×1,000本(無償)
	食料等	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	食料等の供給
	物資	NPO法人コメリ災害対策センター	物資を被災地へ供給
生活必需物資	物資	NPO法人コメリ災害対策センター	物資を被災地へ供給
	応急生活物資(段ボールベッド)	合同容器株式会社	避難所設営に必要な物資の供給
	福祉用具等	一般社団法人日本福祉用具供給協会	介護用品・衛生用品等の物資の供給
	エアマット、テント	株式会社アキレス	避難所用資機材の供給
避難所運営資材	発電機、ストーブ、仮設トイレ	日立建機日本株式会社北海道支社 南支店千歳営業所	発電機、ストーブ、仮設トイレの供給
	避難所用品全般	ノースアジャスト株式会社	避難所用資機材の供給
燃料	LPガス	財団法人北海道エルピーガス協会	LPガスの供給
	石油燃料	苫小牧地方石油業協同組合	避難所等への燃料提供
	物資(水、石油燃料)	一般社団法人北海道社会基盤開発協会	ガソリン・灯油・軽油(有償)
輸送	輸送業務	ヤマト運輸株式会社千歳旭ヶ丘支店	物資輸送
	輸送業務	室蘭地区トラック協会苫小牧支部	物資輸送

### 第3 災害時受援計画

町（各課局）は、災害時受援計画に基づき、他自治体・関係機関からの支援を円滑に受入れ、迅速かつ効果的な対策の推進を図るための受援体制の構築に努める。

【資料編】 災害時受援計画

### 第4 防災関係機関等との連携体制の強化

平常時から防災関係機関や企業等との間で協定の締結に努めるほか、訓練等を通じて、発災時の連絡先や要請手続の確認を行うなど応急対策の実効性を確保するよう努める。

#### 1 緊急消防援助隊・自衛隊の活動

町（総務課）は、災害時に緊急消防援助隊や自衛隊の活動が円滑に行えるように町内区域における受入拠点等を選定、連絡先の共有、役割分担や連絡員の派遣などの連絡調整体制について決めておく等、連携体制の強化を図る。

#### 2 緊急医療

(1) 町（健康福祉課）は、災害時における緊急医療や医療救護所の効果的な運営を図るため、道（苫小牧保健所）、苫小牧医師会、その他の関係機関との協力体制を整備する。また、医薬品及び医療資器材の調達体制の整備に努める。

(2) 消防組合本部を通じて、遠隔地の医療機関に対する負傷者等の搬送体制の把握に努める。特にヘリコプターによる患者の搬送体制、広域的な消防機関相互の連携体制の整備の把握に努める。

【資料編】 町内及び近隣市町における医療機関

#### 3 給水

町（水道課）は、関係団体等と連携し、断水時の飲料水、生活用水等の給水体制を整備する。

なお、給水体制の整備については、本章第3節による。

#### 4 食料品等の物資補給

町（総務課、商工観光課）は、緊急生活物資等の供給について、大手スーパー等との協定の締結を推進するとともに、物流拠点の整備及び備蓄・流通備蓄・家庭備蓄の推進と併せて、物資供給体制を整備する。

なお、食料品等の物資備蓄の整備については、本章第3節による。

## 5 石油類燃料の確保

町（商工観光課）は、災害時に流通が停止した際に石油類燃料（LPガスを含む）の入手が困難になる状況に備えて、北海道エルピーガス協会、苫小牧地方石油業協会等と連携体制を強化し、災害時における石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

## 6 緊急輸送

災害時における救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を行うための対策を実行するため、次のとおり体制を整備する。

### (1) 輸送拠点等

町（総務課、政策推進課）は、当面の間、公共施設を候補地として集配体制を整備するとともに、公共施設のみで不十分な状況も考慮して民間施設等を候補地とするような検討及び協定の締結を推進する。

また、室蘭地区トラック協会苫小牧支部及びヤマト運輸株式会社千歳旭ヶ丘支店との協定に基づき、集配拠点の確保や集配拠点等から指定避難所への輸送体制の確立を図る

### (2) ヘリポート

町（総務課、各課局）は、常設ヘリポートを整備し、消防組合本部と連携して臨時ヘリポートとして活用可能な候補施設の把握に努めるとともに、その所在地について関係機関及び町民等への周知を図る。

### (3) 緊急輸送道路

町（総務課、建設課）は、災害の状況により道路管理者等と協議して、病院・ヘリポート・救援物資の集積集配拠点・避難所等の重要な拠点を結ぶ区間を緊急輸送道路として指定する体制を整備する。

## 7 建築物対策

町（建設課）は、仮設住宅用地・仮設住宅の確保を行うとともに、被災住宅の応急修理に備えた関係団体・事業者等との応急対策業務に関する協力体制を整備する。

## 8 防疫・衛生

町（税務住民課）は、多数の死傷者の発生や衛生状況の悪化に伴う食中毒・害虫発生に対応するため、遺体の火葬・仮埋葬及び防疫・衛生活動体制を確保する必要があるため、このため、遺体搬送や火葬協力、衛生指導や消毒剤の確保等の協力体制を整備する。

## 9 し尿・ゴミ処理

町（税務住民課）は、仮設トイレの設置、し尿・ごみの処理のため、関係

団体、事業者等との協力体制を整備する。

#### 10 要配慮者対策

町（総務課、健康福祉課、政策推進課）は、避難行動の支援、安否確認、避難所における生活援助のため、自主防災組織、民生員児童委員、介護保険事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体等との協力体制を整備する。

### 第5 ボランティア活動の環境整備

ボランティア活動の環境整備については、本章第5節第4「災害ボランティア活動の環境整備」による。

## 第5節 地域防災力の充実

町民、各事業所が災害に備える防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成・充実、消防団の活性化、ボランティア活動支援体制の整備を推進し、安平町の防災力の充実に努める。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 町民・事業所における対策	総務課、健康福祉課、税務住民課、商工観光課	町民、事業所
第2 自主防災組織の育成等	総務課	自主防災組織
第3 消防団、防火クラブの活性化		胆振東部消防組合 消防署
第4 災害ボランティア活動の環境整備	総務課、税務住民課	社会福祉協議会

### 第1 町民・事業所における対策

#### 1 町民の対策

町民1人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、次のような各種対策を講じるなど、災害に対する備えの充実に努める。

なお、町民の防災意識の高揚については、本章第1節による。

町民自らが行う災害対策の一例
① 防災に関する知識の取得 ・ 気象警報、緊急地震速報等利用の心得 ・ 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、ハザードマップ、震度、マグニチュード等の知識 ・ 過去に発生した災害による被害状況
② 各家庭の安全確保（危険個所の確認、住宅破損箇所の補強（耐震化等）、家具の固定、災害保険加入検討）
③ 避難所、避難経路の確認
④ 非常持出品、備蓄の準備

#### 2 事業所等の対策

事業所は、平常時から事業継続計画の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、従業員への防災教育の実施等、防災活動の推進に努める。

また、町や地域が行う各種の防災活動への協力に対して地域社会の一員として参画に努める。

## 第2 自主防災組織の育成等

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに町民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、自主防災組織のリーダーの育成及び女性の参画の促進に努める。

### 1 現状等

- (1) 町の自主防災組織は、22 組織が設立され、組織率は 68.8%となっている。
- (2) 課題として、地区による組織率の差が見られることと、設置済みにおける組織役員の高齢化
- (3) 引き続き 85%を目標に組織率の向上を図るとともに、設置済みの自主防災組織が効果的に機能するように働きかける必要がある。

(参考)

道の自主防災組織活動カバー率： 64.2% (令和4年4月1日現在)、消防防災・震災対策現況調査  
安平町の自主防災組織活動カバー率 72.7% (令和7年4月1日現在)

### 2 自主防災組織設立の推進

町（総務課）は、自主防災の組織率が低い地区を重視して自主防災組織未設置の自治会・町内会に対する自主防災組織の普及を図るとともに、自主防災組織設立時における自治会等の支援に努める。

自主防災組織普及活動の一例
① 自治会長等会議や各種の会同における普及
② 自主防災組織に関する研修会
③ 北海道地域防災マスター、自主防災リーダーの育成
④ 啓発資料の作成・配布

- (1) 自主防災組織編制における留意事項
  - ・大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
  - ・他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障の内容に編成する。
- (2) 事業所における防災組織

自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所については、消防関係法令の周知徹底を図り、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置などを図り、積極的に防災体制の整備・強化に努める。

### 3 自主防災組織の育成・強化

#### (1) 自主防災組織による自主防災活動の推進

自主防災組織は、平常時から防災体制の整備に努めるとともに、防災に関する知識や技能の習得のための研修会・防災訓練を繰り返し行うように努める。

また、地域の災害特性や住民の状況に応じた「地区防災計画」の策定に努め、地域の防災力の維持・向上について、町（総務課）や防災関係機関等と連携して推進するよう努める。

自主防災組織が行う自主防災活動の一例	
平常時	① 防災知識の普及 ② 防災訓練の実施、町総合防災訓練への参加 ・情報収集伝達 ・消火 ・避難 ・避難所開設、避難所運営 ・救出、救護 ・図上訓練（DIG、HUG等） ③ 防災点検の実施 ④ 防災用資機材等の整備・点検
非常時	① 情報の収集伝達 ② 出火防止、初期消火 ③ 救出救護 ④ 避難（避難誘導、避難行動要支援者への支援） ⑤ 避難所の運営 ⑥ 給食・救援物資の配布協力

#### (2) 町による支援

町（総務課）は、自主防災組織の育成・強化を図るため、必要な支援を行う。

自主防災組織への支援の一例
① ハンドブック、パンフレット等啓発資料の作成・配布 ② 講習会、研修会の開催、講師派遣等 ③ 各種防災訓練に対する助言等 ・訓練メニューの提案 情報収集伝達訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、給食・給水訓練、要配慮者支援訓練 ・訓練運営の支援 資料作成、防災教育、訓練運営、訓練評価 ④ 防災リーダーの育成（リーダー育成研修会等） ⑤ 地区防災計画の作成支援 ⑥ 各種補助制度

## 第3 消防団、防火クラブの活性化

### 1 現状等

#### (1) 消防団

本町における消防団の配置は4分団であり、消防団員の充足状況は、定員140名中122名（うち女性団員12名）、充足率は87%となっている。

#### (2) 防火クラブ

本町における防火クラブは、幼年消防クラブ2団体となっている。

### 2 消防団育成・強化

本町は、消防団員の加入促進等を行い、町内配置の4消防団の充足率の維持・向上に努め、地域防災力の向上並びに町民の安全確保体制の向上を図る。

### 3 防火クラブの育成強化

本町は、防火クラブの加入促進等を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。

## 第4 災害ボランティア活動の環境整備

### 1 災害ボランティアの受入れ体制の整備

#### (1) 災害ボランティアとの連携強化

町（総務課、税務住民課）は、平常時のボランティア登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する体制、防災ボランティア活動の拠点確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報会議等の整備に努める。

#### (2) 災害ボランティア活動環境等の充実

町（税務住民課）及び社会福祉協議会は、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に展開されるよう、次の事項の推進に努める。

##### ア 関係団体とのネットワーク化

町（総務課、税務住民課）及び社会福祉協議会は、平時からボランティア団体や災害時に各種支援を行うNPO法人等、災害中間支援組織との連携に努め、災害時における官民連携体制の強化を図る。

##### イ ボランティアの事前登録の推進

本町は、社会福祉協議会・NPO等と連携して、災害ボランティアを希望する個人や団体を平常時に登録し、協力体制の強化に努める。

#### ウ コーディネーターの育成

本町（総務課、税務住民課）及び社会福祉協議会は、災害ボランティアに対する多様なニーズやライフライン復旧状況に伴うニーズ変化等に対応できるボランティアコーディネーターの育成に努める。

#### エ 災害廃棄物等の撤去に係る連絡体制の構築等

本町（税務住民課）は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知に努める。

### (3) 災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備

ア 町（総務課、税務住民課）及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの開設・運営並びに災害ボランティアの受入れ及びコーディネートについて、平常時からNPO・ボランティア等と協力して、災害ボランティアの設置・運営体制の整備に努める。

イ 災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等は、次による。

災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等	
災害ボランティアセンターの運営	安平町社会福祉協議会
設置施設等の候補	① かしわ館 早来大町 41 ② ふれあい交流館みなくる 早来大町 156 番地 1 ③ スポーツセンター 早来北進 102 番地 5 ④ その他
設置基準	町災害対策本部との協議に基づき設置とするも、次の被災状況の際は速やかに設置 ①震度6強の地震 ②多数世帯が浸水した場合（事務局長が必要と判断した場合）
災害ボランティアセンター運営に係る費用負担	町と社会福祉協議会との協議によるも、次を活用して運営を実施 ①北海道共同募金会災害等準備金 ②安平町社会福祉協議会の法人運営基金 ③町から負担金等

ウ 本町（税務住民課）は、災害ボランティアが安心してボランティア活動に参加できるようにボランティア保険等への加入促進を図る等、ボランティア参加者の補償体制充実に努める。

## 第6節 避難体制の整備

災害発生時に町民の生命・身体を保護するための避難所等の選定、避難誘導及び避難所運営体制の整備を推進する。また、町民が円滑に避難するため、避難に関する知識を町民に対して周知する。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 避難実施・誘導體制の整備	総務課、健康福祉課、税務住民課、商工観光課、教育委員会事務局	道、企業、学校
第2 指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難所の確保	総務課、健康福祉課、教育委員会事務局	自主防災組織、学校
第3 避難計画の策定	総務課、健康福祉課、税務住民課、商工観光課、教育委員会事務局、各課	
第4 防災上重要な施設の管理等	各課・局	
第5 公共用地等の有効活用への配慮		財務局、道

## 第1 避難実施・誘導體制の整備

本町は、洪水、土砂災害、大規模火災等の災害から町民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、複合的な災害が発生することを考慮する。

また、円滑な避難のため、自主防止組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進に努める。

### 1 避難基準の設定等

本町は（総務課）は、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」等を踏まえ、洪水や土砂災害が予想される地域や大規模な地震が発生した場合における町民等への避難情報発令基準や伝達方法等を定め、必要に応じて修正する。

【資料】避難指示等の判断・伝達マニュアル

### 2 避難指示等伝達手段の整備

町（総務課）は、浸水や土砂災害が予想される地域や、大規模な地震が発生した場合において町民等に対する避難指示等の重要な情報を確実に伝えるため、本章8節のとおり通信体制を整備するとともに、防災行政無線、あびらチャンネル、町ホームページ、広報車等による伝達、自主防災組織等による個別伝達、Lアラートによる放送機関の活用など多様な手段の整備に努める。

町（健康福祉課）は、避難行動要支援者が障害等の状況に応じた情報伝達を受けられるよう適切な支援を講じるよう努める。

### 3 避難誘導體制の確立

#### (1) 避難体制の周知

町（総務課）は、ハザードマップの戸別配布や広報誌等により、適切な避難行動について啓発を行う。また、避難所の案内標識を設置するなど、町民等への周知を図り速やかに避難できる体制づくりを推進する。

なお、避難所の案内標識の設置においては、逐次、災害種別一般記号（ピクトグラム）を使用した案内標識への更新に努める。

#### (2) 地域の避難体制の確立

町（総務課）は、自主防災組織等と連携して、平時から避難訓練を実施

する等、地域の避難誘導體制の確立に努める。

(3) 冬季における避難誘導體制

避難により時間を要することや、暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症リスク等の対策について検討するとともに、冬期避難の困難性について町民等への周知に努める。

4 避難行動要支援者対策

本章第7節に準ずる。

5 帰宅困難者等対策

(1) 町（商工観光課、教育委員会事務局）は、地震等発災直後には「むやみに移動しない」こと等の対策について啓発に努める。

また、事業者及び学校は次の事項に留意して対策の実施に努める。

① 従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄

② 従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保

③ 従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の安否確認手段の周知

(2) 町（教育委員会事務局）は、学校等が保護者との間で、災害時に児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを予め定めるように促す。

(3) 町（商工観光課）は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難の措置について情報提供できるような体制の構築に努める。

(4) 町（各課・局）は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず受入れられるように、地域の実情等を勘案して方策等について定めるよう努める。

(5) 外国人への支援

本章第7節「避難行動要支援者対策」に準ずる。

6 町外避難者受入対策

町（総務課）は、道（危機管理課）が実施する町外避難者及び道外避難者の受入れに関する避難所等の把握・選定に協力する。

7 広域避難、広域一時滞在対策

町（総務課）は、道と連携し、道の定める基本となる手順等により、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難が円滑に実施されるように環境整備に努める。

## 8 避難に関する知識の周知徹底

町（総務課）は、町民等の避難の万全を図るため、各種手段・機会により、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の危険箇所、指定避難所の位置、避難に当たっての注意事項、警戒レベルに応じて町民等が取るべき行動、避難情報の入手方法等について、日頃から町民等への周知徹底に努める。

### (1) 避難指示等の具体的な発令基準の周知

町（総務課）は、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準について周知する。

### (2) 安平町防災ハザードマップ、Web ハザードマップ等の周知

町（総務課）は、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

ハザードマップの配布・周知等において理解促進に努める事項
<ul style="list-style-type: none"><li>・安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない。</li><li>・避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢となる。</li><li>・警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」</li></ul>



## 第2 指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難所の確保

### 1 指定緊急避難場所の確保等

(1) 町（総務課）は、住民が災害の危険から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所として、国の定める条件に適合した施設又は場所を、洪水、がけ崩れ・土石流・地滑り、地震、大規模な火事等の災害時の種別ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

(2) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町（総務課）に届け出なければならない。

(3) 町（総務課）は、指定状況の適切性を随時確認し、適切でないと認める場合は、指定替え等を行う。

(4) 町（総務課）は、指定又は取り消しに際して、道（危機管理課）に通知するとともに、対象とする災害事象を明示して公示する。

【資料編】災害予防 6-1 指定緊急避難場所

### 2 避難所の確保

## (1) 指定避難所

ア 町（総務課）は、想定される災害状況、人口状況、その他の状況を考慮し、災害が発生した場合に被災者を滞在させるための、国が定める次の基準に適合する公共施設を指定避難所として指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることが出来る。

指定条件等	
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害によって影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

## イ 指定避難所の指定・整備における考慮事項等

指定避難所の指定・整備における考慮事項等
① 他の市町村からの被災住民を受け入れることが出来る施設をあらかじめ決定しておく。
② 要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定、特に医療機器の電源確保等の必要な配慮に努める。
③ 学校を指定避難所として指定する場合には、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者との調整を図る。
④ 市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
⑤ 市町村は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努めるものとする。

ウ 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町（総務課）に届け出なければならない。

エ 町（総務課）は、指定状況の適切性を随時確認し、適切でないと認める場合は、指定替え等を行う。

オ 町（総務課）は、指定又は取り消しに際して、道（危機管理課）に通知するとともに、対象とする災害事象を明示して公示する。

カ 町（総務課、健康福祉課、税務住民課）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の

支援方策等を検討するよう努める。

カ 町（総務課、健康福祉課、税務住民課）は、在宅避難者等が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊支援を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

## (2) 指定福祉避難所

町（総務課）は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、指定避難所の条件に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

指定条件等
指定避難所の指定条件に加えて ① 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 ② 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けられることができる体制が整備されている事。 ③ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り整備されていること。 ④ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

## 3 指定避難所の整備

町（総務課、指定避難所の施設所管課）は、避難所の整備に当たっては、男女参画の視点を重視して、避難者の生活環境の確保に努める。

指定避難所の整備に当たっての留意事項
① 電話の普通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。 ② 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努める。特に、視覚障がい者や聴覚障がい者に対する伝達方法について、特段の配慮を行うこと。 ③ 換気、照明設備等生活のための環境を良好に保つための設備の整備に努めること。 ④ 帰宅困難者等の避難に資するため、J I S規格の誘導標識、案内看板等の設置に努める。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。 ⑤ 食料、飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておく。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保についても検討すること。 ⑥ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、予めこれらの調達方法を整理しておくこと。 ⑦ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこ

と。

- ⑧ 体育館等の避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーティション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ⑨ 通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信設備が設置できるよう、予め設置場所等を定めておくとともに、講習無線LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。
- ⑩ 必要に応じて家庭動物 (ペット) のためのスペース確保に努めること。

## 【資料編】災害予防 6-2 指定福祉避難所

### 第3 避難計画の策定

町 (総務課、健康福祉課) は、避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

避難計画策定に当たっての留意事項 (記載内容)
① 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
② 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入れの可否
③ 否定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法 (観光地などについては、観光入り込み客対策を含む)
④ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
⑤ 避難場所・避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 給水、給食措置</li><li>・ 毛布、寝具等の支給</li><li>・ 衣料、日用必需品の支給</li><li>・ 冷暖房及び発電機用燃料の確保</li><li>・ 負傷者に対する応急救護</li><li>・ 上記の他、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</li></ul>
⑥ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難中の秩序保持</li><li>・ 住民の避難状況の把握</li><li>・ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達</li><li>・ 避難住民に対する各種相談業務</li></ul>
⑦ 避難に関する広報 防災行政無線、緊急速報メール、SNS (スマホ役場等)、広報車、自主防災組織等を通じた広報の実施

#### 1 避難所運営

町 (総務課、健康福祉課) は、策定した避難計画及びマニュアル等、避難訓練等を通じて、避難所の運営管理に必要な知識の普及に努める。

#### 2 被災者の把握

町（総務課）は、避難所担当者や避難所管理者に対して入所者登録などの重要性を周知徹底するとともに、デジタル技術を活用した避難者台帳等の整備に努める。この際、停電時に備えた非常電源の確保には十分に留意するとともに、避難者台帳のバックアップのために必要に応じて印刷の上各避難所に保管する等の管理体制について検討する。

#### 第4 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。

避難計画作成上の留意事項
① 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
② 経路
③ 移送の方法
④ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
⑤ 保険、衛生及び給食等の実施方法
⑥ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

#### 第5 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道及び本町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を配慮するものとする。

## 第7節 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、情報伝達・避難誘導等を迅速に行うための体制整備、公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 地域における安全対策	総務課、健康福祉課	道、社会福祉協議会
第2 社会福祉施設等における安全体制の確保	総務課、健康福祉課、教育委員会事務局	社会福祉施設
第3 外国人に対する防災対策	税務住民課、商工観光課	

### 第1 地域における安全対策

町（総務課、健康福祉課）は、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成し、当該避難行動要支援者の避難支援を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、自主防災組織や社会福祉協議会との連携を図り、平時からの見守り体制を基礎として、避難行動要支援者の避難支援体制を構築するものとする。

また、名簿及び個別避難計画の運用にあたっては、名簿情報や個別避難計画情報は避難支援の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て避難支援者等の関係者に予め提供するものとする。

#### 1 避難行動要支援者に対する支援体制の構築

町（総務課、健康福祉課）は、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備を図るとともに、避難訓練を実施して、支援体制の構築を図る。

なお、支援体制の構築の内容は次のとおり。

- ① 災害情報伝達手段の整備
- ② 避難支援・安否確認体制の整備

- ③ 福祉避難所の開設・運営体制の整備
- ④ 避難支援に関する訓練
- ⑤ 関係者間の協力体制の整備

## 2 名簿の整備

### (1) 名簿情報の提供の範囲

次の避難支援等関係者に対して名簿情報を提供する。

- ① 苫小牧警察署
- ② 胆振東部消防組合消防署（安平支署、追分出張所）
- ③ 安平町社会福祉協議会
- ④ 町内の自治会・町内会
- ⑤ 町内の自主防災組織
- ⑥ 安平町の民生委員・児童委員

### (2) 名簿掲載対象者（名簿登録要件該当者）

- ① 75 歳以上の一人暮らしの方、75 歳以上の方のみで構成される世帯に属する方
- ② 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳（1 級～2 級）を交付されている方
- ④ 療育手帳（A 判定）を交付されている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1 級～2 級）を交付されている方
- ⑥ ①～⑤の適用を受けない障害の程度の方のみで構成される世帯に属する方
- ⑦ 名簿登録を希望する方で上記要件に準ずる状態で支援が必要な方

(例)・介護保険の要介護2の認定を受けた方

- ・身体障害者手帳（3 級）を交付されている方
- ・65 歳以上で一人暮らしの方、日中ひとりになる 65 歳以上の方

### (3) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

ア 名簿の記載事項（避難行動要支援者に関する事項）

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援を必要とする事由

#### イ 名簿情報の入手

町が保有する名簿情報は、特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。名簿情報の入手は次のとおり。

- ① 記載事項は、行政が保有する個人情報を活用して登録する。  
(町の保有しない情報は、関係都道府県知事その他の者に提供を求めることができる)
- ② 行政が保有しない情報は、避難行動要支援者本人からの情報提供による。

#### (4) 名簿情報の更新

更新は1年に2回を目安として定期的に行う。この際、名簿は電子媒体と紙媒体の両方で保管するものとする。

#### (5) 名簿情報の漏えい防止措置

- ア 情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿情報に限り提供する。
- イ 当該避難行動要支援者を担当する地域の関係者に限り提供する。
- ウ 名簿は、施錠可能な容器等に保管する。
- エ 避難支援等関係者は、名簿情報に係る知り得た秘密を漏らしてはならないことを周知徹底する。

#### (6) 円滑な避難のための通知等の配慮

避難情報等の重要な災害情報の伝達にあたっては、複数の手段を確保し、避難行動要支援者へ伝達される体制を整備する。

(一例) 障がいの特性に応じ、文字放送やメール読み上げ機能の活用等

#### (7) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対し、避難支援が必ず受けられることを保証するものではないこと、避難支援等関係者自身の安全確保が優先されることを説明し、理解が得られるように努める。

### 3 個別避難計画の整備

町（健康福祉課）は、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成の推進に努める。個別避難計画には、名簿情報に加えて緊急連絡先や災害時に避難支援を行う者の情報、避難支援を行うにあたっての留意点、避難場所、避難経路など個人の実情に応じた内容を記載する。

なお、地区防災計画が定められた地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性を確保し、両計画が一体的に運用されるよう

に調整を図るものとする。

(1) 個別避難計画の記載事項

ア 避難行動要支援者に関すること

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 性別
- ④ 生年月日
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援を必要とする事由
- ⑦ 避難時の配慮事項、特記事項、避難場所情報

イ 緊急連絡先に関すること

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 要支援者との続柄
- ④ 電話番号

ウ 避難時協力者に関すること

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 性別
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 要支援者との関係

(2) 情報の入手

避難行動要支援者本人や家族、避難支援者等関係者からの提供による。

(3) 個別避難計画の更新

ア 4年に1回の更新を基準

イ 本人・避難支援等関係者からの記載事項変更報告の受領時

(4) 個別避難計画情報の漏えい防止措置

名簿に準ずる。

(5) 円滑な避難のための通知等の配慮

名簿に準ずる。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

名簿に準ずる。

(7) 積雪寒冷時における配慮等

積雪寒冷時における避難に必要な情報の記載内容については、本章第16節「積雪・寒冷関連対策」による。

#### 4 福祉避難所の整備

町(総務課、健康福祉課)は、福祉避難所及びその運用体制の整備に努める。

##### (1) 福祉避難所の整備

福祉避難所の種別は次のとおりであり、必要に応じて機能別に整備を行うものとする。

なお、町内には指定された拠点福祉避難所及び民間福祉避難所がないため、当面の間は指定福祉避難所の整備を重視する。

種類	内容
指定福祉避難所	指定避難所内において、要配慮者が介護や健康相談を受けるなどの一定の配慮がなされた部屋やエリア
拠点福祉避難所	避難が長期化する場合に設置し、身体介護や健康相談の保健・福祉サービスを提供できる拠点施設
民間福祉避難所	民間の社会福祉施設で、災害時に民間福祉避難所として協定を締結した施設

##### (2) 医療支援スタッフの確保

苫小牧医師会、道と連携し、福祉避難所において要配慮者の健康管理や医療相談を実施する医療支援スタッフの確保に努める。

##### (3) 情報伝達体制の整備

情報収集が困難な要配慮者に対しての情報提供を、社会福祉協議会等と連携し、聴覚障害ボランティア、筆記要約ボランティアの確保、視覚障害者のための受信機器等の整備に努める。

##### (4) トイレの整備

要配慮者用の仮設トイレの設置、簡易トイレの備蓄に努める。

## 第2 社会福祉施設等における安全体制の確保

### 1 施設の整備

町（健康福祉課）は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、施設の耐久性を定期的に点検し、適切に修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄、施設のバリアフリー化、非常用通報装置の設置等の対策を行うよう指導を行う。

### 2 非常災害に関する計画の作成

#### (1) 社会福祉施設の管理責任者

非常災害対策計画に基づき、休日・夜間を含めた非常災害発生時における関係機関への通報・連絡、利用者の避難等のための体制、非常通信手段を整備し、定期的に従業員及び利用者へ周知するとともに、避難訓練を実施して町（総務課）に報告するものとする。

【資料編】 定型 避難行動要支援者対策 7-1 避難訓練実施報告（仮称）

#### (2) 町（総務課、健康福祉課）

ア 町（健康福祉課）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全確保のための対策を具体的に定めた非常災害対策計画の作成を指導するとともに、同計画の実効性確保のための適宜検証が行われているかを確認する。

イ 町（総務課、健康福祉課）は、社会福祉施設との通信手段を確立し、災害時に必要な情報を連絡できる体制を確保する。

### 3 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の情報提供等

(1) 町（総務課、健康福祉課、教育委員会事務局）は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設で、災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、本計画資料編にその名称及び所在地を定めるものとする。

(2) 町（総務課）は、当該要配慮者利用施設の管理者等に対し、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく避難確保計画の作成、訓練の実施等について指導・助言するとともに、必要な支援を行う。

【資料編】 要配慮者支援対策 7-1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

【資料編】 要配慮者支援対策 7-2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

### 4 防災教育・防災訓練の充実

町（総務課、健康福祉課）は、社会福祉施設の管理者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員及び利用者の防災訓練を定期的に実施

するように促すとともに、施設の近隣住民を含めた地域ぐるみの自主防災体制の確立に努める。

### 第3 外国人に対する防災対策

#### 1 外国人への防災知識の普及

本町は（税務住民課）は、外国人に対して、多言語による防災啓発記事の掲載や防災啓発パンフレットの作製・配布、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先、避難生活、生活再建等の情報提供を推進する。

また、町（総務課）は、外国人に配慮し、日本産業規格（J I S）に基づく災害種別一般図記号を使用した避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化・ピクトグラム化に努める。

#### 2 地域における安全体制の確保

町（総務課、税務住民課、商工観光課）は、訪日・在日の外国人の安全確保のため、次の対策を推進し、災害時における迅速かつ的確な情報伝達や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 外国人が自ら防災訓練等に参加できる環境づくり
- (2) 自主防災組織等により外国人を地域で支援する意識の醸成
- (3) 外国人雇用者の多い事業者等の責任者による防災教育等の推進

#### 3 災害時外国人サポーター等の協力者の確保

町（税務住民課、商工観光課）は、通訳ボランティア等の外国人支援者の確保に努める。

#### 4 災害時における外国人支援体制の整備

町（税務住民課、商工観光課）は、災害の規模・被害状況に応じて、多言語による情報提供や相談業務が行えるよう、外国人の安全体制確保の整備に努める。

また、町（総務課）は、外国人の避難者等にも適応する非常食の備蓄に留意する。

## 第8節 情報収集・伝達体制整備

災害発生時における迅速かつ的確な情報収集・連絡体制を確保するため、平常時より通信手段の整備・運用・維持管理を図るとともに、情報収集・伝達体制に係る訓練を行いその実行性を確認する等、情報伝達の万全を期す。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 町の対策	総務課	道、防災関係機関
第2 各防災関係機関等の対策	総務課	防災関係機関、電信電話事業者、放送事業者

### 第1 町の対策

#### 1 非常通信の整備

本町は、災害における停電発生時や一般電話回線の輻輳時にも情報収集・連絡体制が確保されるよう非常通信体制の整備を実施する。

##### (1) 非常通信体制の整備等

町（総務課）は、防災関係機関等との間で災害時の情報伝達を円滑かつ確実にを行うとともに、町民に防災情報を伝達することができるよう、通信手段の多重化に着意した整備に努める。

##### ア 防災行政無線（同報系・移動系）の整備等

(ア) 適切な保守・運営による情報伝達機能の維持、特に経年劣化による送受信機の周波数ズレや非常電源用バッテリー・スピーカーの修繕等を重視した維持に努めるとともに、平常時における運用や防災訓練における活用に努める。

(イ) デジタル MCA（800MHz 帯デジタル MCA サービス）のサービス終了※に向け、次期防災行政無線体制の構築を図る。

なお、検討における要件については次のとおり。

※2029年5月31日に終了

主たる災害情報手段に必要な要件
① PUSH型であること。 ② 一斉に同報するものであること。 ③ 情報機器等を持たない住民へ伝達できるものであること。

- |  |
|--|
| <p>④ 市町村が伝えるべき防災情報を制約なく伝達できること。(住民に必要な各種情報を伝えられるものであること。)</p> <p>⑤ 発災前後を通じて、継続して使用できる耐災害性を有していること。</p> |
|--|

イ 防災行政告知ネットワーク（あびらチャンネル）の整備等  
適切な保守・運営による情報伝達機能の維持を図る。

ウ 衛星携帯電話

災害時における停電の発生を想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うために、衛星携帯電話2台を総合庁舎に整備する。

(2) 北海道防災行政情報ネットワークの活用

北海道防災行政情報ネットワーク（都道府県防災無線）は、道庁、振興局、各市町村及び各機関を相互に接続する多様化・多重化された災害に強い通信網であり、この北海道防災行政情報ネットワークについて、平常時から習熟を図り、災害時に町職員が円滑な運用ができる練度の維持を図る。

(3) 災害情報伝達手段の多重化

PULL 型の情報伝達による多重化に努める。

① 防災行政無線（スピーカー）

音声による市街地部の住民等に対する伝達

② 防災行政告知ネットワーク（あびらチャンネル）

文字情報によるテレビ視聴者に対する伝達（聴覚障がい者等への情報伝達を含む）

③ その他（登録制メール、エリアメール、緊急速報メール等）

文字情報等によるスマートフォン等保有者に対する伝達

(4) その他、考慮事項

- ・ 災害時優先電話の指定
- ・ 各通信施設・機器の転倒・脱落等防止措置
- ・ 本部員等に対する防災用携帯電話（災害時優先回線、衛星回線）、巡回等に任ずる職員への防災行政無線（移動系）の配分
- ・ 情報入手困難地域での衛星インターネット活用
- ・ 停電時の非常用電源、発電用燃料の確保
- ・ 応急復旧対策時に必要となった場合に提供する場所の選定（複数箇所）
- ・ 住民との双方向の情報連絡体制の確保

2 多様な情報発信手段の整備

(1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の実施

① わかりやすい「やさしい日本語」による発信

② ホームページ上に外国語による災害情報も掲示

(2) 多様な情報発信体制の整備

既存の災害情報伝達手段の他に複数の情報ツールを活用した情報発信体制の確保を図る。特に、PULL 型の情報発信手段の充実に努める。

また、停電等における情報伝達手段も併せて整備する。

ア PULL 型情報発信手段の充実

(ア) 町ホームページ・SNS（スマホ役場）の充実

- ① 詳細な情報（図、写真）の伝達の推進
- ② 被災時にも常にホームページを更新できる体制を整備

(イ) 防災告知ネットワーク（あびらチャンネル）の視聴促進

- ① 防災情報（気象情報・避難所情報・避難指示等）
- ② 生活情報（ゴミ収集、物資配付等）

(ウ) 北海道防災ポータル等の活用促進

- ① 防災関係機関等を通じた気象情報等
- ② 北海道防災行政情報ネットワーク通じた町の防災情報

(エ) Lアラートを活用した情報提供

Lアラート通じてテレビ・インターネット等の防災情報の放送等

イ スマートフォン等を持たない町民、停電時の伝達

- ① サイレンの使用
- ② 広報車の活用
- ③ 掲示板への情報掲示
- ④ 避難行動要支援者等への戸別訪問
- ⑤ 自主防災組織等の地域コミュニティを通じた連絡網の活用

## 第2 各防災関係機関等の対策

### 1 各関係機関等

町及び防災関係機関が実施する対策は次のとおり。

- ① 通信マニュアル及び通信訓練計画の策定・周知
- ② 無線設備の定期的な総点検及び情報通信手段の管理運用
- ③ 災害用無線電話器等の取扱方法の習熟
- ④ 他の防災機関と連携した通信訓練の実施
- ⑤ 通信の輻輳、途絶を想定した訓練の実施
- ⑥ 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検等の措置
- ⑦ 災害時に使用する各種システムのマニュアル策定及び運用訓練の実施

### 2 電信電話事業者

電信電話事業者が実施する対策は次のとおり。

- ① 電信電話施設、設備の防災性の向上、非常用電源等の確保

- ② 電信電話施設、設備の定期点検
- ③ 電信電話サービスの継続、復旧のための体制、資機材の確保
- ④ 災害対応計画の策定、訓練による検証・修正
- ⑤ 安否確認手段の普及（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版等）

### 3 放送事業者

放送事業者が実施する対策は次のとおり。

- ① 放送施設、設備の防災性の向上、非常用電源等の確保
- ② 放送施設、設備の定期点検
- ③ 放送の継続、復旧のための体制、資機材等の確保
- ④ 災害対応計画（非常時の番組編成を含む）の策定、訓練による検証・修正
- ⑤ 非常用の放送施設、設備（仮設、予備）の整備

## 第9節 建築物等災害予防

風水害、地震、火災等の災害時における建築物を防御するため、町、道、施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化、延焼防止に必要な対策を講じる。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 建築物防災の現状		
第2 予防対策	建設課	道、防災関係機関

### 第1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが高いため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

なお、町では早来地区において準防火地域が指定されている。

### 第2 予防対策

#### 1 準防火地域における不燃化対策の推進

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地として、早来地区の一部を準防火地域に定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を推進する。

#### 2 住宅・建築物の耐震化

##### (1) 「安平町耐震改修促進計画」の推進

町（建設課）は、建築物の耐震診断及び耐震改修、とりわけ建築基準法に規定される耐震性能が不十分な住宅・建築物の耐震化促進を図るため、次のとおり、耐震化目標を設定するとともに施策を推進する。

##### ア 住宅・建築物の耐震化目標

区分	耐震化率	耐震化率の目標
民間戸建住宅	77.7%	令和7年度 95%
町有 多数利用建築物	95.7%	令和7年度までに町民センターの耐震改修工事完了

##### イ 耐震化促進に向けた対策

- (ア) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (イ) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- (ウ) 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上
- (2) 相談環境の整備
 

町（建設課）は、町ホームページを活用した情報提供の充実を図るとともに、耐震診断・耐震改修に係る相談に対応する環境を整備する。また、「安平町既存住宅耐震診断等費用補助金制度」を活用した支援を行う。
- (3) 住宅耐震化の普及啓発
  - ① 揺れやすさマップの更新・公表
 

住宅・建築物所有者等の意識啓発を図るため、揺れやすさマップを公表する。
  - ② 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの配布
 

受託所有者向けに地震防災対策等のパンフレットを配布する。
  - ③ 一般向けセミナー等の開催
 

町民に対して、建築物防災週間等の各種行事などの機会に、必要に応じて、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発を図る。
  - ④ 自治会等の連携
 

自治会等に対して、耐震診断や耐震改修の普及啓発資料を配布する。
  - ⑤ 専門技術者育成のための耐震診断・改修技術等の講習会の案内
  - ⑥ 地震発生時の対応（応急危険度判定の必要な措置）
- (4) 町（建設課）は、道と十分な連絡調整の上、連携して耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導を行う。

### 3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

本町は、災害時における応急対策活動の拠点、避難収容施設として役割を果たす公共建築物の機能を確保するため、災害予防対策を実施するものとする。

#### 防災対策の例

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 耐震診断、耐震改修、建替え等</li> <li>② 非常用電源の確保</li> <li>③ 配管設備類の固定・強化</li> <li>④ 施設・敷地内の排水施設、擁壁等の整備</li> <li>⑤ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支線者に配慮した施設設備の整備</li> <li>⑥ 想定浸水深以上のフロアーに備蓄スペースを確保</li> </ul> |
|--|

#### 4 建築物応急危険度判定体制の整備

- (1) 町内の専門技術者育成のために、道や関係機関・団体等が開催する耐震診断施術講習会等の案内・紹介を行い専門人材の育成に努める。
- (2) 道と連携し応急危険度判定実施体制の整備を図る。

#### 5 石綿含有建材使用建築物への予防対策

町（建設課）は、平時から道と連携し、応急対策時の石綿飛散・暴露防止・石綿飛散防止に係る指導体制の整備に努める。

#### 6 その他の安全対策

##### (1) ブロック塀等の倒壊防止

町（建設課）は、ブロック塀の倒壊防止のため、町民に対する普及啓発を実施する。また、学校と連携し、通学路における危険なブロック塀の把握に努める。

##### (2) エレベーターの安全対策

町（建設課）は、地震によるエレベーターの閉じ込め防止策等における安全基準の普及啓発を実施するとともに、必要な措置を講ずる。

## 第10節 消防計画

胆振東部消防組合本部（以下「消防組合本部」という。）が定める「胆振東部消防組合消防計画」及び本計画により、消防体制の整備及び消防力の整備を実施するとともに、災害に備え消防、救急・救助体制の整備充実を図る。

（実施項目と実施主体）

項目	町担当課局	関係機関等
第1 消防体制の整備	総務課	消防組合本部
第2 消防力の整備	総務課	消防組合本部
第3 消防職員及び消防団員の教育訓練		消防組合本部
第4 広域消防応援体制の整備		消防組合本部、道

### 第1 消防体制の整備

本町は、消防の任務を遂行するため、町地域防災計画の内容と消防組合本部が作成する「胆振東部消防組合消防計画」との調和を図りつつ、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実に努める。

また、本町は消防組合本部と連携を密にし、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第3次北海道消防広域化推進計画」を踏まえた消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努める。

消防の任務
消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

#### 1 火災予防の徹底

##### (1) 地域住民に対する防火思想等の普及徹底

町及び消防組合本部は、地域住民に対する消火訓練などで消火器の取扱い方法等の指導を行い、地震発生時の火災の防止と消火の徹底を期するものとする。

防火思想の普及の手段（一例）
① 火災予防運動期間（春・秋）における広報
② 防火ポスターの掲示
③ 防火研修・消防訓練指導
④ 自主防災組織の活動を通じた防火意識高揚等

## (2) 住宅防火対策の推進

町及び消防組合本部は、町民を住宅火災から防御するため、住宅用火災報知器及び感震ブレーカーの普及啓発の推進に努めるものとする。

## (3) 防火・防災管理者の育成

消防組合本部は、防火及び防災管理者に対して消防計画の策定、消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し地域における火災予防の徹底を図るとともに、講習会、研修会等の開催により防火知識及び技術の向上を図る等、防火・防災管理者の育成を図るものとする。

## 2 ヘリコプターによる救急・救助体制の整備

### (1) 離着陸場等の整備

町及び消防組合本部は、道や他機関のヘリコプターによる応援を受け入れることが出来るよう、離着陸場等について施設等の管理者等と協議して選定し、本計画に定めるとともに、必要に応じて機材の整備に努めるものとする。

また、本町は、離着陸場等候補地のうち飛行場外離着陸場（●箇所）又は緊急離着陸場（●箇所）として選定する場所について、道に報告を行う。

### 【資料編】「災害予防」10-1 飛行場外着陸場一覧

#### (2) 運用体制の整備

町及び消防組合本部は、道と連携して他機関のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成するとともに、必要な事項の整備を行うものとする。

### 【資料編】「災害予防」10-2 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

## 第2 消防力の整備

### 1 組織の強化

消防組合本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備充実を図るとともに、「第3次北海道消防広域化推進計画」を踏まえた消防の広域化推進し、対応力強化に努めるものとする。

- 【資料編】「災害予防」10-3 胆振東部消防組合の消防組織系統
- 【資料編】「災害予防」10-4 消防職員及び団員数（安平町区内）
- 【資料編】「災害予防」10-5 通常災害の部隊編成
- 【資料編】「災害予防」10-6 非常災害時（火災）の部隊編成

## 2 消防施設等の整備

消防組合本部は、町と連携して、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図るものとする。

- 【資料編】「災害予防」10-7 救助用資機材
- 【資料編】「災害予防」10-8 道内の化学消火剤等備蓄状況

## 3 消防水利の確保・整備

消防組合本部は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について計画的な推進を図るものとする。なお、消防水利の状況については、第2章第5節による。

## 4 救急・救助力の強化

### (1) 車両・資器材等の整備

消防組合本部は、町と連携して救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の整備充実を図るものとする。

### (2) 医療機関との連携強化

消防組合本部は、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携強化を図るものとする。

## 第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防組合本部は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校、消防本部、署・支署において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施するものとする。

## 第4 広域消防応援体制の整備

本町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互応援体制を整備するとともに、災害時には必要に応じ消防機関の応援協定や本章第4節に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ要請する。

【資料編】「災害予防」10-9 北海道広域消防相互応援協定

【資料編】「災害予防」10-10 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

【資料編】「災害予防」10-11 大規模災害時の北海道・東北8県相互応援に関する協定

## 第11節 水害予防

大雨、洪水等による河川の氾濫・浸水等から被害の軽減を図るため、水防資器材の整備を行うとともに、水防活動体制等の整備を推進する。なお、水防に関する計画は、水防法に基づき作成する「安平町水防計画」に定めるところによる。

なお、町内区域における水位周知河川は下表のとおり。

町内区域における、特に水防上警戒を要する河川	
水位周知河川 (道知事による指定)	安平川

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 予防対策	総務課、建設課	防災関係機関、 自主防災組織
第2 水防計画	総務課	防災関係機関等

### 第1 予防対策

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するために、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するものとする。

さらに、住民が自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、わかりやすく水害リスクの開示に努めるものとする。

#### 1 住民への情報伝達体制の整備

住民への情報伝達体制の整備については、本章第8節による。

#### 2 水防資器材の整備

町（総務課）は、既存の水防倉庫及び格納する資器材等について、災害時にその機能を発揮するよう適切に維持管理を行う。なお、水防資器材の整備については、本章第3節による。

#### 3 洪水浸水想定区域の指定等

##### (1) 洪水浸水想定区域の指定状況

第2章第3節及び「安平町防災ハザードマップ」による。

(2) 水位到達情報等の伝達方法

本町は、洪水時に円滑な避難の確保が図られるよう、水位到達情報等を災害の状況に応じた最善の方法により伝達するものとする。

ア 伝達方法

実施担当	伝達手段		伝達先
総務課	Lアラート (道防災情報システムへの入力)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内の携帯電話保有者
	防災行政無線(同報系)		町民等(浸水想定区域)
	町ホームページ、スマホ役場(SNS)等		町民等(PC、スマホ利用者)
	登録制メール(スピーキャンライデン)		町民(事前登録者)
	広報車		町民等
消防支署	電話、登録制メール(スピーキャンライデン)		要配慮者利用施設(社会福祉) 自主防災組織(浸水想定区域)
	サイレン		町民等(浸水想定区域)
	消防車		
教育委員会事務局	電話、FAX		要配慮者利用施設(学校等) 公民館等
健康福祉課	電話、FAX、直接訪問		要配慮者
	電話、FAX		要配慮者利用施設(医療機関)
自主防災組織・避難支援者	電話、直接訪問		要配慮者
総務課	電話、北海道防災情報システム		胆振総合振興局危機対策室
	電話		室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 苫小牧警察署

(参考) 水防信号

区分	警鐘信号	サイレン信号				
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○-	休止	○-	休止	○-
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒
第4信号	乱打	○-	休止	○-	休止	○-

備考

- ①信号は適宜の時間継続すること。
- ②必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することは妨げないこと。
- ③危険が去ったときは、口頭伝達により周知するものとする。

(3) 避難施設その他避難場所及び避難路

ア 洪水時における避難所の確保については、本章第6節による。

イ 避難路、避難誘導については、第5章第○節による。

(4) 避難訓練の実施に関する事項

要配慮者利用施設に指定された施設の管理者等は、避難訓練を毎年実施するものとし、実施の都度、町(総務課)に報告するものとする。

【資料編】 ○ ○ 「訓練報告様式（仮称）」

(5) 洪水浸水想定区域内に所在する施設の指定

資料編「要配慮者利用施設（洪水浸水想定区域）」による。

【資料編】 災害予防 11-1 要配慮者利用施設（洪水浸水想定区域）

#### 4 施設等の水害予防対策

(1) 河川管理施設等

河川管理者及び水防管理者（建設課）は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施する。また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、操作方法について関係機関との協議・調整を図る。

河川名	担当部署	責任者
安平川	建設課	建設課長

(2) ダム施設

ダム施設の管理者は、ダムゲートの操作に当たっては、常時、上下流一体の水利関係に障害を及ぼさないことに留意するとともに、洪水時においても河川の自然流量を増大させないことを原則とし、ダム操作規則に定めるゲート操作基準により適正な操作を行うものとし、併せて、設定した区間において放流警報を下流住民へ周知する体制の整備に努める。

また、不測の事態に備え、操作に必要な非常用電源や燃料等をあらかじめ確保しておくものとする。

## 第2 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき水防計画を作成するものとする。

また、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節による。

## 第12節 風害予防

風による公共施設、農耕地、農作物の被害の軽減を図るとともに、の整備を推進する。なお、水防に関する計画は、水防法に基づき作成する「安平町水防計画」に定めるところによる。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 予防対策	総務課、建設課	防災関係機関、自主防災組織

### 第1 予防対策

#### 1 情報収集・伝達体制の整備

台風による風害の予防は、気象状況を把握して情報を伝達する等、対応ができるようにする。なお、台風等の気象情報の収集及び伝達については、本章第8節による。

#### 2 公共施設等における安全措置

- (1) 公民館、学校、こども園、医療機関、福祉保健施設等の応急対策上重要な施設は安全性の向上に配慮するものとする。なお、特に警戒が必要な場合は、施設の安全措置に加えて、利用者や児童生徒の登下校の安全を配慮し、施設の閉鎖、休校の措置をとる。
- (2) 家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて、本町は施設管理者に対して、家屋その他建築物の倒壊防止、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
- (3) 風倒木による被害を受けるおそれのあるキャンプ場等は、速やかに閉鎖するとともに、利用者等に通知を行う。
- (4) 強風時の屋根からの転落や飛来物の衝突による事故を防止するため、暴風警報などが発表されている間は、高所作業等の措置や復旧作業を控えることを周知徹底する。

#### 家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置（一例）

- ① 戸、窓、壁に対する応急的な補強を行う。
- ② 倒壊のおそれのある建物は、ロープ張、筋交いのうち付け等の対策を行う。
- ③ 煙突、看板、塀、立木統を針金で補強する。

④ 電灯引込線等がたるんでいないかを点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

### 3 農産物等の風害防止

町（産業振興課）は、強風による農用地・農作物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して予防措置及び対策方法等について周知・指導を実施する。

#### 大雨・強風に備える注意事項（一例）

- ① 最新の気象所法を十分に確認し、早めの準備を行う。
- ② 用排水路は、風雨が強くなる前にゴミあげを行い、水の流れを確保する。
- ③ 農舎や畜舎、ビニールハウス、果樹棚などの施設のカウ部の点検、補修を行う。
- ④ 人命第一のため、風雨が強くなってからは見回りをしない。

## 第13節 雪害予防

本町は、異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等の災害に対処するための予防対策を、「北海道雪害対策実施要綱」に準じて防災関係機関の相互の連携の下に実施する。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 町の体制	総務課	
第2 予防対策	総務課、建設課、各課局	
第3 警戒体制	総務課	
第4 各交通機関の措置		
第5 町民への啓発	総務課	

### 第1 町の体制

本町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次の事項に留意して対策を講じる。

- 1 雪害対策体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡・伝達体制の確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制の確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 避難、救出、給水、食料・燃料等の供給体制を整備すること。
- 6 防疫、衛生等の体制を整備すること。
- 7 要配慮者の安否確認や除雪支援の体制を整備すること。
- 8 孤立予想地域に対する対策を講ずること。
- 9 除雪機械、通信施設の点検・整備を行うこと。
- 10 雪捨場の設定にあたっては、交通障害・溢水災害等について配慮すること。

【資料編】 北海道雪害対策実施要綱（雪害予防計画）

### 第2 予防対策

#### 1 除雪路線実施区分

除雪路線は、積雪寒冷地域における道路交通の確保に関する法律（昭和

31 年法律第 72 号) に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について次の区分により除雪を実施する。

- (1) 一般国道に係る道路は、北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所が行う。
- (2) 主要道道及び一般道道で道所管に係る道路は、胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所が行う。
- (3) 町道及び前 2 号に掲げる道路以外の道路で重要な路線は町が実施する。特に交通確保を必要とする主要道について優先して実施するものとし、雪害時に対処するため民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておく。なお、除雪実施の基準は次のとおりとする。

種 類	標準交通量	除雪目標
第 1 種	1,000 台/日以上 (町) 国道、道道及び主要道との連絡幹線、バス路線	2 車線以上の幅員を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力 2 車線確保を図る。
第 2 種	300 台/日以上 1,000 台/日未満 (町) 消防活動路、公共施設連絡路、通学路、車両通行の頻繁な路線	2 車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力 1 車線以上の確保を図る。
第 3 種	300 台/日未満 (町) 上記以外の住宅密集地区における生活関連道路	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては 1 車線 (4.0m) 幅員で待機所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

## 2 排雪

道路管理者 (建設課) は、町の行う除雪に伴う雪捨場を次の事項に留意して設定する。

- (1) 雪堆積場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の退避所を設ける等交通の妨げにならない要配慮する。
- (2) 河川等を利用して雪堆積場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努める。
- (3) 現在の雪堆積場は次のとおり

・○○ (○○)
・○○ (○○)
・○○ (○○)
・○○ (○○)

## 3 なだれ防止

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域住民に周知させ

るため、関係機関は、それぞれの業務所管区域内のなだれ発生予想区域に防止柵の設置を行い、又は標示板により住民に周知を図る対策を講ずるものとする。

#### 4 庁内連絡調整会議

雪害に備え、関係課局が横断的な連携を図るため、庁内連絡調整会議を設置する。

なお、設置期間は、11月1日から3月31日までとする。

### 第3 警戒体制

町は、札幌管区気象台等の発表する予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等や現地情報を勘案し、必要と認める場合には、第3章第2節に定める警戒体制に入るものとする。

- 1 町長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要があると認めたときは本部を設置する。
  - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。
  - イ 雪害による交通麻痺、渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を必要とするとき。
- 2 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容するものとする。

### 第4 各交通機関の措置

雪害により主要交通機関の運行が困難になった場合、各関係機関において次の措置を講ずることとしている。

#### 1 バス

バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

#### 2 鉄道

- (1) 乗客列車が渋滞又は不通となった場合は、前後ダイヤを勘案し対応する。
- (2) 食料供給については、北海道旅客鉄道が行うものとし、特別な場合にあっては、町本部に依頼することができる。
- (3) 乗客に避難収容の必要があるほかは、列車内収容を原則とする。

## 第5 町民への啓発

町（総務課）は、関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発する。啓発の要領については本章第1節による。

## 第14節 融雪災害予防

本町は、融雪による河川の出水災害に対処するための予防対策及び応急対策を、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じて防災関係機関がそれぞれの相互連携の下に実施する。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 町の体制	総務課	
第2 予防対策	総務課、建設課、産業振興課	防災関係機関
第3 応急対策	総務課	防災関係機関
第4 各交通機関の措置		苫小牧警察署
第5 町民への啓発	総務課	自主防災組織等

### 第1 町の体制

本町は、融雪災害対策を実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、次の事項に留意して対策を講じる。

- 1 融雪災害対策体制及び窓口を明確にすること。
- 2 融雪情報の把握に努め、連絡・伝達体制の確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり等、災害警戒区域等の警戒体制の確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 融水出水に際し、町民の水防に関する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

【資料編】融雪災害予防 14-1 北海道融雪災害対策実施要綱

## 第2 予防対策

### 1 気象情報及び積雪情報の把握

本町は、室蘭地方気象台と緊密な連携をとり、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等により、融雪出水の予測に努める。

### 2 融雪出水対策

#### (1) 重要水防区域等の警戒

第2章第3節「安平町の風水害環境」に定める区域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、町及び河川管理者は、次のとおり措置を講ずる。

ア 本町は、「安平町水防計画」により監視を行う。

イ 河道内の障害物除去

町及び河川管理者は、捨雪及び結氷により河道、導入路が著しく狭められ、災害の発生が予想される箇所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

#### (2) ダム、貯水池等の警戒

ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分に行うとともに、不足の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。

また、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう通報体制の確立を図るものとする。

### 3 なだれ等対策

(1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

(2) がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化するものとする。

### 4 交通の確保

道路管理者は、積雪、結氷、滞留内水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図る。

## 5 広報活動

町及び防災関係機関は、融水出水に際し、町民の水防に対する協力が十分に得られる量、あらゆる媒体を活用し、水防思想の普及徹底に努めるも。

## 第3 応急対策

### 1 町の措置

町及は、融水出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を胆振総合振興局が設置する融雪災害対策地方連絡部（以下、本節において「地方連絡部」という。）に通報するとともに関係機関との密接な連携を保ち、所要の措置を講ずる。

### 2 避難・救出等の措置

(1) 本町は、道と緊密な連携の下、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるとともに、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣の要請を道に求めるものとする。

(2) 本町は、融雪、なだれ、がけ崩れ及び地すべり等の災害により町民に自主避難を勧める場合に、町長の指示が出来ないと認めるときは、苫小牧警察署に対して避難の指示・誘導を要請するものとする。

### 3 災害対策本部の設置

本町は、融雪災害により災害対策本部を設置したときは、地方連絡部にその状況を通報する。

## 第15節 土砂災害予防

本町は、豪雨、長雨、融雪等発生時の土砂災害から町民の生命を保護するため、関係法令に基づく予防対策を実施する。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 現況	総務課	
第2 予防対策		道、防災関係機関
第3 町の予防対策	総務課	

### 第1 現況

町内区域における土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区の指定箇所は第2章第3節 安平町の風水害環境のとおり。

### 第2 予防対策

町、道及び関係機関は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、自すべり防止施設の整備を行うとともに、次の予防対策を実施する。

#### 1 予防対策

- (1) 道及び本町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所について、治山、砂防等の事業による土砂災害を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 北海道開発局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河川閉塞による湛水又は火山噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を行うとともに道及び市町村へ情報の通知を行う。

#### 2 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひ

とたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流の発生、河川の埋没による完遂災害にもつながるため、国、道及び本町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 道及び関係機関

道及び関係機関は、町民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努める。

(2) 町

町は、危険区域に居住する町民等に対し、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の通報や、町民自らによる防災措置について周知・啓発を図る。

### 第3 町の予防対策

#### 1 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

(1) 警戒・避難情報に関する情報収集

ア 気象台及び道が共同して発表する土砂災害警戒情報のほか、土砂災害緊急情報の通知を確実に受信できる体制を維持する。

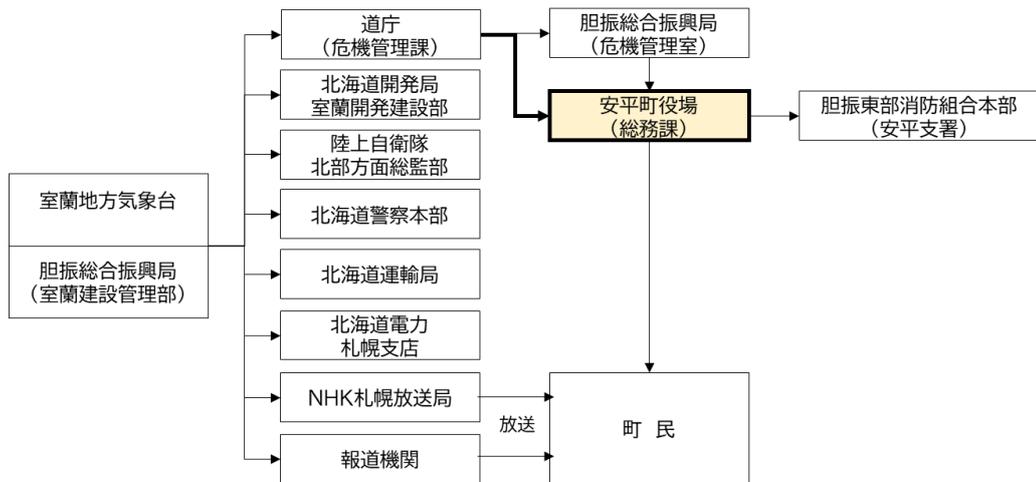
イ 気象台が発表する気象情報（土砂災害の危険度分布（土砂災害キキクル））の情報について、テレビ、ラジオ、電話、FAX、北海道防災情報システム、インターネット等により収集する。

ウ 町民、警察及び消防団からの情報提供及び町職員の巡回により、前兆現象や災害発生情報の収集を図る。

(2) 土砂災害系情報等の連絡系統

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が町民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、町民等の自主避難を支援することを目的とする気象情報の一つであり、市町村単位で発表される。

ア 土砂災害警戒情報の連絡系統



イ 異常現象を発見した者の通報については、第3章第3節第2「異常現象を発見した者の措置等」による。

## 2 土砂災害警戒区域等に係る対策

### (1) 避難情報発表の基準

ア 本町は、道が気象台と共同して発表する土砂災害警戒情報等が発表された場合、直ちに避難情報の発令を行うことを基本としつつ、土砂災害の危険度分布における危険度が高まったメッシュと重なる土砂災害警戒区域に対して発令するものとする。

イ 避難情報は、土砂災害警戒区域等を単位として発表するものとする。

ウ 避難情報発表の基準は下表のとおりとする。

#### (避難情報発表の基準)

避難情報	避難情報発表の基準 (概要)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 土砂災害の発生が確認された場合 2 「災害切迫」(黒)：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
【警戒レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)[土砂災害]が発表された場合 2 土砂災害の前兆現象(山鳴り、わき水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が確認された場合(巡回・住民情報) 3 「危険」(赤)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)[土砂災害]が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報)[土砂災害]となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合

### (2) 土砂災害警戒区域ごとの避難体制

本町は、次のとおり土砂災害警戒区域ごとの避難場所をあらかじめ指定する。  
 なお、土砂災害警戒区域ごとの避難経路（方向）及び避難先等については、  
 資料編 災害予防 4-15 のとおりとする。

(警戒区域ごとの避難場所)

地区	区域の番号・名称	避難場所	備考
早来栄	土 012 太子堂の沢川 土 013 変電所沢川 土 014 栄の沢 2 号 土 015 栄の沢	A	資料編〇—〇
早来北進	急 005 早来北進	A	資料編〇—〇
早来北進	土 036 ときわ公園の沢	A	資料編〇—〇
早来新栄	急 002 早来新栄 1 急 003 早来新栄 2	新栄第 1 会館、A	資料編〇—〇
早来新栄	土 016 新栄の沢	A	資料編〇—〇
早来新栄	土 017 シンエイ 1 の沢	A	資料編〇—〇
早来新栄	土 039 シモシンエイ 2 の沢	敷地内、(A)	資料編〇—〇
東早来	急 004 早来東早来	あかね自治会館、(A)	資料編〇—〇
東早来	土 007 東早来の沢	A	資料編〇—〇
早来北町	急 001 早来北町	A	資料編〇—〇
早来富岡	土 018 富岡東の沢	自宅避難、(A)	資料編〇—〇
早来富岡	土 019 富岡の沢	A	資料編〇—〇
早来富岡	土 020 キタノ沢	A	資料編〇—〇
早来富岡	土 001 フモンケ沢	A	資料編〇—〇
早来源武	土 040 源武の沢	D	資料編〇—〇
安平	土 005 自衛隊北の沢	C	資料編〇—〇
早来緑丘	土 009 緑ヶ丘東の沢	C	資料編〇—〇
早来瑞穂	土 006 瑞穂の沢	みずほ館	資料編〇—〇
早来瑞穂	土 025 瑞穂曲りの沢	みずほ館、(C)	資料編〇—〇
追分緑が丘	土 041 緑ヶ丘病院の沢 急 35 追分緑が丘	B	資料編〇—〇
凡例	A：町民センター、B：追分公民館、C：安平公民館、D：遠浅公民館		

### (3) 土砂災害警戒区域等の周知

- ア 町（総務課）は、町民等の自主避難を促進するため、土砂災害ハザードマップを作成するとともに土砂災害警戒区域に指定される区域に居住する町民等に配布する。併せて、町ホームページ等による公表を行う。
- イ 警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設に対しての土砂災害警戒区域を周知するとともに、急施設の名称及び所在地を明らかにする。

【資料編】災害予防 4-15 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

## 3 町民の防災意識の高揚、防災訓練

### (1) 土砂災害に対する防災意識の高揚

町（総務課）は、本章第1節第1「町民への防災思想・知識の普及・啓発」により、町民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

## (2) 防災訓練

町（総務課）は、本章第2節第3「町民、自主防災組織、事業所等の訓練」により、自主防災組織等と連携して土砂災害警戒区域内に居住（所在）する町民が迅速・確実に避難できるよう、土砂災害情報等の情報伝達及び避難行動を重視して防災訓練を実施する。

## 第16節 積雪・寒冷関連対策

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 積雪対策の推進	建設課	道、防災関係機関
第2 交通の確保	総務課、建設課	道、防災関係機関
第3 雪に強いまちづくりの推進	建設課、政策推進課	道、防災関係機関
第4 寒冷対策の推進	総務課、健康福祉課	道、防災関係機関

### 第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」(第4章第13節 雪害予防計画に基づき、相互に連携協力して実効性ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

### 第2 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

#### 1 除雪体制の強化

- (1) 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- (2) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

## 2 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (1) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
- (2) 道路管理者は、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、なだれ防止柵や吹雪等防雪施設の整備に努める。

## 3 航空輸送の確保

町（総務課、建設課）は、孤立が予想される地域へのヘリポート確保を促進するとともに除雪体制の強化を図る。

# 第3 雪に強いまちづくりの推進

## 1 家屋倒壊の防止

町（建設課）は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、町（政策推進課）は、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

## 2 積雪期における指定避難所・避難路の確保

### ア 積雪情報の把握

町（総務課、健康福祉課）は、適時適切に避難所の開設を行うことができるよう、気象情報及び指定避難所における積雪状況の情報収集体制の整備に努める。

### イ 施設及び避難路の除雪等

町（建設課、各課局）は、除雪を行い避難路の安全確保に努めるとともに、必要に応じて避難誘導の措置を講じる。

### ウ 避難所開設情報等の伝達

避難所の開設及び避難路の除雪情報等を町民に対して適時に伝達する。

## 3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町、道及び防災機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止をひきおこすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うように努める。

# 第4 寒冷対策の推進

## 1 被災者及び避難者対策

本町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

## 2 避難所対策

町（総務課）は、避難所における寒冷対策のための資機材等の備蓄・確保に努める。なお、備蓄・確保については、下表によるほか本章第3節及び「安平町防災備蓄計画」による。

区分	備蓄・確保の一例	備考
電源を要しない暖房器具等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータブルストーブ</li> <li>・湯たんぽ</li> <li>・使い捨てカイロ</li> <li>・灯油用ポリタンク</li> <li>・灯油</li> </ul>	採暖室を優先
積雪期を想定した資器材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長靴</li> <li>・防寒具（上下、帽子、手袋）</li> <li>・スノーダンブ</li> <li>・スコップ</li> <li>・救出用スノーボード</li> </ul>	広報（避難時の服装） 広報（避難時の服装）
非常用電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機</li> <li>・ポータブルバッテリー</li> </ul>	
トイレ（寒冷時に使用可能なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易トイレ</li> <li>・携帯トイレ</li> <li>・トイレ用パーティション</li> </ul>	開設当初から設置 // //
低体温症防止用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボールベッド、簡易ベッド</li> <li>・パーティション</li> <li>・非常食加熱剤</li> <li>・寝袋</li> <li>・スリッパ</li> </ul>	開設当初から設置 //

## 3 避難所運営

町（健康福祉課）は、ポータブルストーブ等による暖房に伴い、定期的な換気による避難所内の適正なCO<sub>2</sub>濃度の維持及びCO中毒防止の徹底を図るとともに、避難者に対するストレッチ体操指導等の健康指導を通じたエコノミークラス症候群・低体温症の防止や、暖かい食事の提供により低体温症の防止に努める。また、長期化等必要に応じたプライバシー確保や男女双方の視点に配慮した運営に努める。

## 4 住宅対策

町（建設課）は、道と連携し、積雪寒冷に対応する応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、継続的な検証、検討により改善に努める。

## 第17節 複合災害

本町は、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念されることを認識し、備えを充実するものとする。この際、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることに留意する。

(実施項目と実施主体)

項目	町担当課局	関係機関等
第1 予防対策	総務課、各課局	
第2 応急対策	総務課、各課局	

### 第1 予防対策

#### 1 複合災害に関する防災知識の普及

- (1) 自然災害は必ず単独で発生するものではなく、複合的に発生する可能性があること、また、その災害の組合せや発生の順序が多種多様であることを町職員及び町民等に対して周知を図る。

ア 複合災害として発生しうる災害の種類

災害の一例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害</li> <li>・風水害（風害、水害、土砂災害）</li> <li>・雪害</li> <li>・火山災害（降灰）</li> <li>・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害、放射性物質の飛散）</li> <li>・その他（感染症）</li> </ul>

イ 複合災害のパターン

①	先発の災害により、災害対応資源が著しく低下した状況で後発の災害が発生し、後発の災害の被害が拡大化する。
②	先発の災害により被害を受けた地域が復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、先発の災害への災対応を余儀なくされる。
③	ある地域と近隣の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散させたために対応力が低下する。

- (2) 防災知識の普及については、本章第1節による。

【資料編】複合災害 17-1 複合災害の事例

#### 2 複合災害発生時の被害想定の実施

- (1) 町の特性に応じて次の複合災害想定を設定する。

ア パターン①

- (ア) 先発災害：胆振地方における地震発生
- (イ) 後発災害：地震発生直後に台風及び前線の通過に伴う大雨
- (ウ) 影響：安平川及び支川における氾濫発生

#### イ パターン②

- (ア) 先発災害：胆振地方における地震発生
- (イ) 後発災害：地震発生半年後に台風及び前線の通過に伴う大雨
- (ウ) 影響：地震災害復旧の遅れ、洪水、土砂災害対応への遅れ

#### ウ パターン③

- (ア) 先発災害：北海道三陸沖地震発生
  - (イ) 後発災害：胆振地方における地震発生
  - (ウ) 影響：道及び他市町村からの応援資源の不足
- (2) 上記の災害想定に基づく図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資器材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- (3) 災害応急措置にあたっては、「人命救助を第一」、「二次被害の防止」を方針とした対応を徹底するよう努める。

### 3 防災施設の整備等

本町は、庁舎や指定避難所の被災においても活動が継続できるように、あらかじめ代替場所を検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

### 4 非常時通信体制の整備

被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動等の情報を獲得する体制の維持に努める。

### 5 避難対策

本章第6節による。

### 6 災害医療体制の整備

本章第4節による。

### 7 要配慮者対策

本章第7節による。

### 8 緊急輸送体制の整備

風水害編第7章第3節「緊急輸送活動」による。

## 第2 応急対策

応急対策の体制づくりのため、次の事項について平時から関係機関との連携の強化を図る。

### 1 情報の収集・伝達

風水害編第3章第5節「災害情報の収集・伝達・報告」を準用する。

### 2 交通規制

河川水位の上昇に伴う水防活動時に大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合に備えて、浸水、がけ崩れ、火災、建物倒壊による交通障害時が予想されるため、道路管理者及び警察署は交通規制を迅速に実施する。

### 3 道路の修復等

大雨により地盤が緩んでいる状況で地震が発生した場合、がけ崩れ、出水等が発生し、道路の寸断が予想される。このため、町及びは緊急輸送道路等の重要な路線を優先して道路の応急補修を実施する。

### 4 避難所の再配置

複合災害により災害状況に適合しなくなった開設避難所については、速やかに他の安全な避難所へ移動させる処置を講ずるとともに、避難所の再配置を実施する。

## 第 18 節 業務継続計画

本町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第 1 業務継続計画（BCP）の概要

〈作成中〉

## 第2 業務継続計画

### 1 基本方針

- (1) 町民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心に、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時最優先業務を継続実施できるよう、必要となる人員、資機材、庁内相互連携体制等を確保するため、業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務については、一時的に休止・縮小する。
- (3) 業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務は、非常優先度業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

### 2 業務継続計画（BCP）の対象

本計画の対象は、総合庁舎及び総合支所に入居する課局とする。

### 3 業務継続計画（BCP）の発動

- (1) 町内に震度6弱以上の地震が発生した場合に、自動的に発動することとする。なお、震度5強以下の地震及びその他の災害等が発生した場合においても、町長の判断において発動するものとする。
- (2) この計画が発動された場合は、他の計画等に優先して適用されるものとする。
- (3) 町長は、通常業務体制への復帰を判断したときは、その旨の指示を行うものとする。

### 4 災害想定

- (1) 想定する地震  
地震災害編による。
- (2) 想定する洪水  
本編第2章第3節「風水害環境」による。
- (3) 想定する大規模停電  
想定する大規模停電の期間は、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月 内閣府（防災担当））に基づき、1週間程度とする。

### 5 非常時優先業務の選定

- (1) 業務分析の評価  
通常業務のうち真に継続が必要な重要業務を抽出するため、発災後、業務停止による「社会に与える影響の重大性」、「どの時点までにどのような対応が必要とされるか」等について業務影響分析を行い、継続すべき優先

業務を抽出する。

各業務について、業務の中断や業務開始の遅延が「町民の生命、身体、財産の保護」、「業務継続のための環境を維持」、「社会経済活動機能の維持」等に及ぼす影響度を、発災時からの経過時間（1時間、1日、3日、1週間、及び1箇月の各時点を基準とする。）に応じて、当該業務が目標レベルに到達していなかった場合に、町民生活、経済活動等社会にどのような影響を与えるおそれがあるかについて、次の基準で評価を行うものとする。

評価	影響の重大性	基準時点において目標レベルに到達していないことによる影響の内容
レベルⅤ	甚大	甚大な社会的影響が生じ、大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。
レベルⅣ	大	相当の社会的影響が生じ、社会的批判が発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。
レベルⅢ	中	社会的影響が生じ、社会的批判が一部発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考えられる。
レベルⅡ	小	若干の社会的影響が生じるが、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考えられる。
レベルⅠ	軽微	社会的影響はわずかであり、ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても、その行政対応は許容可能な範囲内であると考えられる。

(2) 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定に当たっては、業務継続の基本方針に基づき、町の全ての業務を洗い出し、原則として、1箇月以内に評価レベルが「レベルⅢ」以上の影響が生じると考えられる業務を非常時優先業務として選定するものとする。

(3) 非常時優先業務の目標着手時期

選定した非常時優先業務については、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災後直ちに着手すべき業務、3日以内に着手すべき業務、1週間以内に着手すべき業務に区分し、それぞれの着手目標を設定するものとする。

各課局の設定は別表Ⅰを参照

(着手時間と目標復旧時間ごとの主な業務)

		目標復旧時間		
		おおむね3日以内	おおむね1週間以内	おおむね1箇月以内
着手時間	直ちに～ 24時間以内	[町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務]		
	1日～ 3日以内		[業務継続のための環境を維持する業務]	
	3日～ 1週間以内			[社会経済活動機能の維持に必要な業務]

想定される事象	○甚大な人的・物的被害が発生 ○役場庁舎の被災により、職員・資源・情報に制約が発生	○避難所生活者等から様々なニーズが増加	○社会機能の復旧に関する要望が増加
---------	--	---------------------	-------------------

#### (4) 非常時優先業務以外の通常業務

発災時、本町は町民の生命や生活を守るための災害応急対策業務を優先して行うこととなるが、通常業務の中でも町民生活に密接に関わる業務や役場の機能維持業務などの継続の必要性の高い通常業務を継続して実施しなければならない。

このため、各課局は、限られた人的・物的資源を非常時優先業務に投入し、業務を継続できるよう、「評価レベルⅡ」以下の非常時優先業務以外の通常業務を一時的に休止・縮小するものとする。(別表2参照)

#### (5) 各課局の取組

各課局は、業務計画の基本方針に基づき、非常時優先業務を選定し、業務を遂行する上で課題と対策について整理するものとする。

(別表1 各課局等の設定イメージ)

非常時優先業務

目標	レベルⅤ		レベルⅣ		レベルⅢ		レベルⅡ・Ⅰ	
	社会に与える影響が大きい						社会に与える影響が小さい	
時間	0分	30分	1時間	1日目	3日目	1週間	1箇月	
初期対応業務	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〇〇班: 情報収取、災害対策業務等</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>[町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務]</p> <p>各 班: 非常召集、職員の安否確認、非常対応業務等</p> <p>〇〇班: 災害広報、災害救助法</p> <p>〇〇班: 外国人支援</p> <p>〇〇班: 医療対策、福祉対策、被災者の生活救護等</p> <p>〇〇班: 物資調達</p> <p>〇〇班: 道路・河川等の維持、応急復旧、被災建築物応急危険度判定等</p> </div>							
体制確保業務	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[業務継続のため環境を維持する業務等]</p> <p>各 班: 非常時優先業務体制の確保等</p> <p>総務班: 庁舎施設維持、災害関係予算等</p> <p>情報班: 通信・情報システム確保</p> </div>							
機能維持 早期復旧業務又は 通常業務 (優先度が高い業務)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[社会経済活動機能の維持に必要な業務等]</p> <p>各 班: 町民の経済活動に直結する許認可、補助金に関する業務等</p> <p>〇〇班: 災害時の徴税等諸施策</p> <p>〇〇班: 廃棄物処理対策等諸施策</p> <p>〇〇班: 福祉サービス災害応急施策</p> <p>〇〇班: 商工・労働者被害者対策諸施策</p> <p>〇〇班: 農業被害隊患諸施策</p> <p>〇〇班: 公共土木施設の復旧対策諸施策</p> </div>							
通常業務 (優先度が低い業務)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[休止・縮小する業務]</p> <p>各 班: 庶務関係事務、緊急性のない業務</p> </div>							

(別表2 通常業務の仕分け)

優先度から見た通常業務の仕分け

[業務継続の優先度の高い業務(主なもの)]	
町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理、災害対応</li> <li>・インフラ(道路、河川、水道、下水道)の維持</li> <li>・医療、福祉等のサービスの確保</li> <li>・町民生活に直結する各種手当、給付金、貸付金等の支給</li> <li>・報道対応</li> <li>・その他、町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務</li> </ul>
業務継続のための環境を維持する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信基盤の管理運営</li> <li>・財務会計システムの管理運営</li> <li>・職場の安全衛生管理業務</li> <li>・その他、業務継続のための環境を維持する業務事務</li> </ul>
社会経済活動機能の維持に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道その他飲料水供給施設に関する業務</li> <li>・雇用対策及び労働相談</li> <li>・農作物の災害対策</li> <li>・被災者に関わる住宅対策に関する業務</li> <li>・町民の経済活動に直結する許認可、補助金等に関する業務</li> <li>・その他、町民の社会経済活動機能の維持に必要不可欠な業務</li> </ul>

[主な休止・縮小業務]	
各課局共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務関係事務</li> <li>・福利厚生(職員の感染症対策を除く)</li> <li>・職員研修</li> <li>・統計調査、調査研究、白書作成等</li> <li>・緊急性のない団体等の検査、報告聴取</li> <li>・多くの人が集まる集会・イベント等</li> </ul>

6 業務執行体制の確保

発災時においても業務継続を的確に行うためには、必要な人員の確保、適切な配置など業務執行体制の確保を図るものとする。

(1) 職員の動員

発災時に適切な職員配置を行うため、町地域防災計画の基準に基づき、各課局は配備計画を定めるものとする。

(2) 参集可能人員

勤務時間外の大規模地震発生時には、職員自身やその家族に被災、交通途絶等が予想され、平常時のような円滑な参集は見込めないことから、次のとおり参集可能人員を想定する。

ア 参集率の想定

- (ア) 発災～4日目
  - a 発災が夏5時の場合、7割が順次参集
  - b 発災が冬5時の場合、5割が順次参集
- (イ) ～7日目
  - a 発災が夏5時の場合、98%が参集
  - b 発災が冬5時の場合、96%が参集

イ 職員の参集想定

(ア) 発災が夏5時の場合

発災後	～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～4日	～7日
参集職員数						
職員参集率	11%	29%	48%	48%	70%	98%

(イ) 発災が冬5時の場合

発災後	～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～4日	～7日
参集職員数						
職員参集率	8%	20%	34%	34%	50%	96%

(3) 安否確認

- ア 各課局は、職員と連絡方法、緊急時の連絡体制を定め、安否確認体制を整備しておくものとする。この際、ラインワークスの活用に努めるものとする。
- イ 各課局で把握した職員の安否情報は、総務課（人事担当）に報告するものとする。
- ウ 職員が家族の安否を確認して職務に専念できるよう、家族内でメールや災害伝言ダイヤル等を用いた連絡方法について普及・周知を図るものとする。

(4) 職員の応援体制

- ア 非常時優先業務の実施にあたっては、各所属に参集する職員をもって対応することを原則とする。
- イ 他課局内の応援体制については、担当課長が調整し、その結果を総務担当課長に通報するものとする。
- ウ 課局内で職員を確保できない場合は、業務内容と必要人員数を申出ることにより、課局間の応援体制について総務課において調整するものとする。
- エ 災害応急対応の初期段階においては多くの業務量が予想される情報集、問い合わせ窓口等の対応職員については、風水害編第2章第1節「災害対策本部等の設置及び職員配備等」のとおり、各課局から別命なく総務担当課長に職員の差出を行うものとする。

(5) 職務権限の代行

- ア 災害時において非常時優先業務を適切に実施するためには、決裁権者

が被災などにより参集できない場合に備えて次の順で、職務の代行者を定めるものとする。

(ア) 副町長

(イ) 総務担当課長

イ 各課局においても、担当課長が被災などで参集できない場合に備えて、職務の代行者を予め定めるとともに、該当する職員に対して明示しておくものとする。

(6) 職員の健康管理

災害対応は長期にわたることも想定されることから、非常時優先業務が長期間に及ぶ場合に備えて、各所属においては休憩時間の確保や交代体制を整えるなどの健康配慮を行うものとする。

ア 夜間の勤務体制

非常時優先業務の状況に応じて勤務体制に緩急をつけて職員を休養させる。

イ 休憩時間の確保

各所属の長は、6時間毎に休憩時間を確保するよう努める。

ウ 交代体制

非常時優先業務の状況に応じて2交代や3交代の体制の導入を検討するとともに、非常時優先業務が長期間及び場合は休養日を付与するよう努める。

## 7 業務執行環境の整備

(1) 総合庁舎等に及ぼす影響

ア 総合庁舎及び総合支所庁舎は、耐震改修工事等の措置が完了しており、震度7の地震発生時においても建物は倒壊しない耐震性を有している。

イ 総合庁舎は洪水浸水想定区域外であり洪水時における庁舎の使用に支障はない。

総合支所庁舎は、洪水浸水想定4.4mとなっており、洪水時における庁舎の使用が困難となることが想定され、総合支所における初動体制に支障を来すおそれがある。

役場庁舎の耐震判定係数	
総合庁舎	1.25
総合支所庁舎（ぬくもりセンター）	1.0

(参考) 耐震診断の基準(is 値)

is 値が0.6以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
is 値が0.3以上0.6未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
is 値が0.3未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

## (2) 総合庁舎等の点検

庁舎管理者（担当課局）は、大規模な地震が発生した場合は庁舎の被災状況の確認と使用の可否を判断し、庁舎等への立入の可否がわかるような標示を行い、庁舎の被災状況及び庁舎利用上の注意点について職員に伝達する。

庁舎点検の担当課局		
総合庁舎	総務課	総務グループ職員
総合支所庁舎	総務課	総務グループ職員

## (3) 総合庁舎等の機能確保

### ア 執務室の機能確保

防火・防災責任者は、執務室の被災状況の確認と使用の可否を判断し、総務担当課長を通じて庁舎管理者に報告する。

また、執務室の被害を軽減するため、各課局の長は、あらかじめガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置を実施するなど、執務環境の向上と安全性確保に努めるものとする。

### イ 電源の確保

#### (ア) 総合庁舎（増築庁舎）

電力供給が途絶えた場合、総合庁舎（増築庁舎）においては、連続72時間運転可能な燃料を確保している非常用発電機により、防災行政無線、サーバー設備、北海道総合行政情報ネットワーク及び一部の照明・コンセント設備に電力を供給する。非常用発電機の燃料については、72時間を超える長時間の停電の場合には、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を活用するなどして燃料を確保する。

#### (イ) 総合庁舎（増築庁舎を除く）、総合支所庁舎

電力供給が途絶えた場合、非常用発電機(3.5kVA)3台により必要最小限の範囲で電力を供給する。また、非常用発電機の燃料については、非常用発電機1台当たり、13ℓを備蓄して初動体制に対応するとともに、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を活用するなどして継続的な電力供給のための燃料を確保する。

非常用発電機の保管状況		
総合庁舎	HONNDA EX4000	定格出力 3.5kVA
※研修センター	HONNDA EX4000	連続運転時間 5.8h
総合支所庁舎	HONNDA EX4000	燃料タンク容量 ガソリン 13.5ℓ

#### (ウ) 電気自動車による供給

非常用発電機及び燃料の不足により必要最小限の範囲での電力供給が出来ないときは、町が保有数する3台の電気自動車による電力供給を図る。

町の公用車（電気自動車）保有状況
------------------

総合庁舎	日産 リーフ	H26 導入、バッテリー40kWh
	日産 リーフ	H26 導入、バッテリー40kWh
総合支所庁舎	日産 リーフ	H26 導入、バッテリー40kWh

#### ウ 水の確保

庁舎の給水は、浄水場の停電により供給が出来なくなるため、断水時においては、給水車による給水により対応する。

#### エ 通信手段の確保

道が整備する北海道総合行政情報ネットワークや災害時優先電話等を活用し、被災情報の収集・連絡、災害応急対応の調整等を行う。

##### (ア) 北海道総合行政情報ネットワーク

道（振興局）とは地上系及び衛星系の2ルートにより電話（ファクシミリ）回線を整備されている。これらは一般電話回線不通となる事態においても関係機関との通信が確保されている。

##### (イ) 一般電話回線（NTT回線等）

a 一般電話回線が利用可能な場合には、災害時優先電話による道や防災関係機関との通信を確保する。

b 衛星電話回線が利用可能な場合には、災害時優先電話により防災関係機関との通信を確保する。

##### (ウ) 衛星携帯電話

総合庁舎（総務課）に配備するイリジウム2台により、一般電話回線が不通となる事態においても通信を確保する。

#### オ 情報システムの維持等

##### (ア) システムサーバーの対策

a サーバーなどの機器類を固定するなどの転倒等防止措置

b データおよびシステムのバックアップ措置

(イ) 発災時には、庁内システム（Face Office）の維持に努め、庁内の情報伝達の万全を期すものとする。

#### カ 食料の確保

発災時には、「安平町防災備蓄計画」により、災害本部要員用として360食を備蓄しているが、不足する場合は「災害時における物資の供給に関する協定」を締結している業者から供給を受けるなど、食料の確保に努める。

#### キ 暖房の確保

総合庁舎及び総合支所庁舎の暖房は、非常用電源による電源供給体制が未整備であるため、電源復旧までの間、ポータブルストーブ等による暖房による対応を実施する。また、「災害時における物資の供給に関する協定」を締結している業者から供給を受けるなど、暖房器具等の確保に

努める。

(4) 総合庁舎等の代替施設

ア 総合庁舎等が使用できない場合の代替施設は次のとおりとする。なお、総合支所庁舎が使用できない場合は、町有施設から利用可能な施設を選定して使用する。なお、町有施設については、公民館、学校などを想定する。

(ア) 総合庁舎

災害の種別	第一優先	第二優先
地震、大規模事故災害	総合支所庁舎	当時の状況による
洪水（複合災害時）	当時の状況による	当時の状況による

(イ) 総合支所庁舎

災害の種別	第一優先	第二優先
地震、大規模事故災害	ふれあいセンターい・ぶ・き	総合庁舎
洪水（複合災害時）	総合庁舎	当時の状況による

イ 災害対策本部等の執務室

災害対策本部等の運営の拠点となる代替施設に確保するスペースは次を基準として確保に努めるものとする。

(ア) 災害対策本部(本部長以下〇〇名、〇〇㎡) 【検討中】

本部長、副本部長、各対策部長、本部員が災害対策の基本的な事項を協議するために設置する。

(イ) 〇〇班及び〇〇班(〇〇班〇名、〇〇班〇名、〇〇㎡) 【検討中】

発災時に災害対策本部の設営、情報収集、情報伝達等の初動体制を確保し、災害応急対策業務を実施するとともに、防災関係機関との調整業務を実施する。

(ウ) 派遣職員待機場所(兼調整所)(〇〇㎡) 【検討中】

ウ 各課局等の執務室

各課局は、災害応急対策業務を中心に非常時優先業務を執行するための必要面積を算出し、スペースを確保する。

エ 事務機器等

代替施設で非常時優先業務を執行するための事務機器は、可能な限り総合庁舎において使用する事務機器を活用するものとする。

(ア) 事務機器： ノートPC、コピー機

(イ) 通信機器： 電話、衛生携帯電話、MCA 無線、ファクシミリなど

(ウ) その他： 事務消耗品、事務機器用を稼働するための発電機など

オ その他、代替施設内における通信手段の確保

災害対策本部及び各課局における電話（内線）については、今後、通

信事業者等との協定締結を推進することにより、必要な機材の確保に努めるものとする。

必要な電話数		
災害対策本部	3	本部長、副本部長(2)
	9	対策部長
	6	増強された本部事務局、派遣職員待機場所
各対策部	検討中	各班2
広報、 臨時窓口	2 4	班長、班員

## 8 計画の継続的な改善

### (1) 研修・訓練等

非常時優先業務を円滑に執行し、業務継続計画を実行性あるものとするため、各課局は平素から、発災時に速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を認識しておくとともに、業務執行体制等の確保について確認しておくものとする。

また、職員全員が非常時優先業務の重要性を共通して認識し、災害時に職員が自らとるべき行動について把握するなど、平常時の業務の中にも定着させているものとする。

そのため、各課局においては、下表及び本章第1及び第2節に示す訓練等を通じて職員個々の災害対応力を向上させるとともに、業務継続計画の周知・徹底を図るものとする。

(訓練機会の例)

種類	内容	対象	頻度(時期)
研修	新採用職員研修	町職員として基本となる災害対応について学ぶ。	新規採用職員 1回受講(4月)
	防災計画普及研修等	町地域防災計画の普及や防災に係る知識の習得を図る。	全職員 年1回を基準
訓練	総合庁舎消防訓練	総合庁舎における消防体制の向上と、職員の機材等取扱について習熟を図る。	全職員 年1回
	町総合防災訓練	道、防災関係機関等、町民と連携した防災訓練を実施して町防災計画の実行性の検証と災害応急対応能力の向上を図る。	全職員 3～4年に1回を基準
	災害対策本部運営訓練	本部の立上げや情報伝達等の手順について習熟を図る。	関係職員 2年に1回を基準
	非常通信訓練	非常通信一斉点検の機会を活用し、MCA無線(移動系)の取扱いについて習熟を図る。	関係職員 年に1回を基準
	防災機器等取扱訓練	非常用発電機、水防資器材等の取扱いの習熟を図る。	全職員 年1回を基準
	道・国が実施する訓練	安否情報システム全国一斉訓練等を通じて操作等の習熟を図る。	関係職員 関係職員は2年に1回を基準に参加
	地域で実施され	自治会・町内会が実施する避	関係職員 年1回以上

	る訓練	難訓練等において避難対策等の 応急対策の習熟を図る。		
--	-----	-------------------------------	--	--

(2) 継続的な改善

業務継続計画の適切な運用等を図るため、組織機構の改正、業務内容の変更、施設設備の変更、施設内配置の変更があった場合に必要な改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じて新たな課題等の洗い出しや非常優先業務の見直しなど、課題等の解消に向け、必要な改善を加えるとともに、内容の充実化を図り、継続的に災害対応能力の向上を目指すものとする。